

令和元年舟形町議会  
第3回定例会会議録

舟形町議会

## 令和元年舟形町議会第3回定例会会議録

招集年月日 令和元年8月28日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 9月3日 午前10時

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 奥山謙三

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 斎藤好彦

5番 石山和春

10番 八 歙 太

不応招議員(なし)

令和元年9月3日（火曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和元年舟形町議会第3回定例会第1日目

令和元年9月3日(火)

---

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域整備課長	伊藤武美
副町長	庄司雅人	総務課財政係長	八畝幸仁
会計管理者	須貝孝子	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊藤秀樹
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤幸一	教育長	齊藤涉
まちづくり課長	小野芳喜	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	農業委員会会長	加藤嘉久
住民税務課長	伊藤茂樹	代表監査委員	渡邊敬子
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八畝照光	監査事務局長	相馬昇

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

---

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議員派遣の報告

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

**議長** 開議に先立ちまして、国旗、町旗に一礼をお願いします。一同起立。国旗、町旗に礼。ありがとうございます。お直りください。

それでは、会議に先立ちまして報道機関より写真撮影の申し出があります。許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、写真撮影を許可いたします。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和元年第3回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。4番小国浩文君、8番叶内富夫君の両名を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

**議長** 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期については、奥山議会運営委員長より報告をお願いします。

**議会運営委員長** それでは私から、去る令和元年8月26日に開催された議会運営委員会において、第3回定例会の会期について協議しましたので、ご報告いたします。

令和元年舟形町議会第3回定例会の会期は、本日9月3日から11日までの9日間とすることにしましたので、ご報告いたします。

**議長** お諮りいたします。本定例会の会期は、奥山議会運営委員会委員長報告のとおり、9月3日から11日までの9日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日から11日までの9日間とすることに決定をいたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

### 日程第4 議員派遣の報告

**議長** 日程第3 諸般の報告並びに日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりですので、朗読は省略いたします。

---

## 日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、令和元年第3回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、東北農政局は30日、15日現在の県内の水稻作柄概況を「やや良」と発表しました。米の収量については安心し、後は値段がどうなるのかを注目しているところであります。昨年は8月に二度にわたる豪雨災害により多くの水田が被災したため、作柄概況を気にすることもできませんでした。ことしは舟形町にとって鬼門の8月を無事にやり過ごすことができ、本当に安堵しているところであります。災害に関しては、参議院議員選挙の関係で、自民党の岸田政調会長に二度、石田総務大臣に一度お会いして、舟形町の現状や財政的支援を要望することができました。また、先月議員の皆様が中央要望に、私も同行させていただきました。遠藤利明衆議院議員をはじめ国会議員の皆様、総務省の内藤自治財政局長にお会いして、災害における起債の課題についてを要望することができました。その後も県町村会の中央研修の折に、町村会を代表し改めて県選出国会議員の皆様が災害の起債をはじめ、特別交付税など財政的支援を要望したところであります。このうち起債につきましては、総務省から県を通じ、町に対して詳細な状況確認があるなど検討がなされているようであります。これも議員の皆様のご協力があったからこそこの場をおかりしまして心より感謝申し上げます。町としましても、今年度中に全ての災害復旧が終了するよう努力してまいります。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、6月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

### (1) 住民主体の地域づくり推進事業「地域づくりフォーラム」の開催について

7月5日金曜日町中央公民館3階ホールを会場に「地域づくりフォーラム」を開催しました。

この事業は、国の地方創生交付金を活用した平成29年度から令和2年度までの4年間事業の一環で、人口減少時代に対するこれからの地域づくりを模索し、住民主体による地域づくりの推進を図ろうと昨年度に引き続き開催したものです。今年度は教育委員会の大人塾との合同開催により、会場には平日の夜間にもかかわらず約60名の方から参加をいただきました。

講師には本事業のコーディネーターである東北公益文化大学からの紹介で島根大学教授の作野広和氏をお迎えし、舟形町の人口推移や人口ビジョンをもとにした現状の分析や、全国の地域づくりの事例などを紹介していただきながら、過疎地域における住民主体の地域づくりについて丁寧にわかりやすく講演をいただきました。

参加者からは、「とてもためになる講演だった。このような講演をまたお願いしたい」「人口

減少が進む中で、どのようなまちづくりを進めていくべきか改めて考えさせられた。また参加したい」などの意見があり、町の将来に関心や不安がある中で、講話を聞きながらこれからの地域づくりについて学び、意識の共有がなされたと感じております。今年度は、昨年度町内会ワークショップで作成した「町内会びじょん」をもとに、旧4小学校区において地区ワークショップを開催しており、来年度からスタートする町の第7次総合発展計画に反映することとしております。

## (2) 最上地区PTA研修大会舟形大会について

7月6日土曜日、舟形小学校を会場に約350名が参加した最上8市町村のPTAによる研修大会が開催されました。

「8つの個性で育もう 笑顔といのち輝く最上っ子」をテーマに、SNS利用に関する諸問題等、子供たちを取り巻く急激な環境変化への対応や、子供たちが夢と希望を抱くことのできる社会の創造について話し合われました。

大会の最後には、時代を担う子供の健全育成のため、学校・家庭・地域が一体となったPTA活動の推進が宣言されました。

## (3) 令和元年度最上地域ふるさと連合会舟形町訪問について

7月7日日曜日、令和元年度最上地域ふるさと連合会舟形町訪問懇親会を舟形若あゆ温泉で開催しました。

最上地域ふるさと連合会は、最上地域の出身者や縁故者で首都圏に居住または勤務する方々で構成され、市町村ごとに「東京友の会」の単位組織があります。毎年、新庄最上地域の市町村を輪番で訪問しており、ことしは舟形町を訪問する機会となったものです。

当日は、連合会の会員49名の参加のもと、新庄最上地域の首長、伊藤県議会議員、八楯町議会議員をはじめ町議会議員の皆様、もがみ南部商工会八楯舟形支部長、舟形町観光物産協会長沢会長、町・町内会長連絡協議会役員の皆様を、改修工事を終え見晴らしがよくなった大広間を会場に開催しました。町議会議員の皆様からのご出席をいただき、改めて感謝を申し上げます。

懇親会では、参加者より「ふるさとに帰ってきて心が休まる。ほっとする。あそこは、あの方は今どうしている」など近況を語り合い、終始和やかなひとときとなったほか、用意した献立に対し、「たくさんのおもてなしに感激した。特に新鮮で冷えたキュウリをみそで丸かじり。東京では味わえないぜいたく、トマトもおいしい」など、大変好評をいただきました。

また、連合会の菅野会長、舟形町東京友の会の沼澤会長より、町の振興に役立ててほしいと寄附をいただきました。有効に活用させていただきたいと考えています。

10月13日日曜日には、舟形町東京友の会舟形まつりが都内で開催される予定となっております。ことしは創立50周年の記念大会として開催される予定でご案内をいただいております。



町民の皆様にも大勢参加していただけるようお知らせしているところであります。

創立50周年の記念大会が盛会となるよう取り組んでいきたいと考えます。

#### (4) 第2回最上小国川鮎釣り甲子園大会について

7月27日土曜日、小国川一の関大橋付近を会場に「第2回最上小国川鮎釣り甲子園大会」が開催されました。この大会は、最上小国川清流未来振興機構の構成員である舟形町、最上町、小国川漁業協同組合、県が実行委員会を組織し開催いたしました。

最上地域のほか、宮城県からの参加もあり、高校生52名が地元の釣り名人よりサポートを受け、熱戦を繰り広げました。

また、表彰式前の検量時間を利用して昼食交流会を行い、地元産のおにぎりや鮎の塩焼き、芋煮、トマト、キュウリ、スイカを振る舞い、選手や保護者、指導者の方々より舟形町の味を満喫していただきました。

大会を通じ、高校生は釣り指導を行った大人たちと鮎釣りや地元のことについて語り合うとともに、最上小国川の豊かな自然の魅力と鮎釣り文化を体験してもらうことで、ふるさとへの愛着を深めてもらうことができました。

#### (5) 第41回山形県消防操法最上支部大会について

7月28日日曜日、第41回山形県消防操法最上支部大会が最上広域消防本部訓練場で開催され、町消防団代表の第5分団第9部（富田）が出場し、平成14年第23回大会以来18年ぶりに優勝を飾っております。消防団幹部及び最上広域消防南支署の指導もあり、個人賞を3人が受賞するなど、日ごろの訓練の成果を発揮されました。このたびの栄誉は役場玄関に優勝旗等を展示し、町民にお知らせしますとともに、今後の消防団のさらなる技術躍進に期待したいと思っております。

#### (6) 縄文の女神祭りの開催について

8月3日土曜日、4日日曜日の両日、舟形町中央公民館を会場に、町制65周年記念縄文の女神まつりを開催し、町内外より450名の来館者がありました。

縄文の女神をはじめとする国宝土偶5体の3Dプリンター作成レプリカのほか、西ノ前遺跡出土品、ほほえみ保育園園児によるめがみちゃんのぬり絵等の展示、また、縄文グッズ販売や縄文おやきなどの飲食物販売が行われたほか、初日には映画「縄文にハマる人々」を上映、上映後には、山岡信貴監督と舟形中学校の生徒、そして私も入ってのトークショーを開催し、縄文への興味と理解を深める貴重な機会となりました。

まつり中の2日間は、西堀町内会「縄文すずの会」の皆さんによる湯茶接待も西堀公民館にて開催されました。

#### (7) 県町村会主催の国会議員との意見交換会について

8月9日金曜日、県町村会主催の県関係国会議員との意見交換会が東京永田町の全国町村会

館で開催され、実情に即した災害復旧に向けた制度改善、新たな過疎対策の推進等について意見を交わしてきました。

各首長を代表して、昨年8月の二度にわたる町の豪雨災害での災害復旧についての問題提起をさせていただきました。具体的には災害復旧時の起債発行条件についてであります。

田畑などの農林土木施設は町が発注者にならず、被災者が自力で復旧させた場合、町が支払う補助金に有利な起債が適用されないことを問題点とし、早期に復旧し、翌年度の作付にも影響を及ぼさないように、また、農家の経営意欲を引き出すためにも改善が必要であると訴えてきました。

これについては、先ほど申し上げましたとおり、国において検討がなされているようであり、制度改善につながればと願っているところであります。

以上、7件について行政報告を申し上げます。

さて、本日は定例会に提案します案件は、令和元年度舟形町一般会計、特別会計補正予算についてが4件、条例の制定と一部改正の案件についてが3件、工事請負契約の承認についてが2件、報告案件についてが1件、人事案件について4件、平成30年度舟形町一般会計特別会計決算の認定についてが7件、以上21件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちまして、ご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、6月定例町議会以降のさきにご説明申し上げました主要行事以外につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

---

## 日程第6 一般質問

**議長** 日程第6 一般質問を受けします。順次発言を許可します。2番荒澤広光君。

**2番** それでは、皆様、おはようございます。

さきの通告書に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問の主題は、1つは、「デイサービスの体制検討が課題では」2つ目は、「自動車運転の安全対策が急務」と題して質問を行います。

まず1点目は、「デイサービスの体制検討が課題では」と題して行います。

舟形町でも高齢化が進んでいます。舟形町の65歳以上の人口割合が、平成29年度が36.4%、最上郡全体では32.7%、平成30年度は舟形町が37.9%、最上郡全体では33.5%と最上郡の平均値よりも高い割合になっております。平成31年4月の段階では、38.9%とさらに1%増加しているのが現状であります。本年6月末現在で、在宅での介護認定（要支援1から要介護5）を受けている方が265名、うち日中独居と思われる方が78名、この78名の方の中には認知

症または認知症が疑われる方が33名おります。この方々は在宅でのサービスまたは舟和会えんじゅ荘、ほなみのデイサービス、舟形徳州苑の通所リハビリテーションを利用しているようです。以上、町内3つの事業所は、朝9時ごろから夕方4時ごろまでがサービス提供時間になっております。町内3つの事業所に関しては現在全職員で限度いっぱいサービスをいただいております。利用者の皆さんは大変助かっていると思っております。しかし、心配なのは日中独居で認知症、または認知症が疑われる33名の方々です。夕方サービスから帰ってきて、家族は勤めからまだ帰ってきていない時間帯になります。フルタイムで勤務している家族は一般的には夕方5時までが勤務時間であり、勤務終了後すぐ退社しても最低でも1時間はお年寄りが1人きりの時間帯が発生しています。この時間帯に万が一何らかの事故、行方不明等の発生も心配されると思います。

一方、家族はお年寄りの状態により職場をたびたび早退し、肩身の狭い思いで職場に通い続けている方がいるのも実態です。こうした家族に対応するには、現状の事業所の体制は全職員でマックスのサービスを行っていただいております、これ以上は不可能であることを痛感しております。町としても手当てを行い、例えば保育所の延長保育のような30分でも1時間でも延長できるような体制ができれば家族が勤務終了後に利用している事業所に迎えに回り、一緒に帰宅することができ、お年寄りも家族の方々もお互いに安心して過ごすことができると思います。事故が起きてからでは遅いと思います。今後町として何らかの支援が必要と思いますが、町としての考え方をお伺いいたします。

続きまして、2点目になります。

2点目は、「自動車運転の安全対策が急務」と題して質問を行います。

全国的に高齢ドライバーによる事故の報道を目にしますが、私たちが普段生活をしている道路でも改善が急務なところが山積しております。自動車メーカー各社ではしのぎを削り事故防止のため安全装置を開発し織り込んだ車を製造しております。最近の車は運転中に道路のセンターライン、サイドラインをタイヤが踏めばドライバーにブザーで教えてくれる装置は軽自動車を含め全メーカーで標準化され、販売されています。しかしながら、町内を走る道路に関しては、センターライン、サイドラインが消えて見えない異常な道路上を私たちは毎日運転しているため、異常と思えなくなってしまっています。特に私は、新庄次年子村山線を毎日利用していますが、同様の状態です。せっかく事故防止のため安全装置のついた車を購入しても機能が発揮できず宝の持ち腐れ状態で事故の発生が心配されます。道路上の白線に関しては、町道に関しても同じような目線で再度確認をお願いいたします。

もう一つは、アスファルトが亀の甲羅状に欠損している箇所が多く目につきます。最近暫定的な補修を行っていますが、特に堀内十字路から洲崎町内の県道は欠損がひどくお年寄りの運転する電動車椅子のタイヤがはまってしまうような危険ところが数多くあります。また、

雪の対策として消雪道路になっていますが、このような状態では、当然ながら道路上に水は流れず雪は消えません。ここ数年の冬期間は奥の細道状態ででこぼこが発生し、車のバンパーを落とした事例もあります。昨年の冬は地域内の個人で小型のタイヤショベルを所有している方が善意で排雪等を行ってくれているのが現状です。この県道に関しては堀内橋のかけかえ工事も計画され、現在地質調査も始まりました。近い将来新しい橋だけが完成して堀内地区から人口が流出してしまう堀内橋にならないように、県への要望を、働きかけを早急にお願いたしたいと思います、町としての対応策をお願いいたします。

最後に、添付資料として県道36号の長者原十字路から富田、堀内、洲崎までの現状の写真も添付いたしました。目を通していただきたいと思います。

これで私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

**町長** それでは、2番荒澤広光議員の「デイサービスの体制検討が課題では」についてのご質問にお答えいたします。

介護認定は、介護度の低い順から要支援1から2と要介護1から5の7段階に分類されます。その中でも要介護度の低い要支援についてですが、要支援1は部分的に介助が必要であるが、基本的には独力で生活できる状態の方、要支援2は要支援1より日常生活動作にやや衰えがある状態の方になります。

また、現在は、制度改正により特別養護老人ホームなどに入所できる基準は介護3以上の重い介護度の方だけになっております。以前は、家族に介護が必要になると、仕事をやめなければならなくなるようこともありましたが、デイサービスなどの充実により、以前よりもよくなっていると思われま。しかし、議員のご指摘とおおり、介護をする家族の就労時間に応じたサービス体制には必ずしもなっていないのが現状であります。町で介護認定を受けている方は6月末で、要支援1が39名、要支援2が62名、要介護1が81名、要介護2が58名、要介護3が59名、要介護4が48名、要介護5が50名で、合計397名であります。そのうち265名が議員ご指摘のとおり、在宅での認定者であります。町内の事業所のデイサービス等の利用状況ですが、町内の3事業所で1日85名定員での利用となっており、そのうち認知症または認知症の疑いのある人は約40名いるようです。これは家族がいる人も含めての利用者です。

現在、町では第7期の介護保険事業計画に基づき、各種の介護サービスや介護予防サービスの事業を実施しております。また、認知症対策についてもこの計画に沿った支援を実施しているところであります。主な支援としましては、認知症安心ガイドブックの全戸配布、認知症サポーター養成講座の開催、介護予防教室や百歳体操の事業等に取り組んでいるところであります。

さて、町内の事業所での対応状況をお聞きしたところ、まず、えんじゅ荘のデイサービス事業では、現在、1名の利用者について朝の受け入れ時間を職員の出勤時間を早めて対応して

いるとのことですが、夕方については時間を延長してのサービス拡充は人員体制や収益性から難しいとのこととです。

次に、徳州苑ですが、通所リハビリテーションという事業の位置づけであり、介護事業所のデイサービス事業とは性格が異なることや、人的不足等もあり、認知症対策として時間を延長しての対応は現時点では難しいとのこととであります。

最後に、ほなみですが、通所、訪問、泊りを一体的に提供できるという事業所の特徴と認知症に特化した人材の育成にも努めており、可能な限り利用者の要望には応えるようにしているとのこととであります。このため、施設では、送迎はできないものの、家族の方が迎えに来てもらえるのであれば、延長して見ることも可能として、現在2人から3人を延長で見ているとのこととありますが、現在の定員25名に対し、登録者が24名おり、また、要支援1から介護度1程度の軽い介護度の方の受け入れは現在のところほぼいっぱいの状況ということとあります。

ご指摘のような夕方の時間の見守りサービス等に対するニーズに対応するには、担い手となる介護保険サービス事業所の協力が不可欠であると考えます。各事業所では、現在もできる範囲で可能な限りの対応をさせていただいておりますが、各事業所にも現在の人員体制や施設の収益性を考えると、今以上の対応は難しいということとあります。

また、町として必要な財源を手当てすることについては、介護保険料額に影響してくることもなります。いずれにしても、デイサービスの体制については、事業所及び関係者の皆様のご理解とご協力が不可欠でありますので、ニーズを踏まえながら、どのような対応をすべきか協議していきたいと考えております。

次に、自動車運転の安全対策が急務についてのご質問にお答えします。

近年、自動車の事故防止のため、安全運転を補助する安全装置機能が装備された自動車が製造販売されております。自動車メーカー各社がこれらの装置開発にしのぎを削っていることは事故防止につながり、大変よいことと考えておりますが、議員ご指摘のとおり、道路の中央線や外側線が消えていて、装置が反応しなければお宝の持ち腐れということになります。舟形町には、主要地方道や一般県道を合わせて8路線、約42.9キロの県道、県管理道路があります。議員ご指摘の県道における中央線、外側線等区画線が消えている箇所を引き直しの工事について、県に確認したところ、県では除雪やタイヤによる摩耗で薄くなり、視認性が低下することから、道路パトロール等の目視により、摩耗や剥離等の状況を把握した上で、交通量の多寡や、通学路、交差点などの交通安全上の必要箇所、事故の発生状況等を踏まえて、優先度を判断し、限られた予算の中で優先度の高いところから順次引き直し工事を行っているとのこととあります。

また、道路の修繕についても区画線と同様に、県では日常のパトロールにより、目視で路面

状況を点検した上で、異常箇所について優先順位を決め、順次修繕を実施しているとのことであります。なお、区画線の引き直し、道路の修繕ともに地域から特に強い要望があった箇所については、必要に応じて改めて職員が現地確認を行った上で、管内全体の優先順位にも勘案しながら対応を検討するとのことであります。

このため、町としましては、議員ご指摘の県道も含め、町内における優先度も考えながら、中央線や外側線の消えた箇所の引き直し工事や、道路の修繕を県に要望してまいります。

次に、当該地区の県道の除雪対策ですが、散水消雪と機械除雪であります。

議員ご指摘のとおり消雪道路と通常道路の境界部分は、どうしても雪の盤がついてしまい、段差が生じてしまいます。県では、冬季間においても、日常のパトロール等を行っておりますので、このような状態になった場合は、町及び県の除雪担当者にご連絡いただければ、早急に対応を行うようにしてまいります。

堀内橋かけかえ工事については、平成30年度から事業着手となり、早期完成を願うところであります。橋りょうかけかえ工事に伴い前後の道路改良工事についても対応していただくよう県に対して要望してまいりたいと思います。

最後に、町としての対応策であります。日常の道路パトロールを実施し、道路の異常箇所の早期発見と速やかな補修を行い、良好な状態の維持に努めてまいります。

さらに、維持工事については、交通安全上や交通量などを参考とし、優先順位を決めて、順次実施を考えております。歩行者や車が安全、安心に通行できる道路環境になるよう努めてまいりたいと思います。

**2番** ありがとうございます。

それでは、今ほどの答弁に対し、二、三質問、確認をさせていただきます。

まず最初に、デイサービスのほうですけれども、答弁書の中に、町の支援として介護予防教室、あとは百歳体操に関してですけれども、町内会単位で実施だと思っておりますけれども、その例えば百歳体操の実施状況、参加状況等を把握していれば教えていただきたいと思えます。

**町長** その点については、数字を、私こまい数字のほうを持っておりませんので、健康福祉課長のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

**健康福祉課長** ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

百歳体操につきましては、町内35町内会あるわけですけれども、そのうちの現在17の地区について実施しております。平成30年度実績になりますけれども、参加人数につきましては330名の参加というふうになっております。以上です。

**2番** ありがとうございます。

今の百歳体操に関しては17の地区で実施しているというふうな回答をいただきましたけれど

も、ほかの町内会でさらに実施するというふうな計画で17地区がさらに今後ふえていくのかどうか、その辺把握していれば教えていただきたいと思います。

**町長** 今後もふやしていく方向であります、詳しい状況等について健康福祉課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

**健康福祉課長** 百歳体操につきましては、広がりを見せてきておりまして、今後も継続していきたいというふうに考えております。団体の広がりにつきましては、町としましては、立ち上げの部分について協力しておりますし、また3カ月に一度の体力測定などに保健師が行ったりして、協力をしております。そういったことで立ち上げたいという要望が来ておる地区につきましても、現在二、三ありますので、そちらについては積極的にかかわって立ち上げていくようにしたいと思っております。

また、休止というふうになっているところも実は二、三カ所ございます。ちょっと今までかかわってきた人がかかわれなくなったとか、あと人数が少なくなってきたというようなことで休んでいるところも二、三ございますので、そういうところについても継続して地区において参加していただける方を募るなどの協力をしたりして、また開催できるようにというふうに考えております。

以上です。

**2番** ありがとうございます。百歳体操に関しましては、私の母親も参加しております。やっぱりそれぞれ個人の中で百歳体操にいざ参加してみれば、そのリズムが自分の中に入っているようで、かなり楽しみにして出席しているようなところもありますので、やっぱりこれからやっていない地区に関しましては町のほうでバックアップして、ぜひ拡大していけたらなと思います。ありがとうございました。

もう1点ですけれども、最上郡内にあるえんじゅ荘と同様の事業所へお邪魔して状況を確認してきました。利用者さんの家族へのアンケートをもとにして、この事業所では2011年度から体制を改善してきたそうです。長い人で1日8時間のサービス提供、また日曜日の稼働対応を行っているそうです。当然、こういうふうな対応をするためには、職員の増員、費用の発生も多くなりますが、お客様目線で対応し、継続しているとの総長さんのお話が大変印象的でした。

舟形町では、ほかの市町村にある事業所の現状も把握しているのかどうか、その辺もあわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

**町長** その点については、町で町外の施設を利用されている方もおりますので、そういった施設を利用していただくことは、特に問題はないというふうに思いますので、その点についてはそのように利用していただければというふうに思います。

ただ、やはり町内にある3事業所に同じようなことで提案を申し上げても、各事業所さんの

考え方がございますので、その点については、できることとできないことがあるのかなというふうなことで、その必要に応じては、町外の施設を利用していただくというふうなことも選択肢の一つとしてはなるのかなというふうに思うところであります。

**2番** ありがとうございます。

やはり問題点を提起して、利用者、あるいは行政、あるいは町内の事業所、それぞれの立場で話し合いをして、できるもの、できないものを精査して今以上にサービスが改善できるように今後していただきたいと思います。

町内の3つの事業所に関しましては、先ほど質問でもしましたけれども、限度いっぱいサービスを提供しているというふうな認識をしております。今の体制では、これ以上のサービスは不可能というふうな認識をしておりますけれども、これからはお互い介護する側、例えば勤めている方、私たちの世代ですけれども、定年が60歳から65歳、さらなる延長も考えられます。介護される側も今まで以上高齢化が予想されます。私たちもいずれお世話になる大変難しい問題ですので、皆さんと一緒に知恵を出し合い、問題の解決ができることをお願いし、デイサービスについての質問を終わりにいたします。

次に、自動車の安全対策について質問を行います。

先ほど町長の答弁の中で、地域から強い要望があった箇所とありましたけれども、今回添付した写真の箇所については、この要望に出ているのかどうか質問をしたいと思います。

**町長** はい、その町道、主要地方道新庄次年子村山線の洲崎地内の亀ノ子、亀甲状の状況については県のほうに要望をしております。

**2番** ありがとうございます。主要地方道、あるいは県道については、パトロール車をよく目にしますが、舟形町内のこれらの道路の交通量がどのレベルなのか、優先度が上位なのか、下のほうなのか、町として把握していれば教えていただきたいと思います。

**町長** はい、優先度については、県のほうに聞いても教えていただけないというふうなことだというふうに思います。やはり8市町村の中で限られた最上総合支所の予算を分配しているというふうなことになるかと思っておりますので、ある程度まとまった段階でそれがかなうようになるというふうになると思います。そういったことを考えながら、部分的な補修というふうなことでしのいでいって、最終的に舗装の打ちかえになればというふうに思っているところであります。

**2番** はい、ありがとうございます。私の質問の内容ですけれども、県道新庄次年子村山線を大まかな事例として取り上げましたけれども、町道に関してもどうなのか、こういうふうな状況があるのかなのか、把握していると思いますので、その辺もあわせて現状を教えてくださいたいと思います。

**町長** 道路の維持工事、修繕等についてであります。修繕等についても例年どおり予算を確保



しておりますし、今年度は維持工事については、昨年よりも500万円ほど増額しながら、道路の維持修繕に努めるというふうなことで対応しているところでもあります。その中でもやはり限られた予算でございますので、優先順位が出てきてしまうというふうなことになるかというふうに思います。

以上です。

**2番** はい、わかりました。まだ暑い時期ですけれども、これから冬場の問題も心配していかなければならないと思っております。冬場の消雪道路の点検作業もこれから入ってくると思われそうですけれども、間違いなくことしも雪が降ってくると思います。雪が降ってからの点検を行っている県道、町道も目にしますが、点検作業は寒い中、作業者が一番苦労していると思います。降雪前の早目の点検が必要だと思いますが、町としてはどのような対応をしているのか教えていただきたいと思っております。

**町長** はい、1つは、消雪道路の件に関しまして、まずは県のほうの方針としまして、消雪道路を新規につくることはないというふうなことで、県道のほうの消雪道路が主に言えば、井戸とそれから散水する施設というふうなことになるんですが、井戸がだめになった場合について、新たに井戸を掘ることはないというふうなことでありますので、いずれ消雪道路から機械除雪に変わっていくものというふうに思います。町のほうではさすがにそういうふうなことはできませんので、消雪道路を継続しながらというふうなことで今のところいます。消雪道路の点検についてであります。消雪道路を点検するにしましても、まずは井戸から地下水を汲み上げるということが必要になってまいります。そうした場合には、消雪道路というもののについての電気代の関係がございまして、消雪道路の消雪井戸、ポンプ等の契約については、東北電力さんと冬期利用の契約を結んでいる関係上、夏期間動かすとすると、別の仮設電源等を利用しなければいけないというのが現状にあります。したがって、11月からとかいうふうな東北電力との契約に基づいて実施されるというふうなことになってしまうものですから、点検時期が県道、町道を含め、多くの箇所になってしまっていて、12月頭等々まで行ってしまうというのが現状であります。そういった事情もあるというふうなことをご承知いただければなというふうに思います。

以上です。

**2番** はい、ただいまの消雪道路の点検については、東北電力との絡みがあるというふうな回答がありましたので、それについては納得しましたけれども、やはり気候のいい時期になるべく終わらせれば、点検する側もお互いいいのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、車の安全装置についてですけれども、特に最上地域は冬期間雪により機能することができないと思っておりますので、冬場は最新の車を購入しても安全装置は眠らせておかなければ

ればならないと思っていますけれども、雪のない時期、雪解け早々ですけれども、十分にその車の機能が発揮できるように環境を整えていただきたく、粘り強く要望活動をぜひお願いしたいと思います。その辺は、町としても同じような認識でよろしいでしょうか。

**町長** はい、その点については、私も同じように考えておりました、先般、県の幹部職員との意見交換会の折にも私のほうから県のほうに要望をさせていただきました。ちょうど一般質問の件もございまして、せっかく安全装置付きの車を買っても、それが機能しないというような県道、地方道であってはそれは困ると。ただし、1つは雪であったり、除雪であったり等によりまして、毎年消えてしまうという現状もあるんだと。だとすれば、県と町というか、県と市町村とあわせて、国のほうに毎年毎年の雪害というふうなことで新たな交付税なり、財政支援を求めるべきではないかと。それをすることによって、少なくとも雪が消えてから、降雪までの間は、安全装置付きの車がしっかりと機能するようになるのではないかというふうなことで県のほうに要望をし、県のほうとしても業界から等の要望もあったようで、国のほうにさらに一緒になって要望してまいりましょうというふうなことの回答を得たところがあります。そういった意味で、町としてもこれから引き続き要望してまいりたいというふうに思います。

**2番** ありがとうございます。やはり民間の企業、車を特に今回の事例に関しましては、車をつくる側はしのぎを削って安全対策、安全装置を導入しているわけですので、ぜひこの辺が無駄にならないような対策をぜひ継続してお願いしていきたいと思います。

これで私の2点の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

**議長** 以上をもって、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、7番佐藤広幸議員。

**7番** おはようございます。

それでは、私から2点について一般質問をさせていただきます。

質問の主題といたしまして、1つ、舟形一の関線星川タクシー前より子育て支援住宅前までの道路整備の必要性を問う。

2、子育て支援住宅近くに子育て公園をと題しまして質問をさせていただきます。

(1) 現在、舟形一の関線小学校前より一の関入り口信号までの区間の歩道拡張工事が進められており、早期完成が待ち望まれます。

一方で、同じ区間の星川タクシー前から子育て支援住宅までの町道の整備はおくれています。この区間は、唯一小学生が集団登下校をする区間でもありながら、道幅も狭く、車の往来時はスムーズに交差することが難しい区間もある状況です。現在、最も整備がおくれている通学路になってしまったと感じています。

せめて側溝整備と蓋がかかれば広く使うこともできると考えます。町の長期展望に立ったこ

の区間の整備の考えを質問いたします。

(2) 第三町内会のハリヨ地区には子育て支援住宅3棟をはじめ、旧小学校跡地の住宅地域、今後建設が進められる定住促進住宅や他にも宅地造成計画等もあり、少しずつ若い世代の住民がふえつつあります。そんな中、子供たちが道路で遊んでいる姿も目につくようになってきました。

また、一部住民からも目の届くところに子供の遊び場があればありがたいという声もあります。

この地区は町において発展地域になってきていることと思いますが、子供の遊び場という観点から憩いの場としての子育て公園の必要性があると考えますが、町の所見をお伺いします。以上です。

**町長** それでは、7番佐藤広幸議員の「舟形一の関線星川タクシー前より子育て支援住宅前までの道路整備の必要性を問う」についてのご質問にお答えします。

現在、町道舟形一の関線は舟形小学校から一の関地内の県道新庄舟形線の交差部まで歩道整備事業を平成30年から工事着手し、今年度は200メートルの工事予定であります。令和2年度に完成予定であります。

ご指摘の星川タクシー前から子育て支援住宅までの区間は、舟形小学校の通学路であり、午前7時30分から午前8時30分までの通学時間帯はスクールゾーンで車両進入禁止の規制がかかっております。

また、当該路線の全区間は家屋連担地区であり、道路の拡幅による歩道整備は現実的に困難であり、現道幅員を最大限に活用した整備になると考えます。

また、路線内の定泉寺から子育て支援住宅の区間については、側溝が流雪溝として利用されており、利用者からはコンクリート蓋を設置すると、投雪ができなくなるため、現状の鋼製枠のままでよいとのご意見もあります。

このような状況を踏まえ、今年度は、町道維持工事として、星川タクシー前からの一部区間について、側溝整備と蓋設置工事を実施する予定であります。

先ほど申し上げましたとおり、当該路線の全区間が家屋連担地区であることから、道路の拡張による歩道整備は現実的に困難であるため、長期的な改修計画は現段階では予定しておりませんが、舟形小学校の通学路でもありますので、町民が安全・安心に通行できるよう対応できることはしっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、「子育て支援住宅近くに子育て公園を」についてのご質問にお答えします。

まず、舟形第三町内会周辺の公園等の状況ですが、町民グラウンド、河川公園、そして町営住宅脇のなかよしランドがあります。

なかよしランドは、舟形第三町内会が設置し、管理している施設で、遊具・ベンチが整備さ

れ、広場や木陰があり、かつ町内会の管理が行き届いた立派な公園であり、まさに子供の遊び場であり、憩いの場であると思います。

もう少し範囲を広げますと、河川公園チャイルドランド、若あゆ温泉、あゆっこ村ふれあい広場があります。これらは遊具、修景施設、休憩施設等が調っており、かつ川と山、異なった魅力をもっております。どちらも舟形第三町内会ハリヨ地区から車で5分圏内にあり、若い子育て世代には移動で苦にならない距離であり、住みたいと思う理由の一つでもあると思います。

また、ハリヨ地区では、現在、定住促進住宅の宅地造成、福祉避難所整備を進めておりますが、福祉避難所用地の一部については、冬期間は堆雪場所とし、春から秋にかけては子供たちの外遊び空間として活用できるようにしたいと考えております。加えて、福祉避難所の一部について、平時は防災展示室兼オープンスペースとして開放し、子供たちが遊べるようにすることも検討しております。

これら既存公園の有用性も踏まえ、ハリヨ地区においても福祉避難所とその用地をうまく活用した子育てに資する憩いの場の整備を進めてまいります。

#### 7番 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、星川タクシー前より子育て支援住宅までの道路整備、この必要性については、この質問をするに当たって、やはり父兄の方々に何名かですけれども、「どうだ」と「今子供たちはどんな状況に置かれている」という、そういう問いを投げかけて、その回答をもらいながら質問をさせていただきましたけれども、回答としてはこういうことでした。「とにかく気をつける」と「狭いし、やっぱり車も思った以上にスピードを出してくる車もあるから、とにかく車に気をつけて通学しなさい」というのが大体、そういう似たような答えでした。つまり、そういう注意点、注意を払って父兄は子供を送り出していっているということだと思います。

さらに、私も近くに水田がありますから何度も通るわけですが、交通安全協会の方やPTAの方々が設置されたと思われるような旗、注意の旗や危険場所の旗等も立っております。そういったことを考えますと、父兄にしても、各団体にしても、ここの狭い通学路に関しては、努力しているというふうに私は思っています。ほかの団体。つまりあとはやはりこの舟形町がこの通学路としての整備をやはり今後進めていかなければならないということに今来ているのではないかなというふうに思いまして、今回質問をさせていただいたわけです。

そういった観点から言いますと、7時半から8時半までに道路規制がやっぱり敷かれておりますけれども、大体その間に子供たちは通学しますけれども、私が一つ重要視したいのは、帰りですね。帰りは規制されていませんし、やはり車の往来というのはあります。私もきのうもちろん通って見たわけですが、やはり学校側から駅側に歩いてくる学生と、お年寄りが今度は子育て支援住宅のほうに歩いていく方、これが両方重なったときの車の通り

にくさ、これはやはり非常に問題だなというふうに思いますし、そういった観点からもこの道路整備というのは、進めなくちゃならないというふうに思います。

この答弁書にありますとおり、なかなか家の移転等をするということは難しい、私もそれは理解しております。ならば、やはりあそこの両側にある側溝整備等をきちんと進めていくというのがやはりこれから町が取り組んでいかなければならない課題だろうなというふうに思います。

私の想定外のいい質問だなというふうに思ったんですけども、ことし、星川タクシー前より一部区間側溝整備と蓋工事を実施する予定でありますという答弁をいただきましたので、これどのあたりのどういう工事になる予定なのか。そこら辺のところについてちょっと当初では私気づかなかったもので、後で整備することになったんじゃないかなというふうに思っていますけれども、ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

**町長** これは維持工事の中ですので、例えば路線のどこの側溝整備をするかという一応の目標を立てて予算は立てているわけがございますけれども、その詳細について議員の皆様にお知らせをしたかどうかは多分していないのかというふうに思います。

ただ、今の現状でいきますと、星川タクシーさんのところからの両側をお寺さんに向かって予算の範囲内で既存の今現場、うちの水路になっていると思いますけれども、それを既設の側溝にして蓋をかけて、広くとれるようにというふうなことで、今のところ考えているところであります。

ただ、先ほど申し上げましたといいますか議論になりました子供たちの件についてであります。私も先日、母親委員会の方と意見交換をする機会がありまして、母親委員会の方々から、逆に子供たちが我が物顔に歩いていて、集団登校の体を成していないと、そこはもう少し学校側でもしっかり指導しないと、かえってだめだというふうなことが意見になりました。特に下校の際は、道路の中央を歩いている子供多くいると。これでは、何のための下校の指導とか、学校でしているのかわからないというふうなことで、その点については、もう一度きちんと学校側に指導してほしいというふうなこと、それから万世さんの米倉庫のあたりに毎日主任児童員の伊藤富男さんが立っていただいて、声かけをしていただいているというふうなことが大変ありがたいというふうなことでありました。その中で言われたのが、やはり網目が大きくて、子供たちが逆に面白がって網目を歩くことがあると。その点については、やはり町のほうとしても考えてほしいというふうな要望がなされました。その点について、先ほど答弁しましたとおり、あそこの区間については、流雪溝という一部機能を持っております関係上、今までの利用者何十年と好きのところから好きなように雪が投げられていたものが、今度は重い蓋になるというふうなこと、それから投雪場所が限られるというふうなことで、地元の方々からなかなか理解していただけないという現実が前にございました。そう

いったことを地元の人方から理解していただいて、子供たちも安心して通学できる。そして、蓋をかけたことで幅員広くなって、安心して通学できる地域の人たちも安心して歩けるような、そういう道路にしてまいりたいというふうに思っているところであります。

7番 町長がおっしゃるとおり、子供たち、たまたまですけれども、きのう通りかかって、下校のときの子供たちの集団と出会ったわけですが、やはり車が通って、私が通ろうとしても、一切車に対してよけようとはしなかったですね。ですから、母親委員会の方々がおっしゃるような意味もわかるような気がします。ただ、その現状として、やっぱりよける場所がないというのもあるので、当然、我々運転者は教習所で、私、免許を取るときに、言われたことが2つだけ覚えがあります。「車は最大の凶器だから、その凶器を手にしたんだから、気をつけて運転しなさい」というふうに18歳のときに教えられたことが頭に一つあるので、歩行者がいたら絶対子供がよけようとも、よけなくてもとにかくゆっくり走るといのは、これ、私気をつけていますけれども、もう一つは、「側溝に脱輪したら、これ事故ですよ」と。事故になるということをお教えされたものですから、これに関して、私、運転する上において、脱輪したこともありますけれども、その2つがやっぱり頭に残っております。

そういった観点からも、やはり道路の通学路の整備というのは必要で、子供たちが通るときにちょっとよける場所というのは必要なだろうなというふうに思います。

ということで、その投雪する場合においてのあの大きい網が投雪する場合邪魔になるという意見ですけれども、やはりそれも事実でしょうから、やはり私としては、ところどころ狭い区間に車がちょっと退避できる。向こうから車が来たらよけられるという、すれ違いができるという退避場所がある程度のところをつくっていただければ、その鉄棒の対策になるんじゃないかなというふうに私は思います。

さらに、じゃあどういう現状なのかという具体例を挙げますと、いい工事をしてくれたなというところが1カ所あります。それは第一町内会の八幡神社の上り口から第一町内会の南さんの家のあたりまでの八幡神社の入り口から、南さんのほうに向かっていくところを目指していくと、左側のところに側溝を入れてくれたんですよ、五、六年前に。これは住民の方がすごく喜んでます。さっき言った脱輪にならないんです。だから、車が、すれ違いができるということで、非常に喜んでおりますし、それを第三町内会のあそこの定泉寺から子育て支援住宅の前までのところに当てはめてもらいたいわけです。つまり片側は流雪溝だけでも、片側は側溝整備がなされていないと。そこの側溝整備がされれば、幅員は30センチから40センチぐらいは広がるわけですから、非常に住民の方々も登下校する学生たちも喜ぶ。こういうことになろうかと思えます。さらに退避場所があれば最高であるというふうに思えます。すぐにはできないでしょうけれども、長期的な展望に立って、そういった計画を立ててもらいたいなというふうに思うわけですが、長期展望に立って町長、どうですか、

ことは定泉寺入り口までだそうですが、将来、3年でも4年でもかかっても、そういう段階的に工事していただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか、その点。

**町長** その点については、やはり先ほども申し上げましたとおり、安全・安心に通学していただける、もしくは地域の人たちも安全・安心に通行できるような、そういう道路にしていきたいという考え方は間違いなく持っておりますので、ただ、今のちょっとお考えを聞きますと、星川タクシーから定泉寺側のほうについては流雪溝で、その反対側、小国議員の家のほうを側溝整備していこうというふうな考え方なんでしょうか。舟形の八幡様のところについては、現場打ちの水路だったために、側溝を整備していくことが可能だったんですが、反対側については、流雪溝のために、現在も鋼製枠の同じような枠がそのままのっている状況であります。そういった現状というふうなことにするのか、それともさっき言いました流雪溝なんだけれども、側溝整備をしながら、新たな蓋をかけるようなことにしていくのかというふうなことで、あとでご指導いただければというふうに思います。

以上です。

**1番** しっかりとご指導的意見を述べさせていただきながら、家を移転しなくても十分に対策ができる通学路、整備された通学路ができるというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

こういった整備を進めるということは、これからの時代は自転車の時代、電動カートの時代、こういうふうになると思います。その時代に即した道路にも合致してくるというふうに思いますので、こういった整備というのはこの通学路を皮切りに今後町道整備なんかも頭に入れながら、整備していただきたいというふうに思います。

それでは、次に「子育て支援住宅近くに子育て公園を」という質問についての再質問をさせていただきます。

まず、このなぜこういう質問をするかというふうに申しますと、やはり住民の声です。住民の声が、やはりあそこの子育て支援住宅に住んでいる方々のお子さん方が比較的小さい年代が多いものですから、どうしても目の届くところで遊ばせたい、あるいは忙しい仕事の合間にちょっと連れていきたいという、そういう観点だというふうに思うんですけども、私はあそこのあの地域は、将来、第五町内なり、ハリヨ町内会という形で発展していくものと考えています。そういう意味では、やはりこういった公園なり、憩いの場というのを近くにはあると言いますが、そういう将来何年か後にそういった町内会私は発展していくと思っていますから、そういったところに憩いの場を若者世代に提供するという、町の姿勢は必要なんじゃないかなというふうに思っています。

これについても非常に私は、私の言いたいことを答弁してくれたので、非常にいい回答だな

というふうに思っています。

というのは、どこかといいますと、この福祉避難所の一部について、堆雪場所にするというふうな考え方もあるようですけれども、空いた土地に、それ以外は子供たちの外遊び場の空間として活用できるようにしたいと。こういうふうな答弁があります。まさに私はそこを言いたかったわけでありまして、土地を購入する際、避難所に建てるためだけの場所にしては広過ぎるのではないかと、こういう私、質問をいたしました。一部その部分だけを残して買うわけにもいかないという部分について、私は、こういう使い方をできるんじゃないかというふうな質問を今回しようと思っていたのを、行政側がそこに着目してくださって、そしてそういう答弁をしてくれましたので、この答弁書を書いたこの内容について、どういう計画、あるのかなのか、これからつくるのかちょっとわかりませんが、福祉避難所の空き地、ちょっと広いスペースについて、どういうそういう子供たちの遊び場空間として活用できる場所にしたいと考えているのか、質問したいと思います。

**町長** 福祉避難所につきましては、文字どおり災害に遭ったときに、障害者の方を避難させるというふうな施設でございます。ただし、平時の場合には利用されないというふうなことで、もったいないというふうな思いがございます。すぐ前に、ほほえみ保育園がございまして、現在、ほほえみ保育園の中には、子育て支援センターというものがございます。しかしながら、ほほえみ保育園の現状を見ますと、最近は無満児、2歳児からゼロ歳児までの入所される方が多く出てきております。そうした場合に、人的な配慮はしておるんですが、無満児といって、一緒くたにその一つの部屋に入れておくというふうなことは非常に危険なために、現在一つの部屋をパーテーション等の区切りをつけまして、要はゼロ歳児、ほぼ寝ている状況、寝返り等がようやくできるぐらいのところの方から、2歳児になりますと、元気に動き回る子供たちが出てきます。そうしたときに、やはり今の無満児の方々が狭いというようなこともありますので、子育て支援センターの一部を子育て支援センターを福祉避難所のほうに持ってきてたいと。福祉センターとしている場所について、無満児等の対応をしていきたいというふうに思います。そうすることにおいて、まず保育所のほうで一つの問題が解決できます。それから、園長先生とお話をする中で、園庭がわりかし狭いということがあります。3歳児から5歳児までの園児が一堂に遊んでしまうと狭いというふうなことがあるようです。そういったことも踏まえまして、町としましては、大きな面積を購入させていただきましたので、国の補助金にある程度該当になるように、堆雪場所というふうなことでの言い訳をしながら、そういった園庭のものになるような形で、できれば人工芝等を設置して、天然芝ですと本当はいいんですけれども、堆雪をした場合に芝の管理というのが非常に難しいというふうな思いもございましたので、人工芝で裸足で遊んでいただけるようなところがあればなというふうに思っているところです。



一方、この福祉避難所の通常避難してきた方の障害者の方の部屋はつくりますけれども、一時的には近所の方も避難してくるというふうなこともあるので、オープンスペースとしての場所を確保しております。そういったものについては、子育て支援センターとして平時に使用している中で、その部分について、中遊びができるようなスペースというふうなものも考えながらというふうに今のところ計画をしているところであります。

そういった状況で今のところ実施計画を策定中でありますので、実施計画ができ上がり次第、議会の皆様にもお示しすることができると思いますので、その際について、計画を申し上げられるというふうに思います。

以上です。

**7番** はい、ありがとうございます。福祉避難所を平時に有効的に使うという意味で検討されているということですので、今後の進展、見させていただきたいというふうに思います。

旧舟形小学校、あそこに住宅地になって、道路が広いものですから、やはり子供たちが遊ぶ姿というのを目にしたり、たまに野球したり、サッカーしたりしているのを見かけるんですけども、我々西堀に家が建つ前は、あの田ぼでよく野球して遊んだものですけども、なかなかそういう時代でもありませんし、やはり子供たちが道路で遊ぶのは多少はしょうがないとしても、そういった遊び場の提供というのは、きちんとしていかなくちやならない時代かなというふうに思います。

川で泳ぐにしても、親の同伴がなければ泳ぐなという指導だそうですから、これもやはり私たちが子供のころ、一人で川で泳いできて「川に入ったんだったら風呂に入らなくていいよ」なんて、おふくろに言われたものですけども、そういう時代でもやっぱりなくなってきたというふうに感じます。本当に子供たちの成長に関して、どういった整備、私、今回は公園というふうに言いましたけれども、整備が必要なのか、あるいは通学路が必要なのかということは、やはり私も議員として意見を述べさせていただきますし、常に町も検討し、父兄たちとの交流を深めながら、そういった教育環境、子育て環境の整備に努めていただきたいと思いますということをお願いをしまして、早いですけれども、一般質問を終了させていただきます。今後の整備について非常に期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

**議長** 以上をもって、佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時29分 休憩

---

午後 1時00分 再開

**議長** それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。4番小国浩文君。

**4番** じゃあ私から一般質問を通告に従いさせていただきます。

3つの質問をさせていただきます。

1つ目は、「水害対策の今後の見通しは」、2つ目が「町道舟形3号線郵便局通りの道路一部拡幅の考えは」、3つ目は、「ふるさと納税対策」を質問させていただきます。

水害対策の今後の見通しは。

平成27年と平成30年には1カ月に2回も舟形本町第三地区（通称寺下地域）が水害の被害を受け、ようやく県の水害対策事業化に向けて動き出したようですが、水害被害を受けた本町地区の地域住民の皆様は、水害対策が講じられていない現状を心配されておりますので、県の動きなどを含め、また、町としての考えなどもあわせてお伺いします。

2つ目は、町道舟形3号線郵便局通りの道路一部拡幅の考えは。

本町の町道舟形3号線郵便局通り（通称）大正小路通りの道路幅が狭く、車が通行した際には歩行者への危険性があり、また車の交差が大変な状況にあります。

それを解決するには、道路の一部拡幅工事が必要と考えますので、大正小路通りの一部拡幅工事の考えはないのかを伺います。

3つ目としまして、ふるさと納税対策は。

平成30年度のふるさと納税の実績は約1億2,000万円のようなのですが、返礼品3割の縛りが影響したようで、令和元年からは総務省通達によりふるさと納税返礼品の額が3割と地場産品に限るという全国一律になることから、町として新制度対策をどのように考えているのか伺います。

以上です。

**町長** それでは、4番小国浩文議員の「水害対策の今後の見通しは」についてのご質問にお答えします。

舟形第三町内の寺下地区は、平成27年10月と平成30年8月に2回家屋の浸水被害を受けております。小国議員からは、平成29年12月定例会において一般質問を受けておりますが、その後の経過と今後の浸水被害対策等についてご回答をいたします。

平成27年10月の被害を受け、町では県に対して浸水対策を要望したところです。これを受け、県は、平成28年度に当該地区の現況調査と測量を行っております。内容は、過去における当該地区の被災調査、町管理河川夫婦川へ流入する内水調査、農業用施設である大堰の余水吐けの位置等の調査及び災害時の浸水高の測量であり、これらをもとに平成29年度から基本的な工法等の検討を行っていただいているところであります。そうした中、昨年8月も浸水被害を受けたことから、県では、その被害状況についても考慮に加えて工法を再検討してい

るとのことですが、今年度中には詳細設計まで終了させたいとの考えとのこととあります。

町としては、早急な工事着手を要望するとともに、地元説明会の開催など、県と協力しながら事業完成に向けて寺下地区の浸水被害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「町道舟形3号線の道路一部拡幅の考えは」についてのご質問にお答えします。

町道舟形3号線は、議員ご指摘のとおり幅員が狭小であり、車両の交差が厳しい状況にあります。また、当路線の一部拡幅は舟形第二町内会からも町に要望がありました。

このような状況を踏まえ、本年度当初予算に調査費を計上しております。本年度は、9月中旬から測量調査を実施し、道路の一部拡幅が可能か否かを検討し、来年度以降に用地買収し、工事着手ができるよう考えております。

当該事業については、地区の皆様方の協力がないと実施不可能でありますので、よろしくご協力のほどお願いを申し上げます。

今後も町民の安全・安心な生活のための道路整備を推進してまいりたいと思います。

次に、「ふるさと納税対策は」についてのご質問にお答えします。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うふるさと納税制度の改正点については、総務大臣は、地方財政審議会の意見を聞いた上で、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税の対象として指定する。とありまして、1、寄附金の募集を適正に実施する地方団体、2、返礼品を送付する場合は、次のいずれも満たす地方団体、①返礼品の返礼割合を3割以下とすること、②返礼品を地場産品とすること、というもので、令和元年6月1日に施工されています。

総務大臣の指定がない自治体については、ふるさと納税に取り組めないことになるわけです。

総務大臣が適合可否の判断基準としたのは、平成30年度の取り組みで、返礼品を寄附の3割以下の地場産品に限っているかどうかなどで、当町については、この基準を守っていたので、総務大臣の指定を受け、引き続きふるさと納税の対象自治体として取り組むことができます。

さて、これまでもふるさと納税による基金を活用して子育て支援事業や産業振興事業に取り組んでおり、その貴重な財源となっていることは言うまでもないところであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり全国で返礼品を寄附の3割以下の地場産品に限るとした一定のルールのもとで魅力ある豊富な返礼品でなければ多額の寄附が集まることは難しいと想定しているところであります。米が主力商品の当町にとって、今後どのように特色を出し、寄附を募って、これに応じていただけるか、町の施策等に興味を持っていただけるかが重要になってくるものと考えています。

例えば、8月21日に中央公民館を会場に説明会を開催した「衛星を活用した米づくり」などを参考に申し上げれば、「おいしい米づくり」「魅力ある米づくり」など、意欲を持った生産者をふやすこと、生産量を確保することなど課題を解決しつつ、行政や生産者だけでなく米

を取り扱う町内企業をはじめとした全町的な取り組みによって付加価値のあるふるさと納税の返礼品となるような取り組みが必要となってくると考えています。

また、これまで熊本地震、大阪府北部地震、平成30年7月西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震の被災者に対し、お見舞いのメッセージとともに特産品を送付し、つながりを大切にした対応を行ってきました。さらに当町においては、昨年8月、二度にわたり豪雨災害で被災し、全国の多くの方々からご寄附、ご支援をいただきました。

今年度災害対応で築いたきずなや、町内産米のリピーターといったつながりを大切にした取り組みとして、寄附者と直接顔を合わせ、感謝の気持ちを伝える場を11月に都内に設け、災害の復旧状況等の報告会、寄附者との懇親会を開催する予定としております。

いずれにしましても、総務大臣の指定がなければふるさと納税に取り組めない新制度のもとでは、まずは制度を遵守する必要がある、その上で、返礼品の付加価値を高める取り組み、寄附者と町のきずなを大切にした取り組みや寄附者が応援したいと思える魅力ある政策の実施などにより、寄附の確保につなげていくといった対策になると考えております。

#### 4番 それでは二、三再質問させていただきます。

まず、水害対策についてなんですけれども、ここに答弁書の中にも、県のほうの工事、今年度中に工事の概要とかが決まるみたいな答弁書なんですけれども、その進捗状況というのを、その工事に対しての町としてのどういう工法がいいとか、こういうのを願いますとかという、そういう要望とかはされているのでしょうか。

**町長** はい、具体的には県のほうからこういった工法でというふうなことはまだ町にお示しをいただいております。と申しますのも、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、対象が今まで平成27年の災害を対象としておりました。その当時の災害については、夫婦川や、あと大堰の余水吐けからの内水の問題があって、浸水をしたというふうに県のほうで調査の結果把握して、その対策工法を設定しておりました。ところが平成30年度の災害については、裏の山の揚水機場のところにあいております。直接最上小国川とつながる部分、その部分からバックをしてくれていると、内水面だけでは対応ができないというような状況を見まして、そうとなれば、最上小国川からのバックも考えた対策を講じなければいけないというようなことになって、もう一度工法的なことについて今検討をしているというふうな県のほうからの説明でありました。

したがって、対策工法の条件が平成27年の災害と平成30年の災害では大きく違ったために、県のほうで改めて最大のほうの災害の状況を見て、その最適な工法を今検討していただいているというふうに思っております。

いずれにしましても、その工法についても早く町、そして町民の方にお示しをしていただきたいというふうなことで、県のほうに申し上げておりますので、その点についてご理解をい

ただければなというふうに思います。

**4番** やはり平成27年度と、平成30年度では、災害の規模も違うし、水の量も全然違いました。正直、2回とも私、現場で夜中ですけれども、立ち会って見ていましたけれども、平成27年度のときは、やっぱり最上小国川からの逆流が主でした。しかし、その後、県のほうで小国川のしゅんせつをしていただき、この平成30年のときは、逆に逆流というよりも、水そのものは後からのんでいたんです、小国川に、間違いなく、逆流はなかったんです。ただ、裏の山とか、大堰を介した水が余水吐を伝って夫婦川に流入して、氾濫が起きたという経緯は私も確認しております。町も確認していると思います。そういうことも含めて、県のほうにはこういう状況なんだよということもお知らせしながら、どういう工法がいいのか、県からやっていただくものはあるんでしょうけれども、やはり町としてもここはこういうふうな状況なので、こういう考えもあるんだよということをやっぱり伝えていかなければならないのかなど、私は考えております。

また、やっぱり地元、町のほうにも情報がないんですけれども、地元なんかもっと情報がないわけですよ。私のほうに「どうなっているんだ」と、必ず聞かれるわけです。やはり小まめとはいいませんけれども、ある程度の情報が県のほうからもたらされたなら、やはり地域住民は物すごく心配しているわけですから、毎年のように今、また九州のほうで災害が起き、毎年のように日本列島で災害が、水害が起きているわけですので、やっぱり説明はなるべく小まめにやっていただきたいと思いますが、その辺の考えは。

**町長** 確かに平成27年度のときの小国川からのバックもという話もございました。県の調査の段階では、そのような報告でありましたが、平成30年の災害でも8月5日、6日は、大堰を中心とする山からの排水というふうなことで、内水の被害だというふうに思っております。ただ、30、31日の災害については、これは小国川からのバックがあったというふうなことでありますので、その同じ平成30年度であっても、そのように対応が違うというふうなことになるというふうに思います。それらを受けて、改めて県のほうでその工法的なものについて検討をしているというふうなことでありますので、その点についてまずご理解をいただきたいというふうなことと、今、小国議員のほうから言われましたできる限り詳細にというふうなことについては、私どもも県のほうに要望をしております、何とか早目に地元の方々に安心していただくために、できる限り早目をお願いをしているというふうなことについては、これからも引き続きそのようにしてまいりたいというふうに思っております。

**4番** 前向きな考えでありがたいと思いますけれども、あの平成30年度の水害では、想定外のは言えないのかもしれない。役場庁舎が水浸しになった。そのような事案も発生しているわけですから、やはりここは早急に県のほうと密に連絡を取り合いながら、町民にも説明を果たしていただきたいというふうに考えております。

それでは、次に、舟形3号線のことについて質問をさせていただきます。

私も勉強不足で申しわけないんですけども、舟形3号線というのは、どこからどこまでを指しているのかお聞きしたいと思います。

**町長** はい、私の昔の記憶で申しわけないので、間違っていた場合については、地域整備課長のほうから修正していただきたいと思いますが、大変申しわけございません。舟形本町通りのところからそれから国道13号を通過して、駅前のところまでが舟形3号線になっているというふうに思います。

**4番** はい、ありがとうございます。それで、この舟形3号線ということは当然町道なわけですよ。ということは、大変申しわけないです。けさ、ある町民が私の家に来て、私の一般質問を見て「あそこは町の所有になっているんだか、道路」というえらい問題が降って湧きました、けさ。これは質問しないわけにはいかないなと。せつかくやってくれるというんだから、別に今回はそういうことはないと思って、どうかお願いするという立場で質問をしたんですけども、舟形3号線という町道になった時期というはわかりますか。

**町長** これについては、底地の部分については、現在一の関の沼澤さんという方の所有地になっております。その点については、今回の調査を含めまして、改良とあわせて、底地の部分について町道の買収をするというふうなことで考えております。その前の段階でいきますと、星川医院の先生がその前の先生なのかもしれませんが、寄附をして本町通りから13号線までのところについて道路をつくったというところから始まっていて、平成に入りまして富田の地区とか、昔は道路を寄附でつくっていた時代がございまして、底地が個人名になっている部分については、大半直したんですが、そこについては漏れていたというふうなことになるかというふうに思います。そういったところで町道でありながら、底地が今のところ個人の所有になっているというふうな状況があります。その点については、そのとおりでございまして、ただ、町道の認定時期については、ちょっと詳しい資料を持っておりませんので、今のところお答えすることはできません。

**4番** 昔のことなので、なかなか今現職の方々がそこをちょっと蓋を開けたら、そういうふうになっていたということも私も理解できるんですけども、ただ、問題なのは、個人所有になっていけば、町所有だったら固定資産税はかからないわけですけども、個人所有なら間違いなく固定資産税は発生しているはずなど。これを何十年にわたって町民がそこを利用して、利便性よく利用しているわけですけども、やっぱり固定資産税に関しては、そこはちょっとどういうふうな対処をされていくのかお聞かせください。

**町長** はい、詳しくはちょっと調べたわけではないんですけども、もう1回調べなければわからないと思うんですけども、道路用地になっていた場合については、非課税の場合のほうが多くありました。多分もう少し詳しく調べないと、課税されているかどうかというのはわかりま

せんので、その点については、私の考え方には多分道路用地というふうな地目になっておりましたはずだと思います。そういうところから見ると、非課税なのかなというふうに思っているところがございます。

**4番** 非課税ならそれで結構なんですけれども、地権者から私の道路だからここを通らないでってことだけは避けていただきたいんです。そういうことはないと思うんですけれども、やはり町民がひとしくそこを利用しているわけです。やっぱりそこは、今後は町として固定資産税も含め、用地取得も含めてやっていかなければならないという思いであります。

あと、郵便局通りの入り口付近は、ここにいる課長の持ち物なんでしょうけれども、そこは大丈夫だと思うんですけれども、中間あたりの用地はどう考えていらっしゃいますか。舗装かかっているところあるから、入っていくと左側、こっちから行くと左側に舗装かかっている駐車スペースみたいになっているところあるんですよ。その用地についても購入の考えがあるのか。

**町長** その点については、新庄市の方の所有になるのかなというふうに思いますけれども、現在、その方の所有地についても含めて購入できるかどうかを検討しているというところであります。

**4番** あそこは本当に狭くて、大変なところなんですけれども、交通量は意外に多いんですよ。やはりこちらから行って、信号機を通るんだったら、私もよく利用しますけれども、そこを通って国道に抜けたほうが近道なわけでありまして、信号につかまることもない。でも、結構中学生もあそこを自転車通学で利用しているわけでありまして、その辺も含めて町として何とかここを拡幅工事、連担地域でありますので家を動かすということはまずあり得ないことなんですけれども、空いた土地だけでも町として道路として活用できるように今後やっていただきたいという思いであります。

次に、最後にふるさと納税について質問をさせていただきます。

この答弁書にもありますけれども、衛星米、原田、川向かいの佐藤元議員の方のあその田んぼが、この衛星米の対象になっているかと思うんですけれども、こういうアピールというのはもう極めて大事なことだと思います。米が主力のふるさと納税でありますので、その辺の進捗状況というか、衛星米の今の取り組み、どこまで行っているのかわかる範囲で結構ですでお聞かせください。

**町長** 3号線の件につきましては、第二町内会長をはじめ、ご近所の沼澤建具屋さんのほうからも非常にその状況については、私どもも承っておりますので、今年度令和元年度の予算で調査費をつけた状況でありますので、一刻も早く解決できるように頑張っていきたいというふうに思います。

衛星米につきましては、先ほども申し上げましたとおり、ここ2年、3年間ですか、実証事

業をやってきております。その中で、昨年も堀内からの町内まで広げまして、そこで実証実験をして、その有効性について実証をして、本年度についてはその利用者の募集を先月21日の日に実施したというふうなことであります。参加人数はちょうど田の防除の時期と重なって若干少なかったようでございますが、できる限り多くの方々から利用していただけるように、町のほうでもこれからPRに努めていきたいというふうに思っているところであります。

**4番** じゃあもう一つ、町内産米のリピーターといったつながりを大切に取り組みとして頑張っているとありますけれども、このリピーターの数というのはわからないでしょうかね。ある程度の大まかな何万人とか、あればお聞かせください。

**町長** はい、まずふるさと納税の目的でありますけれども、やはりその町村の応援団というふうなものを多くつくっていただきながら、その地域の活性化に努めていただきたいというふうな思いの中でのものであります。したがって、地場産品をぼんぼん売って、お金だけいっぱいもらえればいいということではなくて、しっかりと舟形町を全国の方々から知っていただいて、応援をしていただけるサポーターをふやすというふうな目的があるのかなというふうに思っているところです。

したがって、答弁書の中でも申し上げましたが、熊本地震、大阪の地震、さらには西日本の豪雨災害、それから北海道の胆振東部の地震、これらの災害に遭われた方々でその地区から寄附をいただいた方々にお見舞いのメッセージと、それから季節によってサクランボであったり、舟形のお米を贈って、頑張ってくださいというふうなことで、つながりを大切にさせていただきました。おかげさまで、舟形の災害のときには、その方々から逆にお見舞いのメッセージをいただいたりというふうなことで、そういったつながりを大事にさせていただいていると思います。そういった方々のほうがその返礼品のよさとか、商品の魅力ということだけではなくて、舟形町に対する思いというもので、ふるさと納税がされていくんだらうというふうに思います。それでその方々というのは、きっとリピーターとしてずっとつながっていくものだというふうに思います。詳しい数字というものは、なかなか個人名との照合というふうなことになりますので、その点について町で把握しているものではございませんが、比較的同じ方が何年もふるさと納税をしていただいているということは多くあるかというふうに思っております。

**4番** やっぱりずっとつながっているという方が一番大事なものだ。私もわかります、それは。そういう方を大切にす意味もわかりますけれども、やはり一時7億円だ、10億円だって、全国からも騒がれ、最上郡内でもやはり舟形方式というものを研究されながら、各町村が切磋琢磨しているのも現状だと思います。1億2,000万円というと、10分の1とは言わないんですけれども、かなりの激減なわけです。3割がきいているのは、確かに私もわかります。しかし、その中でも、私、ちょっと調べたら、鮭川村さんでは今年度2億3,000万円、4,000



万円近く、昨年度1億7,000万円が倍増しているわけですよ。やっぱりそういうふうに頑張っている自治体もあるということも頭には入っていると思いますよ、課長の中では、でもそういう事例もあるということもそういうことを言いたいわけではありますが、その中でもやはり舟形町がやっているというのは、常に納税してくれている方を大切にする。これは絶対に必要なことです。しかし、それ以外にも外に発信する自分たちのものをアピールするやり方であるんじゃないかなと。鮭川さんのところでは、お笑い芸人の大久保佳代子さんをチューブでやってもらって、何か3万件ぐらいのものが発生しているという話も聞きました。それがやっぱりことしのふるさと納税に寄与してくるのかな、やっぱり攻めの宣伝もやっぺいかなと、守りだけではなく、守るものはきちんと守りながら、攻めるところはきちんと攻めていくというやり方が今後町として生き残りをかけるためには絶対に必要だと私は考えますけれども、どのような見解かお聞かせください。

**町長** はい、鮭川さんにつきましては、鮭川出身のマッコイ斉藤さんという方が新庄農高出身の方がいらっしやいまして、その方がプロデュースしながら大久保佳代子さんを出演させて、元木村長さんとPRビデオをつくったという、そういうお話は聞いております。それはそれで大変すばらしいことだというふうに思いますし、議員おっしゃられるように、情報発信の必要性については、常々職員の方々にも私は申し上げているところであります。やはりいいものをしっかりと外に情報を発信できる力というものが必要だというふうに思います。しかしながら、残念ながら、マッコイ斉藤さんみたいな出身者は舟形町にはいらっしやらないというふうなことで、同じことをしてもしょうがないのかなというふうには思います。

ただ、いろいろな面で紙媒体のみならず、今現在のSNS社会の中ではそういった宣伝というのも十分必要なんだろうというふうな認識はしているところであります。ただ、確かに鮭川さんは1億7,000万円から2億3,800万円というふうなことで伸びてはおります。ただ、それを請け負っておりました和壤さんという団体については、皆さんご存じのとおり、自己破産というふうなことでなっております。やはり継続してこそそのものであるというふうなことは非常に大事なんだろうと、継続し、さらにそれを発展できるような多様性が必要なんだろうというふうに思っておりますので、ぜひ小国議員についてもいろいろなアイデアをお持ちのようでございますので、こういうことをしたらいいのではないかというふうなことがあれば、そしてさらにマッコイ斉藤さんみたいな方をご承知の際については、ご紹介いただければ、町のほうでもその縁をつながりをお願いをするというふうなことで頑張っていきたいというふうに思いますので、ご協力のほうをよろしくお願いを申し上げます。

**議長** 5分前です。

**4番** 何とかやっぱり町としても英知を振り絞って町役場だけでなく、せつかくふるさと公社もあるわけですから、そことの連携を密にして、いろいろな意味で情報発信というものを今

後考えていただき、ここにも書いてありますけれども、魅力のある政策の実施、まさにここにかかっていると思いますので、今後とも一生懸命に頑張りたいという思いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

**議長** 以上をもって、小国浩文議員の一般質問を終結いたします。引き続き一般質問を受けます。

6 番奥山謙三君。

**6 番** それでは、一般質問の通告書に従い行いたいと思います。

今回の主題は、(1)「舟形町の農業の展望を問うパート2」、(2)「保・小・中・公共施設への防犯カメラの設置状況は」と題して行います。

最初に、舟形町農業の展望を問うパート2。

私は、平成27年6月、そして平成28年3月定例会で持続可能な舟形町農業について一般質問を行いました。

その中で、特に質問したのは、認定農業者をふやす対応、人・農地プランの実行に向けた対策、集落営農の組織化の進め方等です。森町長は、これまで農業へのいろいろな政策を行い、農業活性化に努力されていることは評価しますが、補助対象が個々の農家がほとんどで、組織農業の補助申請は最上地域管内では舟形町が特に少ないと聞いています。

一般質問後の状況を見ても、喫緊の課題は変わっていないと感じています。

①農業従事者の高齢化、そして担い手不足、②耕作放棄地の発生、増加については悪化しているのではないかと懸念しています。

町長に質問します。

①農業の組織化について、特に令和元年度から始まる「人・農地プランの実質化」への対応はどうするのか。

②農業の担い手確保について。

①②は関連がありますが、これからの水田農業の形を考えたとき家族経営は継続性に限界があるのではないかと危惧しています。町が考える持続可能な農業について回答よろしくお願ひします。

次が、保・小・中・公共施設への防犯カメラの設置状況は。

昨今は想像もできないような事件が各地で多発しています。その中で、防犯カメラが果たしている役割は多大なるものがあります。設置することで抑止力としての機能があり、さらに事件が発生した場合には解決に向けた証拠画像として、早期の解決に貢献しています。町では、学校施設、公共施設への設置についての考えを質問します。

**町長** それでは、6 番奥山謙三議員の「舟形町農業の展望を問うパート2」についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、農業の現場における農業従事者の高齢化や担い手不足は深刻な問題で

あり、後継者の確保が必要であると認識しております。2015年の農林業センサスによると、町の農業経営者の平均年齢は62.4歳、65歳以上が176名で約40%を占めていることから、認定農業者（担い手農家）や中心経営体の育成・確保が急務であると考えております。町としては、これまで国・県の補助事業を活用しながら、経営体の育成を図ってまいりました。

近年の農業機械の導入及び施設整備については、国の補正予算による担い手確保・経営強化支援事業において、県内で最も多く予算配分をいただいているところであり、この中で稲の農薬空中散布を行う共同利用組織（機械利用組合）に無人ヘリの導入を、同じく稲収穫機械の共同利用組織にはコンバインの導入を支援してまいりました。その他の取り組みについては、産地パワーアップ事業の施設整備事業を活用し、ミニライスセンターを2件整備しており、そのうち1件は30代が組合長を務める機械利用組合の新規設立、もう1件は農業法人による整備になっております。また、リース事業を活用した組織による取り組みについては、稲のドローン防除組合の新規設立が1件、ライスセンターを中心とした機械利用組合の乾燥調製設備のリニューアルが1件、ネギの収穫期及び調製設備の整備が1件と、コスト削減に取り組む組織を支援してまいりました。さらに、今年度は、ソバ収穫作業の受託組織2件について、ソバ刈り用コンバインや調製設備の導入に取り組んでいるところであります。最上管内の市町村と比較しても、組織経営体による補助事業の取り組みは少なくはなく、むしろ多いほうであると認識しているところであります。

ご質問のあった「人・農地プランの実質化」への対応であります。初めに、「人・農地プラン」の現状についてご説明しますと、これまで町では平成24年度に、町内全域を長沢、舟形、富長、堀内の4つの地区に区分し、全農業者を対象とした営農意向調査の結果をもとに、「人・農地プラン」の原案を作成いたしました。その後、認定農業者協議会及び農業委員会の意見をいただきながら、修正し、人・農地プラン検討会議においてご協議いただいた上で、プランを策定したところです。その後は、数年ごとに行う営農意向調査結果を反映させながら、年1回以上更新している状況であります。

国では、実質化がなされているかの判断基準として、プランの区域内における「近い将来の農地の受け手の面積」と「近い将来の農地の出し手の面積」の計が、区域内耕地面積の5割以上となっていることと定めております。本町のプランをその基準で判断しますと、「既に実質化がなされている」との判断になるようです。しかしながら、まだまだ地域における話し合いは十分ではないと考えており、これまで以上に農業者の意見を反映したよりよいプランにしていくことが必要と考えております。

話し合いの進め方として、既存のプランは旧小学校の学区単位となっており、この大きな範囲では具体的な項目（地域の中心経営体は誰か、近い将来の農地の出し手や受け手、農地の活用方法）を話し合っ、まとめていくのは非常に困難であります。よって、農業関係の既

存の組織のうち、現在も活発に活動している多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金の事業実施主体を中心に話し合いを進めることが効率的と考えております。

現在本町では、18地区の田732ヘクタールにおいて多面的機能支払交付金を、29地区の田382ヘクタールにおいて中山間地域等直接支払交付金の事業を展開しております。両事業の実施区域を見てみますと、全ての集落においていずれかの事業に取り組んでおり、農地台帳上の田の面積1,532ヘクタールに対し、対象地（田）は1,114ヘクタール、カバー率にして約73%を占めており、これは耕作に供されている田のおおむね全域と言えます。両事業に共通する目的は農用地の保全であり、対象地を耕作放棄地化させた場合、交付金の全額返還を指示される場合があります。そのため、平成30年度時点の遊休農地面積は7.6ヘクタールで、農地全体に占める割合は0.4%と非常に少なく、他市町村と比べても多くはありません。新たな耕作放棄地の発生を最小限に抑えていただいていると認識しているところであります。これも両事業に取り組む関係者の努力のたまものと考えております。

ご存じのとおり多面的機能支払交付金事業においては、農用地の保全だけが目的とされているわけではありません。地域の農業者等で毎年話し合いを行い、5年間のうちに「地域資源保全管理構想」を必ず取りまとめなくてはなりません。これは近い将来のその地域の農業のあり方を、つまり担い手と呼ばれる認定農業者や集落営農組織等の地域における中心経営体の確保、そして、将来の取り組み内容や役割、農用地や農業用施設の活用及び管理方法、耕作放棄地対策を取りまとめるもので、農林水産省では、その話し合いそのものを「人・農地プランの実質化」の取り組みの一つとして取り扱っており、その結果をもって「人・農地プランの実質化」を進めるよう通達が届いております。今後は、多面的機能支払交付金事業を行っている地域においては、各保全会における話し合いをさらに深めていただくことを推進してまいります。

さらに、中山間地域等直接支払交付金事業においては、実施組織ごとに地域の農業を話し合った上で、計画を策定しております。特に交付金の10割交付を受けている組織については、本町の全組織がC要件を選択しています。C要件とは、つまりリタイヤする農家が発生した場合、その農用地の耕作を引き受ける農業者を事前に定めておくものです。これは人・農地プランにおける地域の中心経営体の役割そのものであります。よって、集落協定においても話し合いをより深めていただき、結果を取りまとめていただきたいと考えております。町としましては、ほ場整備事業を含めて、地域における話し合いを推進することが担い手の確保につながり、それらの結果を反映することで「実質化されたよりよい人・農地プラン」に改正していきたいと考えております。

また、ご質問の中で、議員が危惧されている家族経営についてですが、全ての農業の基本は家族経営であると考えております。しかしながら、職業の多様化や社会構造の変化などさま

さまざまな要因により、新たな労働力を確保しなくてはならない状況に陥ったときや機械の共同利用などによる経営コストの削減が必要となったときに、初めて組織経営が必要となるものであり、基本的には家族経営が経営体の原点であり、今後も主要な経営形態であると考えております。家族経営であっても、外部雇用により労働力の確保や農作業委託、機械化により作業量を減らすことが可能であり、機械の共同利用によりそのコストを削減することも可能であります。昨年度から町単独費で実施している中古農機導入促進事業も、コスト削減を目的とした一つの事業になります。

ただし、家族経営が維持できなくなった場合には、別の経営形態に移行していく必要があるとも考えております。家族経営の状態から、グループによる機械の共同利用、機械利用組合などの任意組合や法人の設立、さらに発展して集落営農組織の設立などに進展する議論が深まり、経営の安定化につながっていくことが望ましいと考えております。

いずれにしても、ケースバイケースではありますが、家族経営であっても、現時点でやれる取り組みは数多くあり、これからも営農を継続していける可能性は十分にあると考えております。

今後は、町農業委員会と連携しながら、地域の要請に応じて話し合いに参加するとともに、議論の深まりにあわせて、現在のプランの枠組みの見直しも視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

これまで以上に実情に即したプランに改正していくとともに、引き続き国や県の指導・助言をいただき、各種補助事業等を活用しながら町農業の持続的発展を図ってまいりたいと考えております。

次に、「保・小・中・公共施設への防犯カメラの設置状況は」についてのご質問にお答えいたします。

現在、公共施設における防犯カメラの設置状況は、不特定多数の利用者がある舟形若あゆ温泉と舟形町観光物産センターに設置しています。舟形若あゆ温泉については、平成11年度に設置済みで、昨年度の改修工事で、受付、浴場までの廊下、駐車場の監視用3基を更新しております。舟形町観光物産センターについては、本年7月、駅プラットホーム入り口、センター内の切符販売の受付の2カ所に本年度予算により設置しております。

一方、町の保育所及び小・中学校には、防犯カメラは現在設置されておられません。管内においては、保育所での設置はありません。小・中学校については、平成29年に開校した戸沢学園戸沢小中学校に防犯カメラが設置されておりますが、ほかの市町村では未設置となっております。なお、新庄市では、今後新設される明倫学園への設置を予定しているようです。

学校施設の防犯対策については、児童生徒等の安全を第一に確保しつつ、開かれた学校施設

づくりを推進していくことが重要と考えております。防犯カメラは学校内への不審者侵入や、学校施設の器物破損などの犯罪行為を未然に防止する効果が期待できることから、子供たちの安全安心な学校生活を確保するために有効な設備であると考えられますが、一方でプライバシー上の問題点もあることから、防犯設備の設置については、学校や保護者、関係各所等の意見も聞きながら、慎重に検討をしていく必要があると考えております。

議員ご指摘のとおり、防犯上の必要性も高まってきておりますが、設置に伴ってのプライバシーの侵害等の問題や録画された映像の閲覧、または映像を提供する場合においても、個人情報保護の観点から慎重に対応する必要があります。

町としましては、県がことし2月に策定した「防犯カメラの管理及び運用に関する指針」を参考に現在、要綱を作成すべく検討しているところでありますが、設置についても、各施設の状況を踏まえて慎重に検討していきたいと考えております。

**6番** まず最初に、ちょっと認識的なところで申し上げておきますが、家族経営を否定しているわけではありません。私が心配しているのは、今現在、受け手の中心経営体になっている家族形態ができなくなった場合のことを心配しているんです。近い将来農地を貸したいというふうな方々については、これはやっぱり貸すほうだから問題ないんだけど、今現在受け手になっている方が家族経営でやっている方ができなくなったといったときに、じゃあその農地どうなるんですかということなんです。だからって家族経営を決して否定しているわけではありませんので、この辺をご理解をお願いしたいと思います。

まず最初の質問としましては、実質化しているか、していないかの判断基準、50%ということですが、将来の受け手、中心経営体の現状経営面積プラス近い将来の農地のこの出し手の貸し付け予定面積、これ当地区では各学区ごとでは50%を超えているということですが、長沢から舟形、富長、堀内、今現在のパーセントをお聞きしたいと思います。

**町長** 長沢地区73.4%、舟形地区97.9%、富長地区90.6%、堀内地区56%、以上であります。

**6番** 基本的には学区単位の数字の表現ですけれども、これは各集落全てが実質化をクリアしているというようなことの理解でいいのでしょうか。

**町長** はい、答弁の中でもありましたが、平成24年のときに人・農地プランをつくる際に学区制でというふうなことでやっております。その中で最新の意向調査というものが平成28年のときに農家に対して意向調査を行っております。その中で、そのアンケートの中で受けたいたい方と貸したいという方の比率で行っているものであります。したがって、こういったものを人・農地プランの検討委員会の中で毎年更新しながら、実施しているというふうなことでありますので、そういったことで今のところいるというか、ある状況であります。

はい、学区単位でやっておりますので。

**6番** 非常に高いカバー率でほっとしているところでありますが、今現在、ほ場整備等の話が出

ている地区については、かなりこれからのその地区の農業のあり様というものを十分検討しているのかなというふうに思いますが、まだ全然話が出ていない地区もあるわけですが、そういうふうな地区についてどういうふうな町としての働きかけを行っているのか。この辺をお聞きしたいと思います。

**町長** ほ場整備につきましては、現在小松原田地区、それから今年度から三光堰西部地区というふうなことで着工しているところが2地区ございます。そのほかに桧原地区、それから沖の原柏木山地区、紫山、向山地区というふうなことで計画されているところがございます。そういった中でやはり農地を守るという意味で、中心経営体に集めるためには、大規模なほ場をつくりながら、コスト削減をする農家も育てていかなければいけないという取り組みが一つあります。

一方、堀内地区とか、上長沢地区を中心とした長沢地区につきましては、なかなかその要件が定まりません。と申しますのも、やはり中心経営体になる方がいないと、農地の集約が進まないというのが現状にあります。そういったものをどうやってこれから構築をしていくかというふうなことで、それが課題になっているのだというふうに思います。そういった意味で、今後、堀内地区、そして上長沢地区を中心としました長沢地区で中心経営体となるようなそういった農家をつくりながら、しっかりと農地を守って、ほ場整備ができるように町のほうでは農業振興課を中心に実施主体の地域整備課の方々とできる限りお話をさせていただくというふうなことでそのことについては、ずっとそのように対応してきているところであります。

**6番** 今、町長の答弁の中に、数年ごとに行う意向調査というのは、平成28年に実施したというふうなことなのですが、答弁に年1回以上更新するというふうにあります。毎年更新しているというふうなことではないのでしょうか。

**町長** 人・農地プランの検討委員会がございまして、人・農地プランそのものについては、中間管理機構ができる際について、その機構法の制度改正に伴いまして、プランを義務づけされたものでありますので、できる限り農地中間管理機構を利用しながら、受け手と出し手がうまくいくようにというふうなものであります。そういった中間管理機構を利用した方々のものについても人・農地プランに組み入れながらというふうなことでもありますので、それが先ほど言いました平成28年の意向調査から変わってきているものについて、毎年毎年それを変更しているというふうな状況であります。

**6番** 今町長の答弁に出てきました中間管理機構、これの農地の賃貸関係の中で、中間管理機構を通して貸し借りをしているという割合はどのくらいあるのか。

**町長** その割合については、ちょっと資料がないようでございますので、申しわけございません。

**6番** やはりこれからの大規模米農業をやっていく上では、必ずや土地の連担化といえますか、

まとまった土地を出していかないと大きな面積の評価はできないということを考えていくと、農家個々が貸し借りをしておったのではそれがちょっと難しいなというふうに思います。そういうった中で、中間管理機構を活用することによって借りる側がこの1カ所で何町歩借りるとか、非常に米づくりでは効率のよい農業ができるんじゃないかなというふうに思いますが、今後の貸し借りの中で、中間管理機構を利用したらどうですかというふうな働きかけについて町の考えをお聞きしたいと思います。

**町長** 実際の話としましては、中間管理機構はあるものの県のほうの中間管理機構の中では、直接的に市町村に出向いて、それらを仲人するといいますか、マッチアップするというふうなことはなく、農業委員会であったり、町の農業振興課のそういうった中での調整というふうなことになるかと思えます。

ただ、機構を通して借りると優遇されるものもございまして、町としましては、それらについて、しっかりとPRをしながら、進めていきたいというふうに思います。ただ、条件の不利地については、貸し手があっても借り手がいないという状況であります。先ほど申し上げましたとおり、ほ場整備等についてしっかりと整備をした上での貸し借りというふうなことも大事かというふうに思いますので、それらと合わせて、町では努力していきたいというふうに考えております。

**6番** 前回質問してから、この法人化なり、集落営農について、説明はしてきているんだろうというふうに思いますが、もう少しこの緩やかな集落営農のあり方というふうな方法もあるわけです。要するに枝番方式による集落営農、こういうようなところをもう少し農家の方々がどの程度理解しているのかちょっとわかりませんが、この辺についてどういうふうな説明をしているのかちょっとお聞きしたいと思います。

**町長** 大変申しわけございません。何番……。

**6番** 実際は個人個人が農業経営をやっているんだけど、表面上は集落営農組織をつくって、その出荷のものは全てその集落営農組織の名前で出荷する。それとも現実には、個々の農家の出荷として管理しておいて、後から集落営農組織で分配して清算するというふうなところから入って行って、この集落営農のメリットといいますか、そういうところを周知しながら、少しずつステップアップをしていくというような方法なんです。集落営農の分類ということで、共同利用型、あと作業受託型、共同経営型というふうなところで、今言っているのは共同利用型ということで、米等の販売収入は各個人というふうなことで、要するにこういうふうなステップを踏みながら、集落営農のよいところを少しずつ理解してもらって進めていけばいいんじゃないかなというふうに思いますが、いきなり集落営農をやりたいといったときに、あまりにもハードルが高過ぎて、構えてしまうと思うんですが、もう少し今の農業のあり様でも、集落営農組織を組むことができるんだよというふうなところを方法があるの



で、ここら辺もう少しPRしながらやってもらいたいなというふうに、これは簡単に言えば共同利用型の集落営農のあり方です。こういったところをもう少しPRしたらいいんじゃないかなというふうに思います。これについて町の考え。

**町長** 奥山議員おっしゃられるとおりで、非常に私もそういうふうにしていかなければ、いきなり集約営農というふうな形とか、いきなり法人化というふうなことにはちょっとならないんだろうというふうには思います。舟形町の現状も見てみますと、近くには早坂さんとか、奥山さんとか、それに近い形態をしております。先ほど言いましたヘリコプターの関係とか、それからコンバインの関係なんかも共同利用の部分というふうな形で入っておりますし、太折のほうでも、ほ場整備を中心としてその機械化の共同利用というふうなことも含めて、今少しずつできている状況にあります。したがって、非常に私としましては、若い人たちがそういうふうな形で入っていただけることが集落営農であったり、法人化に向けた入り口として、非常にいいのではないかと。こういったことをどんどん進めていければなというふうに思いますし、その方々がもっともっとこれはいいよというふうにPRしていただくと行政側のPRよりも実際にいただいたほうの方のPRがあるとなお一層取り組みやすいのかなというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、そういったことについては、今後も伸ばしていきたいというふうに考えております。

**6番** ぜひ参考にしてもらいたいというのは、新庄の赤坂地区で今回ほ場整備をするに当たって、共同利用型での集落営農組織を立ち上げて、ほ場整備と並行しながらやっていく。ということは、当然全員が今の現状で経営をしていく。当然ほ場整備は10年ぐらいのスパンがかかるわけですから、そのときに、当然10年のうちにはもうとつても農業、米農業ができないというふうな農家が出てきたときに、その組織の中で、じゃあ自分が受けていきますよというような形のは場整備とあわせた共同利用型の集落営農組織が立ち上がるようなので、ぜひ参考にしてもらいたいということと、隣部落の大蔵には、烏川地区、あと通り地区に法人化と集落営農組織と一緒に混在した農業経営体もありますので、その辺をぜひ参考にして、今後舟形町でも共同での米農業というようなものを推進していただきたいなというふうに思います。

あと時間がないので、簡単に聞きますけれども、ちょっと私の勉強不足で、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払事業を活用した話し合いというふうな答弁がありましたが、この辺のところをもう少し具体的にお願いしたいと思います。

**議長** 5分前です。

**町長** 多面的機能支払いについても中山間直地域等接支払交付金事業についても同じでありまして、やはり農地を保全していくためには、地域でどうやってこの農地を守っていくか、地域

を守っていくかということの話し合いが重要であります。そのために毎年それなりの保全する部分と、さらにそれを発展的にしていく話し合いというふうな部分のものが含まれているというふうなことで、どちらかという、今までは草刈りとか、共同保全の部分のほうが多いんですが、今後はやはり地域の農業を多面的機能支払であったり、中山間地域等直接支払の農業であったり、そういったところでどのようにしていくかという話し合いが今後大事になってくるというふうになります。

したがいまして、今交付金を受けている段階でいろいろと今後5年、10年、さらには20年とどうしていこうというふうな話し合いをしていくことがだんだん今度先ほど言った集落営農であったり、農業生産法人のほうにも入ってくるのだろうというふうに思いますので、ぜひその保全会なり等で十分今後の将来の農業のあり方を地域の農業のあり方をお話ししていただければというふうに思うところであります。

**6番** 時間がありませんので、これまでの一般質問等を聞きながら、聞いていただいたので、農業委員会の会長から何か感想とかを含めてお願いしたいと思います。

**農業委員会会長** 今いろいろ担い手不足とか、高齢化ということで国では今8割を集積するという目標を決めていました。県では9割です。そういう中で、福寿野地区とかは120ヘクタールほど進んでいると思います。さっき町長が言ったとおり、堀内地区とか、上長沢地区がやっぱり大変おくらせています。そういうところは20ヘクタールという目標があるということで、それもこまいところで進まない状況なんですけれども、いろいろ核となる人間、二、三人で今50町歩、100町歩できる時代ですので、いろいろその辺協議して頑張っていきたいと思えます。

**6番** 次に、防犯カメラは1点だけです。

回答の中にプライバシーの侵害の問題等あるというようなことですが、これ具体的にどういうふうな問題があるのでしょうか。

**町長** はい、個人情報に関する問題だというふうなことであるようです。

**6番** どの防犯カメラもそうですけれども、通常は見ないというふうに思います。というのは、事件が発生し、警察等から開示請求が来て、初めて開示されるというふうな流れなのかなというふうなことを考えていくと、通常我々がじゃあどういふふうなことで人が来ているのかと一々見るということも必要ないというふうに思います。やはり公的なところから開示請求が来て初めて出すというふうな流れになるのかなというふうに思いますが、だから、この辺考えていくと、プライバシーというふうなところが我々はちょっと理解できないんです。

**議長** 町長、手短かに。

**町長** これは県のほうの指針の内容でも、プライバシー侵害等に対する県民の不安を解消するとともにというふうなことで、やはりそこには不安というふうな部分もありますので、慎重に

対応していかなければいけないんだろうというふうには思います。以上です。

**議長** 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

引き続き一般質問を受けます。1番叶内昌樹君。

**1番** それでは一般通告書に伴い、質問の出題をしたいと思います。

私からは、(1)町イベントや観光対策について問うという主題でございます。

町イベントや観光について問う。

舟形町は自然豊かな地と縄文の歴史を感じる風土が顕在する町であります。清流小国川・最上川・猿羽根山等々、歴史的な観光地はあるものの、観光としてお金を支払って楽しむ観光場所が少ないように思えます。そこで、未来を見据えた今後の対応として、どのような取り組みをお考えなのか幾つかの項目に分けて質問をいたします。

1つといたしまして、まず、来年度の第40回若鮎まつりについてですが、年数的にも考慮した上で今後どのような展開をお考えなのか、または新たるステージ等で模索や計画していることがあるのかお聞きします。

2つ目に、若あゆ温泉施設内のコテージ以外でフルサービスの宿泊施設の考えはないのか、町長の意見をお聞きしたい。

3つ目でありますけれども、由緒ある猿羽根山の縁結びのみち・民俗資料館・猿羽根山地蔵尊・農林漁業体験実習館を含む猿羽根山の今後の観光対策があるのかをお伺いいたします。

以上でございます。

**町長** それでは、1番叶内昌樹議員の「町イベントや観光対策について問う」についてのご質問にお答えします。

最初に、1の若鮎まつりに関する質問についてであります。

議員ご指摘のとおり来年度は40回の節目を迎えますので、記念の祭りにしたいという考えを持っているところです。具体的な構想は今後検討してまいります。現行の期間や規模を基本にステージ等での模索も含め、イベントの内容を充実する方向で検討していきたいと思っております。

ただし、若鮎まつりの開催が2日という期間、規模や開催時間が町民にも定着し、適切と考えていること、担当係の事業量や祭りを支える職員体制、出店協力者などの現状から考えると、規模拡大や時間の延長といった大きな追加や変更は困難であろうと考えます。

また、民間や各種団体等で利活用するという方向性があると思われませんが、会場の安全管理上の責任や防犯対策など、懸念される課題も多いと思われまます。

若鮎祭は、実行委員会を組織して、開催要項やスケジュールなど、委員の意見を聞きながら、合意形成を図って開催をするものです。実行委員会で意見を聞きながら進めていく必要がありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2、「若あゆ温泉施設内のコテージ以外でフルサービスの宿泊施設の考えは」についてですが、例えば民間企業等が主体となって宿泊施設を整備し、運営する場合などであれば、歓迎したいと思います。近隣自治体または第三セクターが運営する宿泊施設の経営状況を見ると必ずしも良好とは言い難いこともあって、町が主体となって施設を整備し、管理運営する考えについては、持っていないのが現状であります。

次に、3、「猿羽根山の観光対策はあるのか」についてですが、猿羽根山公園には、国宝土偶縄文の女神のレプリカを夏期間常設展示している民俗資料館や縁結びの道、体験実習館などの施設があります。

また、体験実習館からの眺望は山形景観物語お勧めビューポイント53に指定されており、町の魅力の一つと考えております。

これまでも公園一帯については、展望台、売店、児童向け用乗り物の新幹線などを整備してきましたが、老朽化などによりいずれも解体し、撤去した経過があります。

ところで、今年度当初予算における公園一帯施設の維持管理費の状況では、体験実習館管理運営事業、猿羽根山公園管理事業、民俗資料館の維持管理費用分の総額で、約2,775万円、うち実習館の工事請負費1,500万円を含むものとなっております。このように施設の維持管理費に多額の予算を必要としております。

一方、平成30年度の利用者数などでは、指定管理者で運営している体験実習館の利用者が1,742人、利用料金の収入状況として184万1,100円、町直営の民俗資料館の入館者が946人、入館料が6万9,510円で、猿羽根山公園の入込客数が約1万4,000人となっております。ちなみに舟形若あゆ温泉の年間利用者は14万3,013人となっております。

現在、猿羽根山駐車場の売店を民間の方が町か借り受け、4月から11月まで食事や雑貨を販売する店舗として利活用していただいています。このように民間で誘客やにぎわいを創出していただくことは、とてもありがたいことと考えております。

将来を見据えた観光対策は、民間による事業投資や運営などが必要と考えており、町ができる範囲で観光資源を維持管理していくことと考えております。

**1番** ありがとうございます。まず1つ目の若鮎まつりについてですが、40年目という大変長い歴史を持つ、なおかつ多分郡部では入数が多分最大限のイベントだと認識しております。実際集客数もありまして、ただ一つ、やはり40年の月日の中で、まず町の人口も半分ぐらいに減少した中、行政間のイベントとして成り立っておるわけですが、やはりそこでの人手不足とか、そういうものを考えますと、この規模に至るまでの運営をしていくことによることは、来年に向けて検討していかなければいけないのかなと思っております。

1つちょっとお伺いしたいことがありますけれども、まず鮎の養殖の生育についての質問で

すけれども、1980年、昭和57年に、松原鮎センターというところで、三光堰という鮎養殖場を始めて、試行錯誤の上、長年にわたる鮎の養殖をしてきたわけです。それで平成28年度に鮎のふ化工場という形でサケと鮎の養殖場を始めたわけですが、その川を利用した三光堰の養殖鮎と、現在のふ化工場での養殖鮎の実質の現状的なものをちょっと知りたいんですけれども、どのような生態でしょうか。現状というか、鮎の違いというのは、やっぱり前の川の水と井戸水を利用した飼育方法と現在の飼育方法での鮎の状態というか、それがどのように変化しているのかをお聞きしたいです。

**町長** 私の記憶では、三光堰のほうで農業用水をためるという理由のもとで揚水地をつくりまして、そこで鮎を飼ったというのが最初だったというふうに思っております。ただ、川の水だけですと、鮎に適する温度というふうなものがございまして、後半といいますか、早いうちから井戸水にかえていたというふうに記憶しております。

したがいまして、現在も向屋地区にあります鮎の中間育成施設、それから平成28年につくりましたサケのふ化場とともに、2つとも井戸水を使っております。ただ、サケのほうについては、比較的温度の低い水を好むと。鮎のほうについては、比較的温度の高い井戸水を好むというふうなことがありまして、なかなかうまくというふうなところにはならないというふうには思うんですが、現在、水量的に浅井戸のほうについては、温度が低いために、サケを中心にしながらというふうなことではあるんですが、サケのほうに要る水の量と、それから鮎のほうに必要な水の量というのが、またこれも違っていて、鮎のほうが多く必要なんですけど、ただ深井戸の井戸水、地下水についての水量が若干足りないために、浅井戸のほうの冷たい地下水も入れながらというふうなことではある状況であります。

そういうことでありますので、三光堰のところにあったふ化場のときと、現在いるところの現状というものの違いはどうなんだというふうなことなんですけど、詳しくはよくわかりませんが、恐らく変わらないものかというふうに思います。それは先ほど申し上げましたとおり、よほどの地下水を使って中間飼育をしていたというふうなことではありますので、その点については、恐らく変わらないのかなというふうに思っているところでございます。

**1番** はい、実質鮎まつりの、その前の交流会、世田谷交流会から鮎の提供、若鮎まつりの鮎の提供、焼き場に関してですけれども、やはり平成28年度の当初では、形もそろわなく、鮎の生育も小さく、なおかつ川で三光堰ってすごく結構いい環境で育て、とてもいい鮎だったんですけれども、平成28年度から一気に焼き手側から考えると、すごい鮎の質が落ちているような感じを得たのですが、そこでもやっぱり焼き手にお客さんのほうにクレームが来るわけなんですよね。だから、やっぱりその養殖場の違いで鮎の変化があるのであれば、実際若鮎まつりのメインは鮎まつりなわけですから、その辺を少し考慮した考えは今後あるのかどうかお聞きしたいです。

**町長** 多分ですね、三光堰のほうの池についても平成28年ころにも使用していなかったのではないかとこのように思います。サケのふ化場についても一部基本的に鮎の中間育成施設として使っているだけで、大半は従来からの鮎の中間育成施設であります池で飼育をしている状況です。ことし、去年からですか、一部最上町にあります元養鰻組合の池なんかにもお願いして、向こうのほうでも温度が高いものですから、飼育をしているという現状であります。やはり温度が高いところについては、食欲も多くて、成長が早いというふうなことでございました。平成28年のころというのがちょうど井戸の水量が不足、冷たい水のほうの浅井戸のほうを多分多く使っていたというふうなことでありまして、その後、サケのふ化場とともに、井戸を2基新しくしまして、その対応に当たったところでもありますので、さらには地域おこし協力隊で水産関係の渡部君という方を招へいしまして、栽培技術というふうなものもしっかりとこの3年間の中で対応していただいたというふうなことでありますので、今後はそのようなことがないかというふうには思いますが、やはり栽培技術と水温の関係で大きさが異なるというふうなことになったというふうに思います。

**1番** そのやはり例えば冷凍対応したりとかして、活魚と冷凍鮎を交互に使う場合でも、やはり飼育場によってはその差が出てしまうような状況がありますので、やはりなるべくお客さんに提供するものに対してなので、今後ともしっかり同じようなものを提供できるようにお願いしたいと思います。

あとは、来年40年に向けてですけれども、前に1回鮎まつりをしたときに、記念のときに250円に鮎をした経緯がありますけれども、来年もそのようにしてしまうのか、ちょっとその辺を聞きたいんですけれども、やはり250円とかという低価格にしてしまうと、町のほうの負担だったり、漁協だったり、例えば鮎を焼く人たちにかかなりの負担がかかると思うんですけれども、その点を記念日だからといって下げるのではなく、イベント自体の内容とかを重視しながら、やっぱり鮎はブランド的なもので下げないという項目でやってほしいです。

やはり実際白鷹町の鮎焼きでもまず塩焼きは400円だと。そこでも大きい鮎を800円で売っている。舟形町では松原鮎という形で売っているんですけれども、これも一つちょっと疑問なんですけれども、まずは一つは、養殖鮎をそんな悪い、今どこの県でも養殖のほうは技術が上なので、天然といっても、養殖鮎を全然売っても平気だと思うんですけれども、やはり養殖鮎とやはり小国川の本場の松原の鮎を食べたいという人も中には結構います。それで、白鷹ではやっているんですけれども、やっぱり養殖鮎の塩焼きは400円だと、天然鮎に関しては時価でやっております。9月開催ということで、落ち鮎とか、子持ち鮎も提供したりしていますので、その点について、あとは時期の開催ですね。9月に開催するという事はやっぱり若鮎ではなくて、中間ぐらいの片持ち鮎とか、その時期なので、来年の時期とその鮎の販売についてちょっとお聞きしたいです。販売価格です。

**町長** 今ご指摘いただきましたけれども、今のところ9月の第2土曜、日曜というのは若鮎まつりとして県内外に固定されている開催日時だというふうに思っておりますので、その変更については今のところ考えていないところです。

あわせて、その鮎の価格であります、やはり前に250円で売っていたときに、100匹とか、50匹とか、まとめて購入される方が多くて、そういった方々は町外のほうでお店で売ったりとかというふうな話も聞きます。町民の方が買えない若鮎まつりではやっぱりだめだというふうなことで、私が就任してからは、300円に上げさせていただいております。

したがって、価格等についても記念の鮎まつりだからといって、値段を下げるつもりは今のところ持っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

**1番** あとは天然鮎と養殖鮎について今後どのような対応をしていくかちょっとお聞きしたいです。

**町長** 基本的に舟形町で養殖しているものについても舟形の最上小国川で天然遡上の鮎を鶴岡の三瀬に持って行ってふ化させて県内の9割の河川に放流しているというふうなことでありますので、ほぼほぼ天然に近いものだというふうに思います。私はわかりませんが見る人を見ると、天然遡上のものかどうかというのがわかるそうなので、その点についてはそういった判断を仰がざるを得ないんですが、町としまして、若鮎まつりで提供できるものについては基本的には小国川漁協で生産されたものを使うというふうに考えております。その中で各商店のほうで焼き鮎を提供していただく店舗の中でこれは天然鮎だから特別にというふうな価格をつけることについては、今後実行委員会の中で検討をさせていただきたいというふうに思うところであります。

**1番** あとは鮎の出店者に関することですが、やはり来客数が多いという一つの課題がありまして、それに対するお客様がやはり買えない状況がここ数年続いております。やっぱり商店街というか、商工的なものでまず参加者が少ないということと、あとは過去に参加していた青年団体とかが結構鮎焼きとかしていましたが、やっぱりそこでやめざるを得ないような状況があると思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

**町長** 焼き鮎を出していただける店舗の数が減ってきていることは確かだというふうに思います。その点については、儲からないんだというふうなことで出店部会のほうからそういうお声もいただきながら、町の補助金を上げていただきたいというふうなことでありました。それ以外についても今後検討してまいるんですが、ただ、ここ2年ほどについては、300円にしてからは鮎を買えないというふうなお話はあんまりいただけていないのかなと。昨年の鮎まつりを見ますと、漁協さんのほうでリヤカーに焼き鮎を引きながら、組合長と副組合長の方々が売り歩いていたりもしておりましたし、私が就任する前よりは、鮎が買えないという苦情は実行委員会の中でもそういう声が上がってきていないというふうなことだというふうに

私は認識しております。

**1番** では、一つは、やはり300円というラインも結構今炭の高騰化もありまして、多分50円の差というのがやっぱり売り手にとってみれば、すごい痛手なような状況に感じるところですけども、来年もまた300円で行くんでしょうか。

**町長** 大変申しわけございません。先ほど300円と安く提供してしまいました。本当は350円で売っているそうで、申しわけございません。訂正させていただきたいと思います。350円については、来年もそのような形で考えているというふうに思います。

**1番** では、350円ということですけども、炭等もまず上がっていることも考慮した上で40回を超えた時点でもう1回検討していくような形でお願いしたいと思います。

じゃあそれでは、あとはイベントに関する内容等ですけども、やはり40年という節目を迎えることもありますけれども、今後、持続する過程において若い世代の参加的なものを促すためには、やっぱりイベントの内容等も今既存しているものも確かに重要なんですけども、ただそこがもしなくなったときに、次というときには遅いと思うので、やはりうまく受け継ぐ今の方式とまた新しい取り入れを来年に向けて持っていきたいと思いますけれども、その点の考えはどうでしょうか。

**町長** 本当にこの若鮎まつりというのは、最初は産業まつりで始まりまして、そういった中から今のような40回を重ねようとする段階で大きなイベントになりました。試行錯誤をしながら今の形態になってきております。ただ、その形態が今までどおりでいいのかどうかというふうなことについては、議員のおっしゃられるとおりでというふうに思いますし、若い人たちがどんどんそういった若鮎まつりをはじめとするイベント等、町の行事等についてこうあるべきだ、こういうふうにするというふうなことで積極的に来ていただければ、少なからずそういったものについて取り入れていきたいというふうに考えているところであります。

**1番** 次世代に向けていろいろ考慮した上で、考えていってほしいと思います。

それで、やはり若鮎まつりについてですけども、やはりまずは舟形町で、一年で一番活気づく日みたいな感じで、よくネットのほうにも載っていますけれども、やはり行政主体でやっている以上、ほかの行事ができないということもあると思いますけれども、やはり子供や町民にとってやっぱり年間の何か行事的なものを春夏秋冬でこう開催できればいいかなと思っているんですけども、先日、今後の地域ワークショップということにちょっと見学に行ったときに、やはり町民の若い世代の意見としてやはり舟形町にないものとして花火大会とか、河原あるから芋煮会とか、何かやっぱりそういう行事的なものがこまくあるといいのかなとちょっと思いました。

来年の内容と実行委員会とかの話し合いもあると言いますけれども、なるだけ若い人たちの意見も踏まえながら、せっかくの大舞台、お金をかけて新設しているわけですので、やっぱ



り充実したイベントにしていただきたいと思います。

じゃあそれで若鮎まつりについては以上で終わります。

次に、温泉のフルサービスの宿泊施設という考えで、町では民間が主体になってすればいいよという形でありますけれども、例えばじゃあ温泉の敷地内に誘致できるような場所があるのかお聞きしたいです。

**町長** 先にちょっと鮎まつりについてでございますが、町としても私になって上限1,000万円以内におさめろというふうなことでシーリングをさせていただきました。そういった中で各種行事等についてというふうなことでありますが、やはり集中と選択というふうなことにもあるかなというふうにも思います。

それから若あゆ温泉の敷地内に建てるところがあるのかなというふうなところのご質問でございますが、それらを含めて民間の方に検討をしていただければというふうに思います。

**1番** やはりコテージという利用とホテルとか、利用方法とか、利用客というのは全然違うと思います。やはりほかの地域の宿泊施設等を考えれば、確かに利用客とかの入数がないということも現状ではあると思いますけれども、ここ舟形町というのは、逆に新庄に近く尾花沢も近く、中心的な場所の立地条件がいい場所に温泉施設もあり、そこで今現状では、新庄に温泉施設がないという形で、今温泉のほうは新庄の方の利用客もあると思います。しかし、鮎の時期とか、そういうところに関しましては、やはりお金を落とす場所ではないというか、宿泊施設とか、あとは商店等の利用がないということで、やはりフルサービスのホテルがあればいいのかなと、個人的に思うところであります。

あとはもし、泊りの人とかいろいろすると、舟形町は民泊的な風習もあるので、逆に空き家とか、例えばひとり住まいのお年寄りの方のお家を下宿所みたいな形で活用して、やっぱり来る人も楽しめるような、ホテルまではいかなくてもやり方次第ではそういう集客的なものを活用できるのではないかと思います。その点についてどう思われますか。

**町長** はい、他地区の宿泊施設、例えばあったまりランド虹の館等についても、決していい営業状況の内容ではないことについてお聞きをしておりますし、やはり行政というのは、経営について非常に苦手であります。そういったことを考えますと、あえて苦手な分野とそれと観光で食べている人がいないという舟形町の現状において、行政がそこに踏み入ることは果たして本当に必要なかどうか、もっともっと生活基盤の足元をしっかりと支えていくことが大事なのではないかというふうにも思います。にぎやかさの部分と、それからしっかりと生活を支えている部分、そういったものを見据えながら、まちづくりに向かっていかなければいけないというふうに思います。

民泊等についても民間の方がいろいろとやっていただくのであれば、商工業活力推進事業とか、補助金がございます。そういったものを活用していただいて、ぜひやっていただきたい

と、それに対しては町のほうでそういった補助金等の対応をしながら、応援をさせていただきたいというふうに思うところであります。

**1番** 行政では厳しいとは思いますが、やはりこれからイベントに関してもやっぱり町民とか、そういう地域団体とかを最大限に活用しながら、行事を進めていかないと、ちょっと大変な時期に来ているのかなと思っております。今後いろいろ模索しながらいろいろ話し合いも含めいろいろがこの町でできればいいなと思っております。

以上、2つ目の質問は終わりたいと思います。

続きまして、猿羽根山の観光対策はあるのかということですが、猿羽根山にはやはり観光資源的なものがすごいいっぱいあると思うんですが、ただ、実際農林漁業体験実習館とか、そういうのはやっぱり同じサービス機関のような形で、しっかりとしたお金を落とすような、そこも民間が入れば一番いいですが、温泉にばかり、猿羽根山のにばかり、やはり民間の体制をしっかりと模索していかないとだめなのかなと思ってます。今現在、東北エコリサイクルネットワークさんで、指定管理者を受けて運営していますが、今回修復等をかけて猿羽根山の実習館を修復しているのはわかっています。それに伴ってですが、やはり建てた以上、やはりそういう修復がかかるのは当然のことであって、それを見据えた予算も持っていかないとだめなのかなと思っております。

それで、例えば今エコリサイクルさんで契約している期限ですが、初年度は5年で、次の年3年、ことしにまた3年で更新しまして、2021年ですか、一旦また更新の時期が来るわけですが、今後そのNPO法人でその指定管理を持っていくのか、例えばそこでやめるといった場合の対応について、やっぱり民間でもちょっと意識づけで猿羽根山の構想的なものをしっかりと持っていかないと、じゃあ2021年でやめますとなった場合の次の展開どうしようという話にはならないと思いますので、なるだけ民間とか、そういう人がかわれるような体制にちょっと持っていきたいと思うんですが、その辺はどのようにお考えか。

**町長** 猿羽根山の観光というふうな話の中から農林漁業体験実習館のお話でございましたけれども、まず猿羽根山の地域の観光開発でいきますと、昭和45年あたりに売店会の店舗食堂、2階に休憩室というものがございました。同じく昭和45年のあたりには国道にある大鳥居とさらに地藏様の下のところがありました無料休憩所あたりがあります。さらに、昭和47年には展望台をつくっております。翌昭和48年のあたりに遊園地というふうなことでミニ新幹線があたりしてございました。さらに下のほうに今民俗資料館のあるあたりだと思うんですが、アーチェリー場なんかもございました。さらに今の駐車場になっているところに農業青年会議所の農産物販売所がございました。昭和56年あたりなんですが、そして昭和60年あたりに体験実習館ができ、昭和63年にはスキー場ができているというふうな状況のものでござい

す。

このように町のほうとしましては、それなりに力を入れてきておりました。しかしながら、今残っているのは、参道の前の悠里というふうなことで民間でやっていただいているところが多いのかなというふうに思います。体験実習館については、農林水産業の構造改善モデル事業だったと思うんですが、補助金をいただいている関係上、目的外の使い方というのは余りそれてできないのかなというふうには思います。ただ、NPO法人のほうがやらないよというふうなことになれば、次の指定管理者を探し、その指定管理者が見つからないというときには、またその対応を考えていかなければいけないだろうというふうに思っているところです。

今のところいろいろな活用についてのお話もいただいておりますが、それらを含めて今後検討していかなければいけない問題なのかというふうに思っておりますので、まだいろいろなご意見、アドバイスございましたらいただければというふうに思います。

**1番** とても魅力ある場所ではあると思いますので、行政がするとやっぱり商売的なものがないということで、やはりしっかりした体制で観光に向けて何かかしら話し合っ進めていければいいかなと思っております。やっぱりとても景観もよく、しっかり今ネット社会とか、ゲーム世代とかいいですけども、逆に村山の東根のほうでは体を動かすとか、自然体験等のものも町の、市の中でもしているような形なので、ここでは当たり前にあるような自然がたくさんあるので、やっぱり今子供の世代を外で遊ばせる。あと親世代も自然を満喫するような観光に向けたやり方が今後望ましいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

**議長** 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

あすは午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時58分 散会

令和元年9月4日（水曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和元年舟形町議会第3回定例会第2日目

令和元年9月4日(水)

---

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域整備課長	伊藤武美
副町長	庄司雅人	総務課財政係長	八畝幸仁
会計管理者	須貝孝子	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊藤秀樹
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤幸一	教育長	齊藤涉
まちづくり課長	小野芳喜	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	代表監査委員	渡邊敬子
住民税務課長	伊藤茂樹	監査事務局長	相馬昇
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八畝照光		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

---

議事日程

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開会

**議長** では、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

## 日程第1 一般質問

**議長** 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を受けます。順次発言を許可いたします。

**9番** おはようございます。

私からは、さきの通告書に従いまして3点についてご質問をさせていただきます。

まずはじめに、「若者定着に向けた取り組み策は」と題してご質問をいたします。

平成30年5月に立ち上げました「オールもがみ若者定着・人材確保推進会議」では、関係機関・団体等との情報の共有化、具体的な連携方策について検討されております。県の取り組みに呼応し、本町におきましても、地元定着・地元回帰に向けた取り組みとして、中学校での出張職業体験をはじめ、中学生が企業の特定従業員と行動をともにし、仕事の内容、仕事への姿勢、職場環境、やりがいなどを学ぶジョブシャドウイングなど、他町村に先駆けた取り組みを行っておりますが、事業の評価、今後の進め方などの検討も必要であると考えます。

平成30年度末における最上管内の高等学校卒業者のうち、就職した生徒の県内就職率は73.5%となっております。前年度からは6人減少しており、今後とも若者の地元定着、地域外からの地元回帰に取り組む必要があると思います。町長の考えをお伺いいたします。

次に、「平成30年豪雨災害の復旧状況は」と題してご質問をいたします。

昨年8月の豪雨被害の圃場も、本町独自の早急な復旧事業により収穫の時期を迎えようとしております。6月中旬から7月上旬の低温により、昨年の水害に続き心配されました水稻でしたが、天候の回復により茎数も平年並みからやや多く確保され、総合的な生育も順調とのことで安堵いたしております。

しかしながら、営農を確保しながらの復旧工事箇所や道路・河川におきましては、まだまだ完全復旧には時間がかかるような箇所も多くあり、最上総合支所に設置している最上地域大雨災害復旧推進会議と町が連携を図りながら、復旧事業の迅速かつ円滑な対応に努め、安全・安心なまちづくりが急務であると考えます。

今後も予想がつかない急激な気象変動、地震などによる新たな土砂災害などに備え、一日も早い復旧事業が喫緊の課題であります。本町における被害箇所の完全復旧の見通しなどにつきまして、町長の考えをお伺いいたします。

3点目に、「今後の空き家対策計画は」と題してご質問をいたします。

平成26年に地方創生政策が打ち出され、人口ビジョン、総合戦略と東京一極集中を是正し、人口減少に歯どめをかける施策が展開されてきました。しかし、一向に減少に歯どめがかからず、全国的に空き家が増加する傾向にあります。

その中でも、適切な管理が行われていない空き家による火災の危険性や倒壊のおそれ、安全性の低下、公衆衛生上の問題、景観の阻害など、多岐にわたる課題が山積いたしております。今後、人口減少や高齢化が進展し、さらなる空き家の増加が予想される中、住民の生活環境の保全を図っていくことが必要であると考えます。

本町では、空き家バンクにより適正な管理を行っておりますが、安心・安全の確保、活用促進に加え、空き家発生予防の取り組みとしての予防の啓発が重要であると思います。本町における今後の空き家対策計画につきまして、町長の考えをお伺いいたします。

**町長** おはようございます。

それでは、9番斎藤好彦議員の「若者定着に向けた取り組み策は」の質問についてお答えします。

町では、町内外の若い世代に町の魅力や働く場所等を紹介し、地元定着を目指すことを目的として、平成30年度から「おかえり！孫プロジェクト事業」を展開しております。

事業の中でも、地域の企業を中学校に集め、職業体験を実施する「ふながたWAKU WAKU WORK」、子供たちに会社の魅力を伝えられるよう伝え方を研修する『『シゴトの魅力』伝え方研修会』は、企業の皆様の絶大なご理解と、舟形中学校など関係各位の協力があって実施できるものと考えております。

これら2つの事業について、昨年度と今年度の2回実施したわけですが、「WAKU WAKU WORK」に参加した生徒のアンケートを見ると、「全く知らない職業の説明や体験ができてよかった」、「地元にもこのようにさまざまな職種があることを知ることができとても参考になった」などの意見が多くありました。

今後は、新庄・最上地域に本当にさまざまな企業や職種があることについて、子供たちに教えていくため、参加企業を拡大していくことに加え、子供たちに一番影響を与えられると思われる保護者に呼びかけ、保護者の皆様にも新庄・最上地域の企業を知っていただくようにしていきたいと考えています。

また、今年度の新規の取り組みである「ジョブシャドウイング」については、新庄・最上ジモト大学の取り組みの1つとしてテレビ番組で紹介されました。高校生と中学生が町内の職場で、従業員にシャドウ（影）のようについて回り、シゴト・働く大人の観察を通して、ここで働くことの誇りや魅力を知り、今後の進路や就職の選択肢の拡大につながる事業であり、今後も継続して取り組んでいきたいと考えています。

私は、これらの事業の目標地点は、5年後、10年後、さらにその先の将来を見据えたものと

考えております。今、「ふながたWAKU WAKU WORK」やジョブシャドウイングなどの事業を体験し、その後、実際に就職や職業を選択する際、地元生活の拠点を置くことや地元就職を決めることとなったときのきっかけの1つとして、この事業の経験があったと感じていただければ大成功だと考えております。

地元にはまだまだ多くの企業や職業があります。企業の皆様、中学校・高校、保護者のご理解をいただきながら、一人でも多くの子供たちに地域の魅力が伝わってほしいという願いを込めて、今後もこれらの事業を進めていきたいと考えているところであります。

次に、若者の地元定着、地域外からの地元回帰への取り組みについてであります。

町では、舟形に住んで働きたいという町の担い手となる若者の定着・回帰を促進するため、県内の高等学校等を卒業した大学生等を対象に、県・産業界等と連携して奨学金の返還を支援する制度を設定しているところであります。

平成28年度の制度創設以降、これまで計18名を奨学金返還支援の候補者として認定しているところであり、今後、奨学金の返還開始に伴い、支援を実施することとしております。

また、就職、転職活動を支援するため、平成30年度から就転職等活動交通費支援事業を実施しております。対象者は、18歳以上35歳未満の方で、町内企業等に就職活動する者などで、助成対象経費は、往復の交通費の2分の1で、1人2回まで利用可能としておりますが、残念ながら利用実績が上がっていないため、今後、制度の周知に努めてまいります。

さらに、町内企業を対象に、「有償インターンシップ受け入れ支援事業」を実施しております。これは、企業が10日以上インターンを受け入れた場合、1時間当たりの賃金の2分の1の額に実労働時間を乗じた額を補助するもので、本年度1企業から申請がなされているところであります。

また、若者の地元定着等を進めていくためには、さまざまな機会を捉え、町の魅力や有利な制度などを積極的にPRしていく必要があります。このため、例えば9月10日から11日に仙台市で開催される東北へそまつり、都内で10月に予定している東京友の会、11月に予定しているふるさと納税寄附者との懇談会、さらには、12月に山形県、県内全市町村で組織する「やまがた移住定住・人材確保推進協議会」が主催する「首都圏UIターンフェア」などの機会を町のPR活動の場として有効に活用していきたいと考えております。

地域活性化、持続的発展のためには、若者の力が必要不可欠であります。このため、このようにさまざまな取り組みを通して、若者の地元定着、地域外からの地元回帰を引き続き促進してまいります。

次に、「平成30年豪雨災害の復旧状況は」についてのご質問にお答えします。

ご質問の復旧事業の進捗状況であります。

町が事業主体となり工事を行う箇所は、町道・河川・林道・農地農業用施設及び公共施設を



合わせまして、事業件数は242カ所となっております。これらの7月末時点での復旧状況であります。着工件数は、平成30年度220カ所、令和元年度10カ所、計230カ所で、そのうち完成件数は、平成30年度138カ所、令和元年度27カ所、計165カ所で、全体の着工率が95%、完成率は68%となっております。

また、農地農業用施設の復旧に対する町の補助金事業については、要望件数913カ所のうち、平成30年度344カ所、令和元年度112カ所、計456カ所が復旧しております。補助金事業は、受益者が行う復旧工事に対して補助金を支出するものでありますので、受益者からの完成の実績報告が提出された箇所の集計としております。

次に、県が実施する県道及び県管理河川の復旧状況については、事業件数が30カ所となっておりますが、30カ所全て着工済みであり、うち完成10カ所、完成率33%となっております。

議員ご指摘のとおり、一日も早い復旧が喫緊の課題でありますので、町、県ともに連携を図りながら、今年度中の完全復旧に向けて取り組んでまいり所存でございます。

次に、「今後の空き家対策計画は」についてのご質問にお答えします。

昨年度、空き家除去補助金交付要綱の補助要件を緩和し、補助金の上限額を引き上げるなど、制度改正をしましたところ、かねてより、冬期間、国道や県道に落雪等があった物件、屋根等の飛散のあった物件など、17名の方より申請があり、住家12棟、附属家11棟の解体に結びついたところであります。

今年度におきましても、既に12件の申請があり、相談件数も10件を超えており、中には、県外に居住する所有者もおります。昨年度実施した除去補助制度の周知と、空き家に関する助言が功を奏しているものと思っております。この事業については、来年度も継続して実施することとしておりますので、1つでも多く危険空き家等の解体に結びつけるよう努めてまいりたいと思っております。

また、利用促進の空き家バンク制度につきましては、これまで、売買4件、賃貸借4件の活用実績があり、現在は、売却希望で一戸建てが2件登録になっております。その家にずっと住んでいただくことが空き家を出さないことにつながるわけですが、現状を鑑みますと、65歳以上ひとり暮らしや65歳以上のみの世帯もあり、このまま推移すれば将来的に空き家になることが見込まれるため、空き家の活用促進に加え、議員ご指摘の空き家発生予防のための予防の啓発も重要と思っております。

しかしながら、他市町村で空き家対策計画を見ると、所有者への空き家適正管理に関する取り組みはございますが、予防啓発について具体的に盛り込んでいる市町村は少ない状況にあります。

また、政策の方針に、住民の意識向上による空き家の発生予防を掲げている市町もありますが、その取り組みは本町でも実施しているリフォーム支援が主であり、空き家にならないよ

うな意識づけも盛り込んではいないものの、具体的な取り組みには至っていないようであり、それだけ予防の啓発についてはどの市町村も苦慮しているものとうかがえます。

いずれにしても、他市町村の計画や取り組みについて情報収集に努め、今後の本町における具体的な政策の展開、さらには、空き家対策計画の策定について検討してまいりたいと思います。

**9番** それでは、関連質問をさせていただきます。

まず、若者定着の件でございますが、先ほど壇上から申し上げました総合支所が中心となり立ち上げましたオールものがみ若者定着・人材確保推進会議でございますが、令和元年度の第1回目の会議が5月18日に開催されております。本町職員も参加されていると思いますが、内容、感想等についてどのような報告を受けているのかお伺いしたいと思います。

**町長** その件については、まちづくり課長のほうより答弁させていただきたいと思います。

**まちづくり課長** 本年度のオールものがみによる若者定着・人材確保に向けた取り組みというふうなことで、会議の内容ですけれども、今年度は、昨年度に引き続き最上地域での取り組みということで、市町村総合支所などの取り組みの共有化、連携、もう一つは、若いときからのキャリア育成の充実、それから保護者の地元企業に対する理解の促進など5項目、それから、独自にまた舟形町の事業の紹介としては、WAKU WAKU WORKであったり、ジョブシャドウイングであったりというふうな事業の展開について提案、それから協議がされているというふうな現状でございます。以上です。

**9番** 私が今申し上げたのは、その会議の内容じゃなくて、内容といいますか、その仕組みじゃなくて、第1回目開催されておりますよね。そこに職員の方出席しているわけですよね。その実際に出席された方の感想といいますか、それを受けて、今後どのような施策に活用していこうとしているのか、そのあたりを町長が報告を受けているのかと、そこをお伺いしたかったんです。

**町長** 総合支所としてオールものがみによる若者定着・人材確保に向けた取り組みというふうなことで、そういった会議を立ち上げております。ただ、その意識の内容としましては、各市町村によってその熱意といいますか、それが違っている状況にあります。比較的舟形町は、先進的にそのものに取り組んでいるというふうなことでありまして、県のほうと連携してというふうな部分については、ジョブシャドウイングとか、それからもう一つは、企業の方に若者に向けた説明会の部分についてというところでの取り組みを連携するというふうなことでありまして、WAKU WAKU WORK等についての取り組みは県も、それからほかの市町村の方も見にくるような取り組みでありますので、その会議に出て、そのものを舟形町に担当者がというふうなことよりは、舟形町の担当者がその会議をリードしていると私のほうでは思っております。

**9番** ちょっと話がかみ合わないんだけど、ここに資料がございますが、5月28日の第1回目のその会議の内容がございます。今年度のオールもがみ若者定着・人材確保の取り組みについて、まず1点。基調講演がされております。あと、新規学校卒業者求人の早期提出ということで要請。4番目として、若者定着に向けたオールもがみの思いということで、企業なり、教員の方それぞれ若者からの表明ということで、そういう内容で開催をしております。それはご存じですよ。その中に参加予定ということで、行政から市町村ということになっていますので、そこに舟形町の職員が出席したんですよ。その出席した方のどういう思いがあったか、その会議を受けて、そこをお伺いしたいんですよ。そのオールもがみの取り組みじゃなくて。

**町長** その出席した担当者の思いまでは聞いておりませんでした。

**9番** 聞いておりませんでしたでは済まないんじゃないですか。会議があったり、出張行ったら、それ報告受けるのは義務であって、上司の義務であって、それを受けていませんで、それで済むものではないと思いますけれども、これはさまざまなほかの問題かもしれませんがね、ほかのことも同じかもしれませんが、簡単に聞いておりませんでしたでは、おかしいんじゃないかと思いますが。それは、聞かなかつたら、それで結構でございます。

それで、今、町長のお話の中でも舟形町は先進的に進んでいるということで、それは私も認めております。7月25日に開催されました合庁での最上地域議員協議会、きょう伊藤先生の奥様も見えておりますが、伊藤先生も出席されておりました。その中の資料がございまして、その中の各市町村のその取り組みの内容が明記されております。

この中で、今、町長も言っておりますが、舟形町が一番進んでいると思うんですよ、その資料を見る限り。私もその資料をもらって、その会議を傍聴して大変喜ばしく思って傍聴してきました。あと誇らしく思って、私しか傍聴いなかったんですよけれども、舟形はこれだけ進んでいるんだということで誇らしく思って帰ってきました。

その中で、先ほども壇上から申し上げましたが、出張職業体験があります。これにつきましては、昨年度から始まってまだ2年目でございますが、まだ中学生、高校の卒業のその対象になっておりませんが、町長も答弁の中で、この事業については目標地点は5年後、10年後と考えているということでございます。すぐに成果が出るものではないと私も同感でございます。

ここで教育長にお伺いします。

参加者のアンケートの調査もございましたが、体験した中学生、子供たちはどのように感じているのか。単に授業の一環として捉えているのか。また、自分の将来のことを少しでも意識をして体験をして考えているのか、そのあたり教育長からお伺いします。

**教育長** 今回のこの取り組みは、2回目でございますが、昨年度参加していない地元の企業も含

めて実施している関係で、非常に身近な形で地元の企業を知る機会になっているというふう  
に捉えております。

具体的にここにアンケート結果とかございませんが、身近な企業がやはりすぐ近くにあった  
と、ここに書いてあるような形の、これWAKU WAKU WORKのことではあります  
けれども、7月25日の県との合同のこの事業も、そのような形で非常に今まで知らない企業  
がたくさんある、仕事場があつて、身近に感じているというふうなところが、やはり新しい  
といえますか、新しい企業さんなり、事業所を入れた感想が多いように思います。そういう  
意味で、これを継続的に、これまで参加していない企業とか、事業所を今後ともやっていた  
だくというふうなところが大事なのかなというふうに思っているところでございます。

**9番** 今のは教育長の考えであつて、私お伺いしているのは、子供たちはどのように感じていた  
のかなというあたり、教育長が見て子供たちの感想等お聞きになっているのであれば、そこ  
をお伺いしたかったんです。

**教育長** 特に、7月25日の分については、すぐ回ってきておりません。WAKU WAKU W  
ORKについても、これからまとめて文化祭の中で子供たちが感想なりをしっかりと、今まと  
めている最中なんです。ですから、そこら辺を少しさっと見て回覧して、アンケート結果を  
どうのこうのというふうなではない。そういうふうな性格のものでございますので、ちょっ  
と時間いただいて、感想等をこれから子供たちがまとめたやつを見ていくというふうなこと  
にさせていただきたいと思ひます。

**9番** そういう計画があるのであれば、そういう感想等をまとめて、感想に終わらないでそれを  
活用したこれからの取り組みに生かしていただければなと思つておるところでございます。

質問をかえます。答弁書の中で、今後の取り組みといひますか、その中で、参加企業の拡大、  
あとは保護者の方への地元企業に対する理解の促進ということがございますが、これらにつ  
いてはどのような手法で今後進めていく考えなのかお伺ひします。

**町長** まず、先ほどの件でございますけれども、出張の復命等についての様式には、職員の熱い  
思いを書くというふうなところのものにはなつておりません。ただ、いずれにしましても、  
職員の熱い思いがあつたがゆえに、舟形町が若者定着・人材確保に向けた取り組みを行つて  
いるというふうなことだけは認識していただければなというふうに思ひます。

それから、保護者の方、あるいは企業の方というふうなことがあるんですが、この後も10  
月でしたか、9月でしたかに、中核工業団地の立地企業の方々との意見交換会もござひます。  
各社長さん、もしくは役員の方々からと市町村長、さらに県議会議員の先生方も含めて意見  
交換をする場所があります。毎年私のほうでもお願いをしております。特に、小学校4年生  
の社会科副読本についても、町内企業でなく、管内の企業さんも協力していただいて、こん  
な企業があるんだというふうなことも出していただきたいということもお願いを申し上げて

おりますし、さらには、こういった舟形町の独自の取り組みもあるので、ぜひご協力をお願いしたいというふうに申し上げているところです。

また、保護者の説明については、教育委員会のほうと連携をしながら、こういった取り組みであれば保護者の方々に町内、もしくは管内の企業の方々の職種についてお知らせすることができるのか考えていきたいというふうに思っております。

**9番** 先ほども申し上げましたが、高校生の県内就職率は前年より上昇していますが、進学志向や少子化で、実数としては昨年より6名減少しているという実態でございます。今後、自治体ができることとしまして、企業へのさまざまな要請なり、自治体としての支援策があるかと思えます。今、町長が言っていたとおり、企業との関係もあるわけでございますが、今後、企業の職場体験等の受け入れの体制、このあたりが必要かと思えます。

今、町長も申し上げておりますが、新庄中核工業団地企業協議会というのがございます。これら団体と各市町村の首長さんたちの定期的な協議会もあると伺っておりますので、これらを活用しながら、どんどん進めていただきたいと思うところでございます。

質問をかえたいと思えます。この若者定着の取り組みの中で、若者が住みやすい環境の整備というのも必要であるかと思えます。昨年度来、本町で進めておりますアパート建設に対する支援がございまして、昨年度1件交渉中というのがございましたが、この件について、現在の進行状況についてお伺いします。

**町長** 現在もその1件の方と交渉中であります。今年度中に完成するかどうかは、また別でございますけれども、現在もその交渉を継続している状況であります。

**9番** ぜひ成立されるように進めていただきたいと思えます。先ほどの推進協議会では、県内高校生の県内就職率、令和元年まで78%まで上げるという目標を設定してございます。この78%というのは大変高いハードルかと思っておるところでございます。つきましては、今後とも各市町村が一体となりまして、オールもがみとしまして積極的に取り組んでいただきまして、この目標が達成できるように期待をいたしまして、次の質問に移りたいと思えます。

次に、災害復旧の件でございますが、答弁書の内容が舟形広報8月号に特集されております。町が復旧工事を行う箇所を着工率、完成率が明記されておりますが、これを見ますと、総体的に見て、国庫補助事業の完成率が低いように感じておりますが、完成度合いの見通しについてどのように捉えているのか町長からお伺いします。

**町長** やはり国庫補助事業については、金額の大きいもの、工事期間を要するものというのが多いために完成がおくれているというふうなことでありまして、それ以外の問題等はございませんので、しっかりといい工事をしながら、復旧に当たっていききたいというふうに思いますし、今年度中の完了をしっかりと進めていきたいというふうに思います。

**9番** それでは、国庫補助事業じゃなくて、本町独自の町の補助事業の件でございますが、大変

農家の方々からも感謝されている一方で、余りにもこの進め方が簡略的で、申請、着工、完成までの手法について、一部の農家の方々から、今後はもう少しやり方を考えるべきじゃないのという声もございます。このあたりについて、町長の耳に達しているのであれば、そのあたりと、あと町長の今後の対応についてお伺いします。

**町長** 大変な災害であったために、農地については100%、農業用施設については8割というような補償制度をつくって実施しました。しかしながら、やはりいろいろな問題点を抱えたことは事実であります。これを実施する建設業者さんのほう、さらには、農家によっての不公平感も出てきているようであります。（「5分前です」の声あり）これらを今年度末、実施全て終わった段階で検討して、この次の災害に向けた取り組みというふうなものも必要ではないかと。

やはり人間は100%ただでやっていただけるとなると、どんどんもつともつというふうな部分が出てくるようでもあります。そういったことも踏まえて、こちらのほうではよかれと思ってやったことでもあるんですが、その中でいろいろと不公平が出てきていることについて、反省をしながら、次の災害の復旧の補助制度のあり方について検討していきたいというふうに考えております。

**9番** 今、町長のそういう思いもあるようでございますので、そのような対応でよろしく願いをしたいと思えます。

時間がなくなってきましたので、ちょっと急がせていただきます。

本町の状況は大体わかりました。さきの県議会の先生方の協議会の説明の資料の中で、最上全体を見ますと、まだ完全復旧には時間がかかるというような説明もございました。その中で、県の河川事業で、鮎の放流や釣りへの影響等に配慮しながら発注が必要であり、来年度の工事箇所もあるという説明がございましたが、この鮎の関係箇所というのは、本町管轄の河川なんですか。であれば、現状どのような対応をされているのかお伺いします。

**町長** 県のほうからいただいている資料の中では、ほとんど100%発注しておりますので、鮎に關係してそのことができないということについての件は、県のほうからは聞いておりません。したがって、県のほうの河川の災害復旧について、あと道路の復旧工事について、100%発注がなされているというふうに認識しております。

**9番** 資料の中に、今申し上げました鮎云々という言葉がございましたので、これは舟形の関係かなということでお聞きしたところでございます。本町のみならず、最上全体、まだまだ復旧に時間がかかると思いますが、早急な対応をよろしく願いをしたいと思えます。

次の質問に移りたいと思えます。

空き家の県でございますが、解体なり、活用促進、かなり進んでいるように感じております。大変結構なことだと思います。今後、進める上で、JAといいますか、高知県のある町でサ

ブリース事業というような事業をやってございます。町長もご存じかと思いますが、この空き家を町が10年間借り上げて、それを国庫補助、県補助、町の単費で水回りを修理をして貸すと。その貸した家賃でもって町の負担部分は解消できるという、そんなやり方をやっている町村もございます。そのあたりも活用しながら、活用促進が昨年4件ほど進んでおるようでございますが、今後も役立てていってはどうかと思っているところでございます。このような手法について町長のご意見ございましたら、お伺いします。

**町長** その点については、確かに聞いておりますけれども、その空き家を選択する際の基準とかを考えないと、あそこの家は借りてくれたけれども、ここの家は借りないのかとか、そういうふうなことで、やはり空き家によって不公平性が出てくるというふうなこと等も考えながら、町のほうとしましては、空き家対策計画を含めて、今後、検討していかなければいけないというふうに考えております。それらについて、いろいろな情報ありましたら、お知らせいただければというふうに思います。

**9番** それでは、最後にしたいと思います、予防啓発の件でございます。

各市町村も難儀しているというような答弁でございます。これから立ち向かわなくてはいけない重要な課題であるとも認識のようでございますが、安心をしたところでございますが、これもある事例を申し上げますと、神奈川県のある町で、空き家発生予防の取り組みといたしまして、こういうのをやっております。

空き家発生予防のための高齢者向けリーフレットをつくって啓発、防止してございます。内容的には、掲載の項目につきましては、所有者が亡くなられたときの問題なり、国、県、町の対応なり、空き家の発生予防のチェックシートとか、その他さまざまな項目を持ってやっております。このようなものを活用しながら、今後進めていただきたいと思っております。

終わります。

**議長** 時間となりましたので、以上をもって斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

**3番** おはようございます。

それでは、私からは2点の質問をさせていただきたいと思っております。

第1問目でありますけれども、「三世代同居世帯促進について問う」という主題で質問させていただきます。

山形県と第一生命保険株式会社との連携協定に基づき、県内における三世代同居・近居に関するアンケート調査結果の概要についてが、平成29年3月に公表されています。

調査目的は、祖父母世代による子育ての手助けや、女性の働き方をめぐる意識、祖父母世代の生きがい等とどのような関連があるのか。また、三世代同居・近居の暮らしにどのようなメリット、デメリットを感じているのかです。

メリットは、「親子で助け合いながら生活できる」、「祖父母が孫の成長を見守ることができ

る」、「祖父母の触れ合いが孫の成長にいい」が上位回答になっています。デメリットは、「人間関係の面で気を遣う」、「世代間に価値観の違いがある」、「親の老後の面倒を見ることが子の負担になる」などが上位になっているようです。

平成22年の国勢調査において、三世代同居率が21.5%と、山形県が全国1位で、しかも、平成2年からずっと1位が続いています。平成25年の内閣府の意識調査によると、子育てや家事に祖父母の手助けがあったほうが望ましいと答えた方が約8割に上っているようです。山形県においても三世代同居世帯が多くなる傾向にあることが国勢調査の数字からもわかっていると報告されています。

少子高齢化が進んでいく中で、子育て支援、老人世帯支援など、当町はもちろんですが、多くの自治体で支援補助などに関して特色のある取り組みを実施しています。しかし、三世代同居世帯が増加することにより、アンケート結果以上に得られるものが町にはあると思われまます。今後、三世代同居世帯増加を促進する施策を早急に検討し、実施する考えがあるか町長に伺います。

2点目でございます。

移住支援金支給の対象について。

山形県への移住支援とし、東京一極集中の是正及び本県の担い手不足対策のため、東京圏から本県へ移住し、就業した方へ最大100万円を支給する事業が今年度から実施されていますが、東京23区に限定しているのは、人口減少が進む地方にとって間口がいささか狭いのではないのでしょうか。国の政策ではありますが、一極集中の是正だけにとらわれず、舟形町人口ビジョンの目指すべき方向を考えたとき、町独自の方針も必要と思うが、町長の考えを伺います。

以上です。

**町長** それでは、3番伊藤欽一議員の「三世代同居世帯促進について問う」についてのご質問にお答えします。

舟形町の三世代同居率について、平成27年度国勢調査では497世帯、30.8%、山形県では6万9,751世帯、17.8%、全国では302万3,000世帯、5.7%となっています。舟形町は県内で6番目と答弁書にありますが、5番目に訂正していただきたいと思えます。5番目に高い割合となっております。

三世代同居については、議員ご指摘のようなメリットもあると思われまますが、若い方々は、メリット・デメリットだけではなく、それぞれが抱えるさまざまな事情を総合的に考えて、同居なのか、別居なのか、それとも別の方法、例えば近居として親のそばに住宅を整備するとか、二世帯住宅を建築するなどの判断をされているものと認識しております。こうした中で、三世代同居を取り上げて促進する施策を新たに講ずる必要があるのかについては、私は疑問に感じるところであります。



むしろ、三世同居を殊さら取り上げるのではなく、移住定住を促進する政策のパッケージとして、三世同居をする場合の支援策を盛り込むことのほうが望ましいのではないかと考えているところであります。

現在の町としての三世同居に対する支援策としては、住宅をリフォームする場合の補助制度があります。補助上限が30万円、さらに、県産木材を使用した場合10万円かさ上げすることとしており、平成30年度は5件で計160万円の補助を実施したところであります。

当面は、この住宅リフォーム事業の利活用の促進に努めてまいりますが、さらに何ができるかについては、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、「移住支援金支給の対象について」の質問にお答えします。

地方創生移住支援事業は、東京一極集中の現状を打開するため、東京圏からのU I J ターン者の促進及び地方の担い手不足対策として政府が進めている施策であります。

移住支援金の支給対象要件は、「移住元」、「移住先」、「就業・起業」の3つの要件が定められており、このうち「移住元」については、議員ご指摘のとおり、東京一極集中の是正という目的に照らし、直近5年以上、東京23区に在住している者又は東京圏に在住しかつ23区に通勤している者と限定されております。

この制度の是非は別といたしまして、地域の活性化のためには、若者が地域に定住移住し、地域の担い手として活躍することが欠かせません。このため、町ではソフト・ハードの両面から移住定住促進策を展開しております。

まず、ソフト面では、転入者で舟形町に住宅を取得された方を支援する「転入者定住促進交付金」を用意しております。対象は、2年以上町外に居住し、定住の意思を持って舟形町に居住される方、舟形町に住宅を取得された方などで、補助の上限額は100万円となっております。

この制度は、先ほど説明した「移住支援金」と異なり、転入元の地域や区域を限定せず、対象を広く支援しているものです。平成30年度は3件、218万円を補助しております。また、県と連携し、町外から移住した世帯に対し、1年分の米とみそ、しょうゆを支援する事業を平成30年度から実施しております。これらの取り組みについて、引き続きPRに努めていきたいと考えています。

次に、ハード面ではありますが、今年度、若者の定住・移住促進を目的として、地方創生拠点整備交付金を活用し、「舟形町若者向け定住・移住住宅」を建設することとしております。これは、移住希望のある東京圏、県外、町外からの既婚者の世帯を対象にしているもので、本町への移住促進と地域に貢献する人材確保の足がかりとしていきたいと考えています。

入居者募集に当たっては、「移住・就業支援マッチングサイト」を活用するとともに、県が都内に事務所を設置している「ふるさと回帰支援センター」の移住コンシェルジュや県庁内

に設置している「すまいる山形暮らし案内所」の移住コーディネーターと連携し、広くPRしていく予定です。

いずれにしても、舟形町の将来、町の持続的発展を考えた場合、地域の担い手たる若者の活躍は欠かせません。今の若者の移住定住の促進策と、私が常々「町の未来を担う宝物」と言っている舟形町の子供たちが、この舟形で活躍していただけるための施策とを両輪として、知恵を絞りながら、引き続きさまざまな取り組みを積極的に展開してまいりたいと考えております。

**3番** それでは、三世代同居世帯促進についてに関して再質問をさせていただきます。

先ほどの質問のアンケートに関しては、ほとんどが家族間といたしますか、親世代、そして子世代、やっぱりそういった方々のアンケートがほとんどでございます。この三世代に関して、それでは、町とその三世代の家屋というか、その家庭とのつながりはどうなのかなというふうに考えた場合に、先ほど9番議員の質問にもありましたけれども、空き家対策非常にどこの自治体でも苦慮していると思います。町は当然でございます。

そんな観点から、町長の答弁のように、親の傍らに住宅を建ててというような、そういうふうな答弁もございました。逆に、家を建てて、そこに若者夫婦が住む、そしてまた、親が隣の家に住むとか、近居になると思うんです。そういった場合に結局また空き家がふえてくるのかなと。観点からいくと、そういうふうな考えに私はなると思います。そういったことが、逆に空き家をふやしてしまう。それに限定はしませんけれども、そういったような考えはないのかなというふうに思いますけれども、町長いかがですか。

**町長** 国交省のほうのホームページの中でも三世代住宅を推進する理由として、基本的には子育て支援、それによって少子化対策としてなるんだというふうなことであります。これを空き家対策というふうなものと一緒に考えていくのはどうなのかなというふうに思います。空き家対策を、空き家をふやさないために三世代の住宅をとというふうなことであるようでございますが、国交省でいくと、キッチン、風呂場、便所、玄関が、この2つ以上のものを2つつくると三世代の住宅と認めて30万円の補助があるというふうなことでありますけれども、それと空き家対策についての考え方が少し違うのではないかなと私は考えているところであります。

**3番** 空き家対策って言葉のあやですけども、なるべくならやっぱり空き家をふやさない、将来的にそういった考えをしていくのが、町としてもいろいろな面でいいのかなというふうに私は思っているところでございます。即三世代同居が空き家対策イコールにはならないと思いますけれども、将来的な展望に立てば、やっぱり空き家を今後減らしていくという、そういう考えに立てば、その三世代同居も今後、必要になるのかなというふうに私は考えているところでございます。

それと関連しまして、同居することによりまして、今、全国で高齢者による重大事故が非常に多発しております。免許を返納しようかなと思っている矢先に事故が起きたと、そういった事例もかなり報道されております。舟形町でも、やっぱりこういった地域柄、車が本当に足でございます。

ただ、やっぱりお年寄り、老人になっても車はないと買い物も行けない、お医者さんにも行けない、お医者さんはある程度デマンドバスもありますけれども、そんなことで、やっぱり同居することによって老人の方が免許を返しやすい。ある程度安心して免許を返して、同居する家族の足を頼りにするということのようなこともあるのかなというふうに思います。そういった考えというか、町長はそういうところはどのようなふうに考えますか。

**町長** 議員さんのおっしゃられるとおり、三世代同居のメリットも1つはあるかなというふうには思いますけれども、三世代同居でなくても、近居であっても、親の例えば買い物に行くとか、そういったことについては可能であるというふうに思いますし、そのことで免許返納につながるというふうなことになるのかどうかは、即決してそういうふうに関連づけられるものではないのではないかなというふうに思います。

町としましても、安全装置付きの車を購入したときの補助制度をつくりながら、高齢者で警察のほうで、免許更新の際に大丈夫だよと言われた方が安心して運転できるような、そういったものもつくっておりますし、そういったことも踏まえて、免許返納だけがいいのではないかなというふうなことであります。東京都でも後づけの安全装置をつけることで、事故防止に努めているようなこともありますし、町としましても、免許返納のためというふうなことで、三世代同居というふうなことを改めて申し上げるところはないのかなというふうに思っているところであります。

**3番** 三世代同居をいかにも町長の答弁からいくと、なるべくしたくないような、何かそんな感じに私は捉えてしまうんですけども、やはりもっと前向きに三世代同居することによって、じゃあ、町ではどのようなふうなメリットが出るのか、やっぱりそういったところをもっと前向きに考えていかないと、なかなか町も行き詰まってしまうのかなと、逆に私は心配するところでもあります。

舟形町の人口、少子化、先ほど国交省の調査というか、少子化に関してというようなことでございますけれども、平成元年に舟形町の人口が7,929人、世帯数が1,853世帯で、現在、2019年7月31日、これ両方とも町報からですけども、人口が5,294人で、世帯数が1,867世帯になってございます。この30年で人口が2,551人減っているというようなことで、世帯数は逆に15件ふえている。その数字に関して、町長、どのようなふうな所見をお持ちですか。

**町長** まず、三世代について、私は否定しているものではなく、町としましても三世代同居の場合の住宅リフォームなんかは、多子世代というふうなことの中で補助金が上がる制度にもな

っておりますし、要は必ずしも先ほど答弁の中でも申し上げましたが、県内で5番目の三世代同居率であります。1位が金山、2位鮭川、戸沢というふうなことで、大蔵さんと舟形が同率で5位というふうなことであります。

三世代同居が低いというふうなことの中で、それを進めていくということによって重要だというふうなことであれば、そうなのかもしれませんが、決して低いわけではない状況の中で、改めて三世代を取り上げて何か支援策をとすることはいかがなものかなというふうに思うと申し上げているだけで、三世代同居を否定しているわけでもございませんし、三世代で同居していただくということは、非常に家族として恵まれていることだというふうに思いますので、その点については、別に必ず近居しろとか、別居しろとかということではないと思います。

また、ほかの町村の、県外も含めていろいろ見ますけれども、やはり三世代同居の要件としまして、先ほど言った補助金がもらえるということの中と、あと近居についても2キロ以上離れていたところから2キロ以内のところに住宅を建てた場合に上限10万円とか、低い支援策、そんな決して高い支援策でもないようでございますので、そういったところを鑑みながら、今後、対応していかなければいけないというふうに思います。

また、人口減少の問題については、総合戦略の中で人口ビジョンをしております。世帯数が変わらないというふうなもの1つの大きな要因としまして、えんじゅ荘であったりという施設がございます。住所をえんじゅ荘にしてひとり世帯というふうな形に入るものですから、そういった形で世帯数は変わらないんですけれども、人口が変わっていく、減少していくという現実でございますので、そういった状況もご理解いただければなというふうに思います。

**3番** 少子化についてですけれども、このいろんな調査報告書さまざまところのやつありますけれども、町長、今、言っていますけれども、やっぱり近居、それも視野には入っております。親との住居居住距離が近い夫婦ほど出生する子供の数が多くなる傾向にあると。これはどこの調査を見てもやっぱりそういうふうな調査報告が出ております。やはりそんな観点からすれば、その三世代同居だけを捉えるのではなくて、それによって得られるものが、先ほどから言います、やっぱり空き家の問題、そして免許返納の問題、今、その少子化の問題、そして、介護の問題までこれ皆加わってくるのかなというふうに思います。

やはり今、老々介護というようなことで非常にそこら辺も問題になっているところがございます。やっぱり家族の中でそういった介護できるのであれば、本当にいいのかなと。今、なかなか施設に入るのも難しい、段階的にいろいろあります。私の家でも、年寄りというか、私の母親も平成27年に亡くなりましたけれども、本来であれば、施設に入ってもいいのかなという状態ですけれども、うちの奥様が一生懸命介護してもらって、一緒に同居だったものですから、そんな観点で、やっぱり最後まで自分が見られたというのが非常に良かったというふうには言っています。やっぱりいろんな条件は違うと思いますけれども、その家族のみ

とり方、そこまでやっぱりこの同居に関しては問題というか、出てくるのかなど。マイナス面よりもプラスの面が多いのかなというふうに思います。家族もそうですし、やはり行政も先ほどから言っていますけれども、行政も将来的な展望に立てば、そういった施策をしていくことによって非常にメリットが出てくるのかな、財政的にもいいのかなというふうに私は考えまして、この三世同居の促進というようなことで町長に質問させていただいたところでもあります。

この三世同居に関しては、いまいち、ちょっと私の思いが町長に伝わらないところもあるのかなというふうにも思いますけれども、できれば、この三世同居に関しては、舟形町の来年から始まる第7次の町の総合発展計画に反映していつてはいかがかなというふうに思います。やっぱりある程度の目的、計画を持ってそういうふうに取り組んでいくことによって、町の将来の展望が見えてくるのかなというふうに思います。そこら辺、町長、どういうふうにご考えますか。

**町長** 伊藤議員の三世代に対する思いというのは十分理解できるところでございますし、今後、第7次の総合発展計画に組み入れるかどうかについては、策定委員の方々との意見交換をしながら、検討していきたいというふうに思います。以上です。

**3番** ぜひとも町の将来の展望に立って策定委員会の方に情報を与えるというか、そういうふうないい面を、メリットをどんどんお話ししていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に、支援金支給に関してちょっと質問させていただきます。

ここに平成30年度3件移住された方おりますけれども、この3件はどちらのほうからお見えになったのかお聞きしたいと思います。

**町長** 先ほどの三世同居の件につきましては、その発展計画のつくり方の中でどういうふうに位置づけされるかは、今後の問題だというふうに思いますけれども、移住先の方の補助金については、私のほうで資料を持ち合わせておりませんので、地域整備課長より答弁させます。

**地域整備課長** どちらから舟形町のほうに来たかといいますと、新庄市から2名、真室川町から1名となっております。以上でございます。

**3番** 郡内というか、近居からの移住のようでございますけれども、ここに1年分の米とみそ、しょうゆを支援する事業ということで、平成30年度からしていますけれども、これのPRというのはどういった形で、そしてどの範囲までやっているのかお聞きします。

**町長** 米、みそ、しょうゆについては、県の事業でありまして、県の事業に町が負担を出すと補助金が成立するという要件のものでありますので、県のPR、そして町のほうの移住・定住の中でのホームページ等にもそのことについては掲載されているというふうに思っております。

**3番** 今のPRに関してですけれども、都内に設置しているふるさと回帰支援センター等々、そ

ちらのほうにもこのPRはいつているんでしょうか。

**町長** 県の事業でありますので、その点については、県のほうのふるさと回帰支援センターでございまして、PRとして出ております。

**3番** このふるさと回帰支援センター、ここに舟形町の移住・就業支援・定住、いろんな面でPRパンフレット等置いていると思うんですけども、このふるさと回帰支援センターの利用はいつから行っていますか。

**町長** ふるさと回帰支援センターがいつできたかは、ちょっと私のほうでは今のところわかりません。

**3番** それでは、そのふるさと回帰支援センターからの、例えば舟形町に移住したい方がいるんですけどもという、そういった問い合わせは過去にあったのでしょうか。

**町長** 現在のところございません。過去にもないようでございます。

**3番** なかなかせつかくそういうふうなパンフレット等々置いてはいるんですけども、問い合わせがないというようなことで、もう少し踏み込んだ考えでPRをしていったほうがいいのかなというふうには思います。これまでと同じPRでなくて、まちづくり課のほうで特徴あるPRなんか考えていけば、ちょっとお答えしていただきたいと思っておりますけれども。

**町長** やはり議員さんおっしゃられるとおりでありまして、ただ、町のパンフレットを置いただけでは舟形町に移住していただけないというふうなことがあります。当然雪国のハンデもございまして。そういったこともございまして、町としましては、おかえり！孫プロジェクト等を出しながら、できる限り舟形町に関連のある方というふうなことにある程度ポイントを絞りながらということもございまして、こちらに来て就職できる、そういった企業の宣伝であったり、農業としてやればできるというふうなものもお伝えしながら、今後はやっていかなければ来ていただけないと。こちらに来て生活が成り立たないということではだめだというふうに思いますので、こちらの魅力発信とともに、こちらで生活する上での生活基盤というものをしっかりお示しできて初めて移住・定住というものができるのかなというふうに思っておりますので、そのような努力を進めていきたいというふうに思っております。

**3番** 今、町長お答えになったように、本来であれば、もう少し以前からやっぱりそういうふうなセンターを利用して問い合わせがない、そういった段階でもっと早く、今、町長言ったような考えで攻めていかないと、なかなかやっぱり来ていただけないというふうには思います。確かに雪の問題あると思っておりますけれども、やっぱりそれを克服するようなこちらとしての施策等々をはっきりした形で示して、東京圏、もしくは県外からのやっぱりそういう移住の方を呼び込むような施策を本当に他人任せでなくて、逆に言えばこちらからも出向いてPRするとか、そういうふうな取り組みをしていかないと、私はだめなのかなと。

確かに、町長も非常に一生懸命に財務省、国交省、いろんなところに要望活動をしておりま

す。しかしながら、今言ったこういうソフト面といいますか、誘客といいますか、定住を促進するような、やっぱりそういったもっと力強いトップセールスをしていかないとだめなのかなというふうに思います。いろんな今後、事業の中で、先ほど答弁にあります。こちらから出向いていく場面があります。その中で、ぜひとも強いこの要望活動を私は展開していったほしいと思うんですけれども、そこら辺、町長、どういうふうに考えますか。

**町長** まずは、私町長になって4年目ですが、しっかりとここに住んでいる人の生活基盤を、足元を支えていきたいというふうなことでの政策を多くしてきております。さらに、移住・定住という話についても少なからず進めてきております。先ほど申しあげました孫プロジェクト、WAKU WAKU WORK等のものであったり、日本一のおいしい給食食育事業は、将来舟形町を担っていただける子供たち、そして若者たちが舟形町に住んでもらえるようにというふうなことで、努力しているところであります。

そして、ふるさと回帰支援センター等々ございますけれども、これらのことについて、「5分前です」の声あり）もっとPRがというふうなことでありますが、やはり1つはそうのようにしていきたいという考えもございます。ただ、現在の媒体といいますか、メディア媒体のことを考えていきますと、紙ベースだとほとんどごみになってしまうと、捨てられてしまうというようなこともあるようです。そういったことを考えると、今後はSNSを通じたPRというようなことも職員と一緒に考えながらやっていかなければいけないのかなというふうに思っているところです。

いずれにしても、舟形町の情報発信をするということが非常に重要になってくるわけでございますので、職員の皆さんと一緒にその情報発信、魅力発信に向けて努力していきたいというふうに考えております。

**3番** 最後に、三世代同居、移住支援、これ皆関連するのかなというふうに思います。ほほえみ保育園の卒園式で、議員の皆さん、町長三役の皆さん出席したわけですがけれども、卒園児の1人が将来のなりたいことということで、町長になりたいというようなことで、非常にはっきりと大きな声でお話しした子供もいました。町長もご存じなお子さんではございます。私はそれに関して町長の感想をひとつお聞きしたいなと常々思っているんですけれども、ひとつお願いしたいと思います。

**町長** 私は大変2年ぐらい前からそういう言葉をずっとそのお子さんから聞いておりまして、非常に頼もしく思っているというふうな心境です。ぜひあなたが大きくなってこの舟形町を背負っていただければいいのではないかとこのように思っているところです。

そして、彼にはいつも言うんですが、早く大きくなれというふうなことで、あなたが早く大きくなると、そこまで私町長はしてられないのでというふうなことで申し上げておりまして、早く大きくなって実力をつけていただいて、舟形町を担っていただきたいというふう

な感想を持っております。

**3番** ありがとうございます。そのお子さんは私もずっと知っておりまして、その家族も同居ではないんですけども、近居なわけなんですよね。おじいさんがよく田んぼに連れてきてはその田んぼの堰で何か魚、ドジョウとか、つかまえるとか、やっぱりそんな形でずっと一緒に来ている子供です。やはり三世代同居といますか、そういったやっぱりいい点が出ているのかなと。将来的にやっぱりそういったお年寄りというか、考えがやっぱり子供に伝わって、舟形町のいいところ、前からずっと言われていますけれども、舟形町をやっぱり好きになるような、そういった教育が子供には必要だと。やっぱり親の世代がこの地元を好きにならないと、なかなかそういった指導というか、教育はできないと思いますけれども、やっぱり自分のふるさとは自分が一番好きなんだと、そういう観点で今後、考えていかないとダメなのかなというふうに思います。そんなことで、この三世代同居、移住に関してもその過程だけでなく、町の今後にかかわるものだと私は思っております。ぜひとも町のためにもいい方向に進むようお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

**議長** 以上をもって、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は、これをもって全て終了いたしました。

本会議はあすは午前10時より再開をいたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時22分 散会



令和元年9月5日（木曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和元年舟形町議会第3回定例会第3日目

令和元年9月5日(木)

---

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域整備課長	伊藤武美
副町長	庄司雅人	総務課財政係長	八畝幸仁
会計管理者	須貝孝子	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊藤秀樹
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤幸一	教育長	齊藤涉
まちづくり課長	小野芳喜	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	代表監査委員	渡邊敬子
住民税務課長	伊藤茂樹	監査事務局長	相馬昇
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八畝照光		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相馬昇	主事	伊藤優
--------	-----	----	-----

---

議事日程

日程第1	報告第3号	平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第2	議案第36号	令和元年度舟形町一般会計補正予算(第2号)について
日程第3	議案第37号	令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について

- 日程第 4 議案第 38 号 令和元年度舟形町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 39 号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第 40 号 舟形町若者向け定住・移住住宅設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第 7 議案第 41 号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 42 号 舟形町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 43 号 令和元年度舟形あゆ温泉改修工事請負契約の締結について
- 日程第 10 議案第 44 号 令和元年度地方創生型若者向け定住・移住住宅新築工事請負契約の締結について
- 日程第 11 認定第 1 号 平成 30 年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 30 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 30 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 30 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 30 年度舟形町水道事業会計決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 30 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 30 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

**議長** ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

なお、報道機関より写真撮影の申し出がありますので、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、写真撮影を許可することといたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時00分 休憩

---

午前10時00分 再開

**議長** 会議を再開いたします。

---

**日程第1 報告第3号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について**

**議長** 日程第1 報告第3号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課長** 議案書21ページをお開きください。

報告第3号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告するとともに、監査委員の審査結果、その意見は別紙のとおりである。

令和元年9月3日提出。舟形町長。

記。

1、健全化判断比率。表の説明を行います。

実質赤字比率、その隣の連結実質赤字比率については、黒字ですので、赤字比率について数字は出ません。なお、括弧内の数値であります。これについては下の※印にありますとおり早期健全化基準の数値となっております。

次に、実質公債費比率であります。平成30年度につきましては、平成28年から29、30と3カ年の平均値で12.5%、前年比で0.4%悪化しております。これについての早期健全化基準の数値については25.0%となっております。将来判断比率27.0%、前年比で11.6%悪化でございます。この早期健全化基準の数値については350.0%ということになってございます。

続きまして、2の資金不足比率であります。町の水道事業、農業集落排水事業、公共下水道

事業いずれも黒字となっておりますので、資金不足の比率には数字が出てきておりません。  
続いて、次のページです。

健全化審査意見書ということで、監査委員より提出しておる書類でございます。22ページにつきましては財政健全化審査意見書ということで、2の審査結果を朗読します。

「審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められます」という評価をいただいております。

続いて、23ページ、平成30年度経営健全化審査の意見書であります。

同じく審査の結果、朗読いたします。

「審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められます」という評価をいただいております。

以上が報告第3号の説明であります。以上です。

**議長** これより質疑に入ります。

**6番** ちょっとこういう質問がいいのか自分でも判断しかねるんですけども、実質公債費比率12.5%ということで、県下でも数字的に見れば悪いほうなのかなという感じがしておりますが、当然この中、借金返済するためのお金については地方交付税で補填されているかと思いますが、実際の返済に占める交付税で補填されている割合というのはわからないものなんでしょうか。

**議長** 暫時休憩をします。

午前10時11分 休憩

---

午前10時12分 再開

**議長** 再開します。

**総務課財政係長** それでは、ただいまの質問にお答え申し上げます。

普通交付税で措置される額ということで、いろいろな算入方式があるんですけども、合算しますと4億7,900万円ほどということになります。これについては、一般会計、それから特別会計の公債費分を合わせて普通交付税で措置されておるということになります。一般会計だけでなく、特別会計も合わせて普通交付税で入ってくるということになります。

**議長** 暫時休憩をします。

午前10時14分 休憩

---

午前10時14分 再開

**議長** 再開します。

**総務課財政係長** それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

一般会計の公債費については4億6,900万円ほどということになります。それから、特別会計、水道事業会計も合わせてなんですが、合計しますと4億2,500万円程度ということになります。合わせますと8億9,400万円程度が公債費という形で償還をしている、平成30年度で償還をした額ということになります。

割合ですけれども、53.6%が普通交付税で措置されているという内容でございます。

以上です。

**6番** ありがとうございます。こういう質問をしたというのは、実質公債費比率が高いのに経常収支比率が87.8%でとどまっているというところで、投資的経費も少しは確保されているというところで、なぜこういう結果になるのかなと疑問だったもんですから聞いたところでした。

今後とも実質公債費比率は数字的には高いということで推移するだろうと思いますが、この経常収支比率もさほど急激に上がるということはないという考え方でいいのでしょうか。

**総務課財政係長** 経常収支比率についてご質問でございましたけれども、お答えさせていただきます。

経常収支比率については87.6ポイントということでございますけれども、その中には人件費ですとか扶助費、それから今話題になっています公債費というふうにあります。公債費について今後伸びるという推計をしておりますので、この経常収支比率についても悪化というか、数値が伸びていくものと推計をしているところです。

ただ、一方で、人件費などを抑えながらなるべく経常収支比率を上げないという政策も同時に行っていく必要があるのかなと考えております。以上です。

**6番** ぜひ、投資的経費がほとんどこの経常収支比率に食われて、ないということになれば新しい事業ができなくなってしまうということも考えられます。そういった中で、やはり切り詰めるところは切り詰めて、そして町民の負託に応えていくためにはやはり投資的経費もふやしていかないとまずいと思いますので、この辺について、町長にお聞きしたいと思いますが、町長の考えとしてどういう方向で行政運営を行っていくのかお聞きしたいと思います。

**町長** 令和2年からつくる第7次基本構想の中にも、将来の夢、未来というものを見据えながら、長期構想とさらに短期アクションプランということで、6つの柱ということで今策定をしております。ただ、それを支える1つの基盤ということで財政を挙げております。やはり今議員がおっしゃられたとおり、夢やいろいろな町民からの負託に応えるための投資的事業をしながらも、やはり基本的な財政基盤をしっかりしないとだめであろうと思っておりますので、その点については現在もそのように努力をしているところです。ただ、町で、財政係長からありましたとおり、比較的人件費がそんなに占める割合が少ないという状況です。しかしながら、今減らすということがありましたけれども、必要な職員数は確保しながら財政の健全

化を目指しつつ舟形町の未来のためのいろいろなアクションプランを実施していきたいと考えております。

**議長** ほかにありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決します。報告第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

---

## 日程第2 議案第36号 令和元年度舟形町一般会計補正予算(第2号)について

**議長** 日程第2 議案第36号 令和元年度舟形町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いをいたします。

最初に、歳入についての質疑を許可します。

**6番** 12ページ、17の1の1、一般寄附金、3億円から11万6,000円ふやしておりますが、直近のふるさと納税の状況といますか、直近の数字を教えてくださいと思います。

**まちづくり課長** 大変申しわけございません。今、手持ち資料がございませんので、お答えすることができません。申しわけございません。

**議長** 暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

---

午前10時32分 再開

**議長** 再開します。

**まちづくり課長** 現在のふるさと納税の状況というご質問にお答えさせていただきたいと思えます。7月現在というところで押さえている数字で回答させていただきたいと思えます。

寄附の件数が1,233件、寄附額としては3,321万7,000円というふるさと納税の寄附金の件数、額になってございます。以上です。

**6番** 4カ月で3,300万円ということは、単純に計算していくと1億円超える程度なのかなと思いますが、3億円という数字を達成するために、具体的に、今回の一般質問の中でも答弁ありましたが、よほどのことをしていかないと3億円という数字は到底達成できないのかなと思います。何か特効薬的な、これをやっていきたいというのをもう一度、一般質問でも答弁ありましたが、もう一度お聞きしたいと思います。

**まちづくり課長** 具体的な特効薬というところはなかなか難しいというところで考えているところでございますけれども、まずはタイムリーに、米を主力にしている町でございますので、新年度の新米であつたりとかそういう募集を随時考えていきたいということと、今年度もサクランボの時期というところも踏まえてサイトに情報を掲載させていただいているということもございます。また、11月にふるさと納税のリピーターの方々を対象にした報告会、復旧に対する寄附への御礼を込めた会を催す予定でもございます。そういった機会を通じてきずなを深く、さらに深めていくというところを踏まえて寄附の方々を募っていきたいと考えてございます。以上です。

**6番** そうしますと基本的には米が主体の返礼品という中で、従来は30キロ単位で送っていたものが、何か10キロ、小分けにして精米にして送っているということがありましたが、この対応についての反響というのはどうなんでしょうか。

**まちづくり課長** 商品に関しては、議員ご指摘のとおり60キロ単位であつたり20キロ、10キロ、小分けしたものというところでの商品を計上しているところでございますけれども、細かな分析というところまでは現在できていない状況ですので、また返礼の時期、寄附された方々がどの時点で、お米の申し込みに対する返礼の時期というところのいわゆる10キロを返礼品として送ってほしいというところまで現在のところつかんでいないところが現状でございます。そういったところもどういふものが一番好まれているのか、こういったところについても今後分析をして詰めていきたいと考えてございます。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**9番** 1点だけ。8ページの地方債の補正ですが、ここで臨財債、減額補正してございます。今回交付税が8,000幾らでしたっけ、3,000万円ほど入っていますが、この8,300万円と減額した2,460万円とのかかわりといいますか、8,300万円交付しますから臨財債を減額しなさいよという国の指示なのか、そのあたりをお伺いします。

**総務課財政係長** それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

臨時財政対策債につきましては、当初予算で1億円ということを見込んでおりました。この金額を今回補正後の金額ということで7,540万円ということに減額をしておりますが、普通交付税の算定が7月にありまして、その際に国から示される金額が7,540万円だったということもありまして、当初予算からの減額ということになります。以上です。



**9番** そうしますと、この臨財債の動きといいますか、というのは7月の地方交付税で確定してしまっ、令和元年、平成31年度の分はこれで、7,000何がしで確定だということで考えてよろしいでしょうか。

**総務課財政係長** この数字で確定となります。以上です。

**9番** そうしますと、先ほど申し上げました今回入っている8,000何がしの交付税というのも確定ということで考えてよろしいでしょうか。何を言いたいかという、この臨財債というのは後年地方交付税で償還分について国から来るわけでございますが、地方自治体にとっては地方債に変わりはないわけです。地方債の膨らみに影響するわけでございます。私は個人的には臨財債は廃止すべきと思っておりますが、ここで議論してもしょうがないんですが、そのあたり町長はどうお考えなのか、自治体として首長さん方で国等々にそういう話をしていないのか、そのあたりをお伺いします。

**町長** 私が財政をしていたときに臨時財政対策債が始まってきたわけですが、臨時財政対策債の内容的には、国で普通交付税として全国の自治体に支給するお金がないということで、それを後年度に分割して償還金を交付税算入しますよという形で、国が交付税を先延べした形の性質のものでございます。したがって、一般の普通の投資的事業による起債と性質的には若干違うものであります。したがって、先ほど財政係長が申し上げましたとおり、普通交付税の増減によりまして、国の財源も含めてなんです、臨時財政対策債の発行額というものについては国から指示されてきますが、それは少なからず関係性があるものということとであります。

そのものについて、そして廃止すべきではないかということとありますが、私どもとしてもそのようにするのが望ましいかと思っておりますが、何せやはり国の財政的なものもございまして、臨時財政対策債というものについての制度が今も残っているということだと思います。ただ、私のときの財政時代よりは現在発行額が大分少なくなっているという現状であります。

以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**9番** 先ほど奥山議員からありましたけれども、12ページの一般じゃなく教育寄附金30万円頂戴してございますが、この内容についてお伺いします。

**総務課長** この30万円につきましては、教育寄附金ということで、港区の佐藤幸男氏よりいただいているものでございます。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、歳出についての質疑を行います。

9番 進んで申しわけないんですが、22ページでございます。6の1の6、農地費で右の説明で農地耕作条件改善事業ということで工事費1,550万円でございます。内容を見ますと幅堰の改修工事とございますが、この中での財源でその他340万円とありますが、地元負担かなと思えますが、このあたりをお伺いします。

地域整備課長 ただいまのご質問にお答えします。

その他の340万円でございますが、地元の負担金でございます。以上です。

9番 この事業は、幅堰という土地改良区での事業なんですか。これを町で応援をしてこの改修工事をやるというものでしょうか。単独の組織の改修工事なんですか、そのあたりをお伺いします。

地域整備課長 この事業につきましては、町が事業主体で行う事業でございます。内容的には、本事業については、昨年、平成30年の災害があったわけなんです、その中で県の補助制度がありまして、それに該当するというので、幅土地改良区の工事についてはこれを該当させまして、事業を町主体で進捗しているところでございます。

9番 そうしますと、これは幅土地改良区としての事業、それを町が県費なり地方債を発行して行っている工事だと。単なる団体なのか、幅土地改良区というちゃんとした組織への支援なのか、そのあたり確認をしたいんです。

災害復旧対策室長 幅土地改良区への支援というよりは、昨年度に発生した大雨による農業用施設の支障箇所、災害箇所について、災害復旧事業で救えなかった箇所金額のある程度大きい部分についてなんですけれども、災害復旧の代替として県と相談の上、複数箇所あったんですけれども、ここが本事業の要綱に合うということで、町で取り組むことにした箇所でございます。幅土地改良区の施設、水路自体は幅土地改良区の施設でございます。

議長 9番議員、いいですか。それでは、斎藤君の本件に関する質疑は既に3回になっておりますが、標準会議規則第55条の引用により、もう一回に限り特に発言を許可します。

9番 それで、わかりました。今、金額的に大きいという話でございました。きのうの一般質問でもさせていただきましたが、今後こういう形での支援といいますか、復旧対策というのは今後も、今声がかかっているといいですか、取っかかりしようというものもある、今後も発生するわけですか。

地域整備課長 本事業につきましては、幅土地改良区の施設であります復旧事業のみと考えております。今後はございません。以上でございます。

議長 ほかにありませんか。

4番 22ページ、農林水産業費の中でイノシシ夏季捕獲報償費12万円とありますけれども、本年度は何頭捕獲したのかお聞かせください。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えします。

現在、4月から8月までのイノシシの捕獲頭数は1頭になっております。

**4番** 今現在1頭。今後ともまだ続けて、秋も冬も続けていくと思いますけれども、どのくらいふえているのか、私にもちょっと把握できないんですけれども、かなりふえていることは事実だと思いますので、今後ともイノシシの捕獲に強化をして続けていかなければならないと思いますので、よろしくをお願いします。

**2番** 私からは、同じく23ページ、22ページの詳細の23ページの負担金補助及び交付金ということで349万8,000円の内訳ですけれども、この中で295万4,000円ですか、それが産地パワーアップ事業という補助金に該当しているようなんですけれども、具体的な事業といたしますか、補助の内容ですけれども、その辺わかれば教えていただきたいと思います。

**農業振興課長** ただいまのご質問にお答えします。

これにつきましては産地パワーアップ事業補助金ということで、国庫補助金になります。これについては生産基盤の整備と施設整備ということで、3件の要望が当初よりふえております。それに対する補助金でございます。

内容につきまして申し上げます。機械利用組合ですけれども、普通の稲の機械刈り取り機、あとソバ組合についてはソバの刈り取り機になります。あと稲作については田植え機1台も入っております。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**9番** 26ページ、8の4の2ですけれども、わからないのでお伺いしたいんですが、主要事業の説明の中です。8の4の2、定住促進住宅団地整備事業、補正で8,596万円減額で、地方債減額ということで、この内容を見ますと、財源である過疎債の非対象を受け、道路、水道、公共下水道分をそれぞれ予算措置、組み替えを行うということなんですけれども、私ちょっとわからないんですけども、私にわかるように説明をしていただきたいと思います。

**総務課財政係長** ただいまの質問にお答えいたします。

定住促進団地整備事業ということで当初予算で措置をしました。分譲地をハリヨ地区に整備するという事業になりますけれども、春に県のヒアリングということで、過疎対策事業債を活用できるかどうかという聞き取りのヒアリングがございます。その中で、分譲地整備については起債の対象とすることが難しいということで、県、それから国から指摘を受けました。

しかしながら、この事業につきましては推進していくということで、町長の政策でもありますので、何とかしてその財源を確保したいということで、県と相談したところ、住宅整備事業ということではなくて、分譲地の中に町道も整備すると、あわせて町道に各ご家庭につながる上下水道も整備するというので、それぞれ道路整備、それから上水道整備、下水道整備ということに分けて予算措置をすることによって過疎債ですとか下水道事業債のような財源を確保することができるということで、今回、定住促進団地整備事業の工事請負費を減額

しまして、その分を道路新設改良事業に5,846万円、それから上水道事業に1,500万円、それから公共下水道事業特別会計に1,250万円をそれぞれ振り分けたという内容になります。そういう措置をすることによって過疎債ですとか下水道事業債、水道事業債を活用しながら、財源を確保しながらその分譲地整備を進めていこうという財政サイドでの考えでございます。

以上です。

**9番** 失礼しました、よくわかりました。あとこの道路改良事業費、どこの部分か聞こうと思ったんですけども、そういうことで、道路なり水道なりそれをそれぞれ分けて、款に分けて工事を行うということ、わかりました。失礼しました。

そうしますと差額の分というのはどう考えればいいんでしょうね。1億2,500万円と8,500万円の差というのは、一般財源3,900万円というのはそれはどこに行くんでしょうか。

**総務課財政係長** 当初予算で地方債を満額見ておりましたので、地方債を減額することによって一般財源負担ということをやむなくされたということでございます。7月に地方交付税の交付決定が来ておまして、その分の当初予算で見ていた普通交付税と交付決定に留保額がございましたので、その留保額を一般財源という形で3,924万円使わせていただきまして対応したいということでございます。

先ほど申しました道路整備、それから上下水道整備のほかにも、やはり宅地造成という事業が残ります。その分について一般財源を投入しなければならなくなったということで、普通交付税を充当したというイメージでございます。以上です。

**議長** 9番議員、よろしいですか。

**7番** それでは、同じ款項目8の4の2、同じ項目を質問させていただきます。

当初予算で1,492万円の地方債の発行を見てこの事業を進めようと思っていたようですね。その当初予算では町の持ち出しというのは3万2,000円ほどしか見ていなかった、これが県のヒアリングの後に3,824万円が必要になってきたと。ここは、私、問題視すべきところだと思うんです。県のヒアリングをしなければわからなかったという見込みの甘さ、もっと県のヒアリングを受ける前に、当初予算をつくる上でこういった持ち出しがないような形で当初予算を組んでおかないと、こういう事業が進んでから、進めなければならなくなってからやはり町の持ち出しが3,900万円、約4,000万円近くも必要ですと、その土地の整備をする上で。これ言われたら、今も災害で相当お金が出ていっているというときに、また一般財源使うのかという感じになってしまうんですけども、その当初の見通しの甘さというものがなかったのか、そこら辺のところを質問いたします。

**総務課財政係長** 現在、旧舟形小学校跡地にひだまり団地というものを平成20年に整備したわけなんでございますが、その際に同じように過疎対策事業債を充当していたということもありまして、当初予算の中では過疎債が使えるだろうということで考えてそのように予算組みを

いたしました。その後、取り扱いが変わったということもあろうかと、それから10年たちますので、毎年取り扱いが変わるんですけども、そういうこともあって今回については対象外ということになりました。私どもも、結構大規模な事業で、財源としても何とか確保したかったので、県の担当者とは大分やりとりをしたんです。国にも県から確認をしていただいたようございまして、どうしても対象とならないという回答でしたので、今回の補正予算という形で予算の組み替えをさせていただいたところです。

また、一般財源ということで今回使わざるを得なくなってしまったことについても、何とか少なく一般財源を投入、一般財源の額をなるべく少なくしようと考えた結果、この額が限界ということございまして。見通しが甘かったということであればそのとおりかと思えます。今後このようなことがないように注意してまいります。以上です。

**7番** 見通しが多少甘かったという言葉も聞こえたので、今後本当に気をつけてもらいたいんですけども、やはり何度も議会のたびに「箱物がちょっと多くなってきているよ」ということを指摘させていただきますし、その際に「有利な起債が見つかったので」という答弁も多くあります。これも当初1億4,920万円、この過疎債を使えば半分とか何10%とかっていうものが当然返ってくると思って議決、いいよと言っているものが、年度進むに当たって一般財源もやはり4,000万円必要でしたということになれば、これ途中からだめですよとなかなか言えない、将来の舟形町にとっても必要なものですし、やはりそういうことはなかなか言えませんので、やはり最初の見通しの甘さというのを、見通しをしっかりと立てるというのをぜひ注意して、町長、やっていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

**町長** 議員ご指摘のとおりでございまして、その財源についてはしっかりと対応していかなければいけないというのはやはり議員ご指摘のとおりだと思っております。

ただ、起債の運用方針につきましては、先ほど財政係長も申し上げましたが、毎年変わることがございます。極端な話、同じ事業を昨年はオーケーであったが、ことしはだめですよということで、いろいろ会計検査とか検査院とかの指摘を受けて方針が変わる場合もございます。そういったことについてもいち早く情報を収集しながら対応していければいいんですが、通達との関係もございまして、なかなかその状況がつかめない場合もございます。

ただ、原則的には議員おっしゃられたとおり、しっかりと財源に充てていくためにはしっかりとした裏づけも持ちながら今後財政運営に努めていきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

**議長** ほかにありませんか。

**3番** 24ページ、7の1の5、町おこし事業ですけども、ここに委託料25万円とございます。

ふながた若鮎まつり事業ということでございますけれども、この内容をお聞かせください。

**まちづくり課長** このたびのふながた若鮎まつり事業の25万円の補正の内容でございますけれど

も、会場の舗装の施工に伴いまして、テント等が風に飛ばされないようにということでおもしろしを新たに検討するというので、その費用の分について補正をさせていただくという内容になってございます。以上です。

**3番** そのおもしろしは何個購入する予定なのか、単価どのくらいなのか、お願いします。

**まちづくり課長** 見積もりをいただいている内容でございますけれども、数量が264個になります。単価については800円という見積もりの内容でございます。これはレンタルの内容でございます。以上です。

**3番** 購入でなくてレンタルということですよね。264個、かなりの個数ですけれども、1個当たりの重量ってどのくらいありますか。

**まちづくり課長** 1個当たり20キロのウエートになります。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**5番** 24、25ページ、7の2の1、道路維持費ですけれども、修繕料が180万円、工事請負費が440万円ということで620万円になっております。内容を見ますと修繕費及び工事費の増となっておりますけれども、この工事請負費の工事箇所というのはどこになるわけですか。

**地域整備課長** ただいまのご質問でございますが、工事請負費440万円の内訳でよろしいかなと思いますが、沖の原柏木山線ほか数路線の工事となります。4路線ぐらいありますが、その路線の工事箇所となっております。

**5番** 工事内容も説明をお願いします。

**地域整備課長** 工事内容でございますが、維持工事でありますので、側溝整備、さらには維持的な工事の箇所が主でございます。そのような工事内容が主な工事の内容となっております。

**議長** 5番議員、よろしいですか。

**5番** 当初でどのぐらいの予算とっておったわけですか。

**地域整備課長** 当初で1,800万円の予算をとっております。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**4番** 26ページ、8款2項3目、ロータリ除雪車購入費4,650万円減となっておりますけれども、これはロータリの購入を断念したということですか。

**地域整備課長** 除雪対策費の中のロータリの購入でございますが、今年度、ロータリの購入については社会資本整備総合交付金を財源として要望しておりました。内示額が満額まで来なかったものですから、このような形で今年度はロータリ除雪車の購入は見送っております。以上でございます。

**4番** 今年度見送った、じゃ来年度も引き続きまた要望を上げていくという考えでよろしいでしょうか。

**地域整備課長** 来年度以降も、老朽化がひどくなった機械については順次要望はしてまいりたい

と思います。ただ、しかしながら、雪寒のルールとかいろいろございまして、購入するに当たっては予定どおりいかない場合もございます。ただ、先ほど言いましたとおり、古いものから順次更新はしてまいりたいと考えております。以上でございます。

**4番** 購入の期間が年々延びていっているのが事実だと思います。やはり諦めずに毎年要望を上げて、何とか予算の確保に努めていっていただきたいと思います。

**2番** 私からは、26ページの9款1項消防費に関しまして、247万6,000円の補正額が上がっております。その内訳として231万5,000円と16万1,000円ですか、その内訳をお聞きしたいと思います。

**住民税務課長** ただいまのご質問にお答えします。

231万5,000円の内訳になります。内訳につきましては、エンジンカッター1台、チェーンソー1台、ジャッキ1台、AED1台、トランシーバー、いわゆる無線機なんですけれども、45台で231万5,000円になります。

あと16万1,000円の内訳につきましては、防災会議委員報酬としまして、該当する委員分、2回分を1人6,000円で計上しております。あと防災行政無線の電波利用料につきましては、スピーカーがついている柱が28基ほどありますので、その分の年間の利用料1台当たり大体500円程度になりますので、その分を計上させていただいております。

**2番** 16万1,000円に関しましては承知いたしました。

その前の231万5,000円のエンジンカッターあるいはチェーンソー、無線等々というお話あったんですけれども、これは各分団、部に装備するという考えでよろしいのでしょうか。

**住民税務課長** トランシーバーにつきましては、消防団幹部、あと各部まで配置する予定でございます。エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ等につきましては、3分団を中心に配備する予定でございます。

**2番** 今ほどの回答ですけれども、3分団を中心にということで、これは常に導入後は車に載せて、常に載せておくという考えなのか、あるいは消防のポンプ小屋ですか、そこに置いておくという考えなのか、その辺も少しお聞きしたいと思います。

**住民税務課長** 一応消防のポンプ小屋に配置しまして、いざ何かあった際に積載車につけて出るという形で考えております。

**議長** ほかにありませんか。

**6番** 18ページ、2の1の17、公共ネットワーク管理事業費170万1,000円ということで、主な内容を見ますとパソコン補修及びホームページ更新委託業務（リングローに係る委託料の増）ということでありますが、このリングローさんから舟形町役場内におけるパソコンとかいろいろなネットワーク関係でどういう業務をお願いしているのかお聞きしたいと思います。

**総務課長** この予算につきましては、昨年度も計上させていただいております、業務内容につ

いては、リングローの職員さんが午前中常勤でいらしています、ホームページの更新に際しての業務または各職員が持っているパソコンのメンテナンス等にも随時対応してくださっているという、そんな内容での業務をお願いしてございます。

**6番** ここで質問したという理由は、これまでいろいろなシステム改修なり運用の関係で、どうしても一回お願いしてしまうと相手の言いなりといいますか、そういう流れでずっときておったわけです。そういったところで、いろいろなシステム改修なり特に日情さんについてはかなり大きな金額払っているわけです。この数字が本当に妥当なのかどうかというチェックがほとんどできないまま相手の言いなりでずっと支払ってきているのかなという感じしておりました。そういったところの相談というところまではいってないのでしょうか。

**総務課長** 今、改修についての提示された金額の確認ということについては、一度リングローさんにもお願いしていたんですけれども、なかなかその標準というものが見えないということもございます。

今現在なんですけれども、クラウド化という時代に入りまして、町でもその準備を進めていく上で日情さんとかかかわっている最上管内の5町村ございます。その中で連絡協議会を立ち上げまして、それぞれ5町村でのいろいろな請求についての内容を点検したり比較しながら、あとはほかの情報も得ながら、県の情報関連の部署の方々からもご協力いただいて、そういう比較の中で構想していくべきではないかということで、現在いろいろと情報を集めている段階でございます。

今後、バンダーを変えらるとなると当然移行料についても随分予算がかかることとございます。そういったことも将来踏まえながら、競争の環境をつくれるような、そんな契約をしていきたいということで、今模索中でございます。

**6番** せっかく長沢に来ていただいて、長沢集学校という学校まで開設をしていただいて、町にも協力してきてもらっているわけです。ぜひ利用できる方々がお互いにウインウインというか、よい関係になるように、やはり利用すべきところは利用しながら、そしてリングローも長く舟形町で頑張っていけるような体制というものもつくっていければなと思っておりますので、活用できるところはどんどん活用していただきたいというところを考えているところであります。その点について総務課長の考えをお聞きしたいと思います。

**総務課長** リングローさんにおきましては、コンピューターだけでなく、地域貢献もなさっております。また、長沢集学校につきましては本当に地域住民の方々とともに事業展開しているということで、町としても社会教育面、それから地域づくり面でも大変役に立っているんだなと思って、活躍されているんだなと思っております。今後ともそういったことも踏まえつつ、なおかつ情報システムの中での活用についても検討してまいりたいと思っております。

**議長** ほかにありませんか。



**3番** 28、29ページ、10款教育費の中の中学校管理費でございます。ここで、工事請負費、工事費ですけれども、166万9,000円、何か相撲の土俵のアリの対策工事のようなんですけれども、どんな内容の工事なんでしょうか。

**教育課長** 今の質問にお答えします。

中学校の相撲場の外壁の土台を調査したところ、シロアリによる被害が出ているということで、壁面、今回この工事では2方向の壁についての改修を行うための予算を計上させていただいております。以上です。

**3番** 2方向ということでありますけれども、ほかは大丈夫なんでしょうか。

**教育課長** 現状を確認したところ、被害2方向の2面についての改修で当面もたせるといいますか、最低限の改修はできると判断しております。ほかの面につきましては、現状、被害がほぼ確認されておりませんので、将来的にはその面も注意して見ていくこととなりますけれども、一応防蟻処理という部分も考えながら今後見ていきたいと思っております。

**議長** ほかにありませんか。

**9番** 22ページです。6の1の8、ため池整備等事業で委託料30万円ございますが、内容を見ますとハザードマップの作成委託料とございますが、2地区ございます。1地区は私のところでございますが、このため池のハザードマップというのは、ため池が決壊した場合の土石流による被害を想定したハザードマップということなんでしょうか。

今、私の地区だけ申し上げて申しわけありませんが、ハザードマップございます。それを確認しますと、このため池の決壊による土石流が主なハザードマップをつくられているわけでございますが、また新たなハザードマップを作成するという意味なんでしょうか。

あとあわせまして、一問ですね、お願いします。

**地域整備課長** ただいまの質問にお答えします。

今回、議員おっしゃるとおり、ため池のハザードマップの策定のための業務委託料でございます。箇所については、議員おっしゃられたとおり、湯ノ入と、あと平林というか、舟形地区になるんですが、その2カ所の予定でございます。このマップについては新たな形で作成するという形になります。それで、この事業についてなんですが、県と国の100%の補助事業で作成するという形になりますので、そのような形になっております。以上です。

**9番** ハザードマップの作成はわかりましたが、平林のほう、私、現場確認してございませんが、湯ノ入は決壊そのまま何も工事をしておりません。そのまま、これから工事するのかどうか確認してございませんが、そのまま今の決壊した状態の中でハザードマップをつくっても何もならないと思うんだけど、そのあたり今後の何といいますか、前回の災害で決壊した手当てといいますか、そのあたりどう考えているのか、西堀の平林もどうするのかお伺いします。

**災害復旧対策室長** 湯ノ入地区のため池の復旧については、現時点では未定となっております。

前回、前回というか、平成30年度の豪雨でため池決壊したわけなんですけれども、それによって結構下流で影響が出ているような部分もありまして、今後ため池についての維持管理体制等々しっかり検討しつつ、これからどうするかというのをため池については考えていきたいと考えておるところでございます。

**9番** そうしますと、そのまま例えば決壊した状態であればハザードマップなんか必要ないじゃないですか。これから新たにちゃんとしたものをつくって、それがまた新たな災害で決壊とかした場合作るためのハザードマップというのであればわかりますけれども、何も手をつけない、そのまま今考えているんだということであれば、別にハザードマップをつくる必要はないかと思えますけれども、平林はどうなんですか。

**地域整備課長** 今のご質問でございますが、平林についてはB&Gセンターの上のほうになりますが、そこら辺は今機能をしっかり有しておりますので、そこら辺についてはハザードマップはしっかり考えております。

先ほどから言われておる湯ノ入であります、県からの指示もございまして、このような形で湯ノ入が入ったわけなんです、おっしゃるとおり現状が未復旧だということも踏まえまして、県ともいろいろ検討しながら今後進めてまいりたいと思います。今回は一応湯ノ入ということで、湯ノ入と平林ということになったんですが、湯ノ入については再度県ともいろいろ現状をお知らせして検討してまいりたいと思います。以上でございます。

**5番** 26ページ、27ページ、8の2の2、生活道路整備費補助金226万8,000円でございます。内容を見ますと生活道路の整備の要望を受けての増ということですが、これ何か所の増でしょうか。

**地域整備課長** 生活道路であります、今回の補正内容としましては3件の増でございます。

以上です。

**5番** これまでは生活道路の要望というのは、これまでやったのは何件ありますか。

**地域整備課長** 今年度につきましては、実績が今のところ1件になっております。ただ、事業費がちょっと大きなところだったもんですから、今回は不足となりましたので補正を、3件分について補正をさせていただいております。

**議長** 5番議員、いいですか。

**7番** それでは、18ページ、2款総務費1項15目定住推進事業費、済みません、間違えました、その下だ。16目です。2款1項16目公共交通事業費のデマンド型乗合タクシー運行補助金、90万円ほど増になっておりますけれども、これを見る限り、利用者がふえて補助金の交付が多くなったと私見るんですけれども、その内容について質問いたします。取り消します。

**議長** ほかにありませんか。

9番 22ページ、6の2の1、農林振興費でございますが、緑豊かな農林環境推進事業、消耗品費で当初より50万円ほど増額なっていますが、この消耗品費の内容についてお伺いします。

農業振興課長 今回の質問にお答えいたします。

これにつきましては、今年度10月5日に最上地区の森の感謝祭ということで、舟形町を会場に開催されます。そこで県から予算をこの分使ってほしいと、逆に、提供いただきまして、消耗品というのは、いろいろ小学校等にあるベンチ等、木製のベンチがありますけれども、それを今年度もつくりまして、各施設等に分配したいなと思っております。県からもそのベンチをつくってくださいということで、この予算がふえた分であります。

9番 その事業かなと思ったんですが、10月5日の案内を頂戴しましたが、内容がちょっと理解、理解といたしますか、どういうことをやるのかちょっと、どういう感謝祭なのかよく理解できないもんですから、立ったついで、その内容、どんなことをやるのか、地区の輪番制で今回舟形町に当たったということかと思えますけれども、その事業の内容についてお伺いします。

農業振興課長 全体の流れとしましては、林野関係の地区の表彰とか、表彰者を表彰したり、あと緑の少年団ありますけれども、全地区から緑の少年団に参加していただきまして、その中で子供たちの鉛筆づくりだとか、木を使ったいろいろな遊びを踏まえて開催する事業であります。あとは全体的に、これから森林を大切にしようということで、森関係の植樹も兼ねて行う祭典であります。

9番 いまいちよくわからないんですけども、あの案内状にも温泉周辺ということで案内もいただきましたけれども、そういう式典をやるんでしょうか。森関係ということですので、森町長、お答えをお願いします。

町長 森でございますので、お答えさせていただきます。

昨年、私、戸沢村に参加させていただきましたけれども、やはり県では緑環境税、県民一人一人といたしますか、1,000円ずついただいている、そういったこともございますし、森林（モリ）ノミクスということで、県で森林を大切にしようということ、さらには川上から川下までということで、植樹から使うほうの製材等、またバイオマスまでということでの森の大切さ、それから有意義さというものをみんなで分かち合いましょう、理解しましょうというのが森の感謝祭ということでもあります。

今回は最上郡内の開催で、8市町村で舟形町に回ってきているということでもあります。したがって、森林組合とかそれから当然県の森林整備課を中心としまして行われる事業でございます。先ほど課長からもありましたとおり、森林づくりに貢献した方々の表彰等もございますし、さらに緑の少年団ということで各市町村から子供たちが来ていろいろな行事をします。さらには、そのほかに緑の少年団の子供たちと桜の木とかの植樹もございまして。そういうのもろもろのことをするというので、先ほどベンチについても表明がございました。

けれども、ベンチも緑環境税の事業の中で今回舟形町に割り当てが多く来たということで補正をさせていただくという事業でございます。

**議長** ほかにありませんか。

**1番** 24ページの7の2の猿羽山公園管理費の修繕料の修繕したのはどういう項目でしょうか。

**まちづくり課長** 猿羽山公園管理事業の修繕料の内容でございますけれども、民俗資料館前の駐車場地内にあるトイレ、こちらの便器が壊れてございまして、ひびが入っているということでございます。利用者の方々に不便をかけないように修繕をということで予算を計上させていただきました。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**6番** せっかくいい事業なので、ぜひ議会報に載せていただきたいということで、あえて質問します。18ページ、交通安全対策債、この中で高齢者先進安全自動車購入費補助金100万円の増ということで、説明の中では、65歳以上の方が購入したときに、先進安全的な機能がついている車ということでありましたが、このたびから後づけでも対象になるという説明でありましたが、この内容についてももう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

**住民税務課長** ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

現在、手元に東京都で実施している要綱を参考にして今要綱の作成を検討しております。まず1点が、市販の業者の部分の装置が2つ、あとトヨタさんの純正の「トヨサポ」という装置が1つ、あとダイハツさんの「つくつく防止」というアクセル踏み間違い防止装置を参考にさせていただいております。もう1つ、後づけになりますと熊本で、ペダルの脇に足で動かす装置がございしますが、そちらを参考にしながら要綱をつくっております。大体システム的につきましては、センサーがございまして、センサーで確認しますとハーネスでブレーキの抑制をするという形になっているようです。あくまでも誤発進防止になりますので、まるっきりの自動ブレーキではないようなものでありますので、再度内容を検討しまして、10月1日から施行するような形で検討してまいりたいと思います。

**6番** そこまで説明を求めたわけではありませんけれども、まず10月1日からはこれまでの当初からついている車だけじゃなくて、後づけの車にもこれまでどおりの5万円の補助、これを出しますというようなところを回答していただければよかったと私なりに考えているところでした。

**町長** きのうも申し上げましたが、高齢者の方々の免許返納というのも一つ大変重要なことだと認識しておりますが、ただ地域公共交通の発達していない当町において、やはりデマンドタクシー等を活用するということがあってもなかなか自由度が低いということでもあります。

したがって、免許更新の際にまだ運転大丈夫ですよということになった方について、今後安全安心に運転をしていただきたいという思いの中で、安全装置つきの車を買ったとき

に補助を出す制度をつくっております。ただ、余り高齢になりますと新車を買うという方も少なくなっている状況であります。やはり年とってくると今の車でいいわという方もあります。そういった方々にもしっかりと急発進とか誤発進のないような、そういう車にしていただきたいという思いでございまして、できる限り高齢になっても安全安心な、そういった自動車運転をしていただきたいという思いで、後づけの安全装置付きの車に対しても、先ほど議員がおっしゃられたとおり上限5万円ということを目標にしまして補助をしたいと考えているところであります。その施行については10月1日からということで、できる限り周知に努めながら、お年寄りの方も安全に運転していただけるように、町として最大限努力してまいります。

**議長** ほかにありませんか。

**2番** 今の関連ですけれども、先ほど町民に周知していただくために、議会報がどうこうという話あったんですけれども、今の後づけの補助金につきましては最上郡内でやっている自治体があるのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

**議長** 2番議員、関連質問ですか。（「はい、関連です」の声あり）

**町長** 最上管内ではございません。あと県内でも、山形新聞に出ておりましたが、寒河江市で検討するというところで載っていたかと思います。県内でも1番2番の早さでこういった対応をしていきたいと考えているところでございます。

**議長** ほかにありませんか。

**4番** 18ページ、19ページ、住宅推進事業費、在来工法等のリフォーム補助金の補助の要件はどのようなになっているのかお聞きします。

**地域整備課長** ただいまのご質問でございまして、補助の要件、在来工法のほうでよろしかったでしょうか。在来工法につきましては、町単独の補助事業でございまして、100万円以上のリフォームまたは増築、新築等々あるわけなんです、失礼しました、リフォーム関係、増改築については工事費の10%を補助することとなっております。また、上限は20万円までとなっております。要綱等はいろいろあるんですが、在来工法でございまして、杉等の木材を使ったリフォームになります。以上でございます。

**4番** 何でこんな質問するかというと、私のうちの近くから第4町内に引っ越した若い世代の方がいらっしゃるわけ、何げなくこの間会ったときに「リフォームしたからリフォーム補助金もらったんだろう」とお話ししたところ、「いや、何か足りなくてももらえなかった」という返答が返ってきたわけです。そこまでまだ調べてはいないんですけれども、やはりこの町に若い夫婦が、子供がいる夫婦が残っていただける、リフォームということはその土地を買って舟形町に住み続けるという意味でそこを購入されたわけですので、要件的に合わなかったのかもしれないけれども、調べておきますけれども、なるべくならそういう方を舟形町にず

っと住み続けていただけるように、町としても、こういうことだったらなるからなとかって  
いうアドバイスのことも今後考えていっていただきたいという思いで質問させていただきました。

**地域整備課長** 今言われたことですが、担当からいろいろ聞き取りしてみます。私のほうまで届いておりません。ただ、リフォーム補助の要件につきましては、いろいろ要件の内容がございまして、先ほど言ったのは在来工法、町の単独の補助でございますが、県の補助事業ということで、町リフォーム補助事業であったり転入者の補助金であったりいろいろございます。そこら辺も踏まえまして担当者から聞き取りしますので、わかり次第ご連絡するような形でお願いしたいと思います。

**議長** ほかにありませんか。

**1番** 18の12ですけれども、さっきの確認ですけれども、ブレーキシステムというか、誤作動の装置と、プラス自動ブレーキシステムも掲載されるのでしょうか。

**町長** きのうの全協の中でもお話になりましたけれども、金額が多い少ないがございます。したがって、先ほど申し上げましたとおり上限が5万円というものでありますので、その範囲内であれば後づけの装置であっても、あれば該当すると考えているところでございます。

**6番** 30ページ、10の5の3、B&G海洋センター管理費61万5,000円ということで、事業内容を見ますとトイレ等修繕料の増ということでありますが、今回この改修工事を行ったことによって、B&Gの男子、女子の便所は全て洋式化になったという理解でよろしいですか。

**教育課長** 今のB&Gセンターのトイレ修繕ということですが、今回の修繕につきましては、詰まりのふぐあいがトイレに出ておりまして、それを確認、改修するということでの修繕料を計上させていただいております。トイレにつきましては洋式化となっておりますので、洋式化のための予算ではなくて、詰まり、故障の修繕の予算になります。以上です。

**6番** そうしますとB&Gのトイレ等については全て洋式化になったという理解でいいんですね。

**教育課長** 失礼しました。洋式化していない便器もまだございます。一部洋式化は男女しておりますけれども、和便器も残っております。

**6番** 大変突っ込んで申しわけないんですけども、男子、女子の便所の中で洋式化が図られていないというのはパーセントで言うと何%ぐらいなのか。

**議長** 暫時休憩します。

午前11時48分 休憩

---

午前11時51分 再開

**議長** 再開します。

**教育課長** 男子トイレが和式、洋式それぞれ1基ずつになります。女子トイレが2基ずつという

ことで、50%の改修率となります。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時52分 休憩

---

午後 1時01分 再開

**議長** それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

---

**日程第3 議案第37号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)につ  
いて**

**議長** 日程第3 議案第37号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)  
についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第38号 令和元年度舟形町水道事業会計補正予算（第1号）について

議長 日程第4 議案第38号 令和元年度舟形町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、52ページ、これを見ながら質問させていただきます。

この1,500万円、補正額は1,499万9,000円となっていますけれども、これが午前中出た住宅団地の企業債で、組み替えで借り入れた分ということになるかと思えます。それで、この借りることはまずいいんですけれども、当初でとっていた地方債、今度は企業債ということで、利率が変わってきているのか、つまりこの企業債は当初の予定どおり有利な起債の利率で借りられるものなのか、そこら辺のところの詳しいところを質問いたします。

総務課財政係長 午前中に説明しておりました、当初予算で措置しておりました分については過疎対策事業債、7割戻りということで措置しておりましたが、今回の組み替えにより水道事業会計で1,500万円の借入れをするというものの交付税算入については交付税算入なしとなります。以上です。

7番 やはりこれは会計を見る上でここら辺がやはりポイントになるんだろうと思えます。つまり、この借金返済、前回は一般財源を使って4,000万円弱のお金を補填すると。今回は借金するけれども交付税算入はないということで、それは純粋なる我々の将来負担になるわけですから、やはりここら辺のところを気をつけていっていただかないとならないかなと思うかと思えます。

ちょっと戻りまして、47ページのところに戻りまして、企業債の第3条のところの償還方法というところを見ますと「融資先との条件による」のただし書きの中に、繰り上げ返済を将来してもいいよ、できる場合はしますよという文言が入っていますので、財政的に余裕が出たらそういう借金をなるべく早く返していこうという気持ちが見えましたので、いたし方ないかなと思うんですけれども、そういった点も含めて、財政がやはり好転してくればどんどん返していくという気持ちでいるのかどうか、再度確認をさせてもらいたいと思います。

総務課財政係長 この水道事業債につきましては、5年据え置き40年償還ということで、国から借入れをいたします。財政融資資金というものになりますけれども、借入れをいたします。40年償還というものは決められているものでございまして、町の財政の都合で繰り上げ償還をすることができないという内容になります。もし繰り上げ償還をする場合については、40年間払わなければならない利息分をその際に、一括償還をする際に補償金という形で支払いをした上でないと繰り上げ償還をすることができないという制度設計になっております。以上です。



7番 そうしますと貸した金融機関はまず損はしないと、そういうことになるかと思うんですけども、そうしますと、さっき3条と私言いましたけれども、その償還方法の左脇の利率というのが一つ大事になってくるんだらうなと私見ます。ここには利率何%と書かれてないのが普通なんですけれども、やはりここら辺のところを借り入れ先との協議によるという部分を頑張っていたかないと、行政側が頑張って利率の低いものを借りるという姿勢を示していただかないと将来負担というのが町民にかかわってくるんじゃないかなと思いますが、そこら辺のところ、借り入れの利率についてどのように考えているのか質問いたします。

**総務課財政係長** 借り入れ先ということで、近年、当町では国財政融資資金というもの、それから銀行債という2本の借り入れをしている現状でございます。

銀行債につきましては、管内の金融機関の入札といたしますか、見積もりを徴しまして、一番低い利率のところと契約をいたしまして借り入れをするんですけども、今回の水道事業債につきましては全額国の資金を活用するという内容になります。そうしますと入札行為というものでなくて、国では現在その借り入れする時点で幾ら幾らで貸し出しますという利率にのっかって借り入れしかできないという状況になります。

水道事業債につきましては、国の財政融資資金、それから銀行債を選べるものではなくて、財政融資資金しか借り入れすることができないものですから、国の示す利率で借り入れをするしかないということになります。一般的に財政融資資金のほうが銀行債よりも低利であることが多いということになります。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第39号 令和元年度舟形町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について**

**議長** 日程第5 議案第39号 令和元年度舟形町公共下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。

**7番** 先ほどと同じ質問で、ちょっと今回は過疎対策事業債の組み替えというか、あれも入っているんで、今回の1,420万円、この地方債の先ほどと同じ質問で、内容、償還率等の説明をお願いしたいと思います。

**総務課財政係長** それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

58ページ、地方債の補正のページになりますけれども、まず下水道事業債で710万円の増となっております。こちらにつきましては、交付税算入率が、一概にはちょっと言えないんですけども、3割から5割程度ということになってございます。続いて過疎対策事業債でございまして701万円、こちらの交付税算入率は7割ということになってございます。下水道事業債、今回補正予算に計上させていただきました1,420万円のうち、2分の1は過疎対策事業債を使えるという下水道事業の制度設計になっておりますので、710万円ずつということで借入れを予定しておりますところでございます。以上です。

**7番** そうしますと、午前中の一般会計の中から3つに分割したことによって一般会計での道路に対しての有利な借金ができるようになって、して公共下水道にもなって、ならなかったのは水道にだけ有利な借金はできなかったという、言うなれば知恵を使ったような感じにも私見えるんですけども、そういった感じで最大限の努力をして、何ぼでも見込み違いがあった部分を補填しようという努力をしたようにも見えるんですけども、そういうふう知恵を使ったということなんでしょうね。ですか、という質問です。

**総務課財政係長** 分譲地の起債がつかなくなったという時点で大変頭を悩ませまして、このような形で予算を分割し、かつなるべく有利な起債、過疎対策事業債ですけれども、活用できる方策を練りまして、このような対応をさせていただいたという現状でございます。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第40号 舟形町若者向け定住・移住住宅設置及び管理に関する条例の設定について

**議長** 日程第6 議案第40号 舟形町若者向け定住・移住住宅設置及び管理に関する条例の設定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**地域整備課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。

**2番** 私からは、6ページ目の(2)のところですけども、親族の全てが申し込み時において45歳未満という書かれ方しておりますけれども、例えば今現在ほかの市町村に若夫婦、例えばですけども、若夫婦と子供さん、そのお父さんとかお母さんが例えば45歳、46歳で同居していたとすれば、ちょっと言葉悪いんですけども、そのお父さん、お母さんは置いてこないとだめだよという理解でよろしいでしょうか。

**地域整備課長** 荒澤議員おっしゃるとおり、そのような理解でよろしいと思います。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**4番** 7ページ、第13条、住宅の使用期間は2年間とするとありますけれども、これはエンドレスで借り受けができるんでしょうか。子育て支援住宅の場合は下の子供が小学校を卒業するまでという期限があるわけですけども、この2年間というのはどこまでも延ばせていけるような条件なんですか。

**地域整備課長** 使用期間でございますが、2項に示しているとおおり、満了のときは更新できるものとしております。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**9番** 先ほど2番議員から質問あった件でございますが、45歳という縛りというのは、線は、45歳というのは何か根拠があるんでしょうか。その45という数字に、どんな思いでその45歳という制限を設けたんでしょうか。

**地域整備課長** 45歳という年齢の設定でございますが、町で子育て支援及び若者定住支援交付金の要綱がございます。その要件としましては45歳未満の若者ということになっておりますので、今回の入居者の対象者としては県外であったりさらにはそういう若者ということに位置づけておりますので、そちらの要綱とリンクするように、補助がもらえるように考えまして、同じく45歳という設定にさせていただいております。

**9番** そういう裏があるのであれば45という数字わかりますけれども、先ほど2番議員からもあったように、同居する親が45歳以上では入れないという、そのあたりちょっと縛りがよく理解できないんですけども、課長の先ほどさまざま説明あったんですけども、そのあたりどうなんでしょうかね。町長はどんな思いでこの条例を制定したところですか。

**町長** 昨日、一般質問で伊藤議員からも言われましたけれども、三世代同居ということが望ましいことは十分承知するところでございますけれども、その若者向け定住住宅の間取りといいますか、その関係からいってもなかなか親御さんたちも含めて同居するというのは結構厳し

い条件の建物だと理解をしておりますので、先ほど伊藤整備課長からもありましたけれども、45歳という縛りをつけさせていただいたということで、あくまで若者向け定住住宅ということでご理解をいただきたいと思います。

**9番** そうしますと、町長の答弁ですと間取りの関係だという話なんだけれども、それは本人が入居する本人がそれで承知すればそれでもいいと逆に捉えられるんですけども、そういう今の説明ですと。親御さんが1人、50歳の方が1人いて、あと45歳以下の人2人ですか、夫婦でいて、住めないことない間取りだなと思うんですけども、45歳に縛った明確な基準というのが、先ほどの要綱とはまた別の話、ちょっと見えないんですが。

**町長** 町としましては、間取りは二次的な理由といいますか、そういう状況でもあるものですからということで申し上げて、基本やはり若者から移住定住ということで、町内に住んでいただきたいということの思いがございまして、決してお年寄りの方と同居するなということではないんですが、原則的には先ほど伊藤課長から申し上げましたとおり町の補助とセットで入居していただけるとその方についても優遇されるということもございまして、45歳という年齢を設定させていただいたところがございます。

**1番** 9ページの27条の1(2)不正な行為によって入居したときとありますけれども、先ほどの45歳縛りという形で手続上はやはり45歳だとしても、例えば片方の親が亡くなったりとかして引き取るような形というのは申請とかしないわけですよね。それって近隣住民の報告によるものなのか、もしくはその時点で退去を命ずるような不正行為なのか、この不正行為についてはどのような形で判断するのでしょうか。

**地域整備課長** 不正行為によって入居したときということでよろしかったでしょうか。

基本的に入居者の中でいろいろと変動があった場合は町に届け出をまずはさせていただくような形を考えております。その中で、まずは届け出をさせていただくと、そしてその届け出をまずは町でも精査しまして、あとは有無の決定というんですか、報告はするような形を考えております。

**1番** それと26条の立ち退こうとするときの住宅管理委員または町長の指定する者の検査を受けなければならないとありますけれども、この住宅管理委員と指定検査機関というのはどういった機関でしょうか。

**地域整備課長** まずは立ち退こうとするときは5日前に届け出が必要となります。それで、住宅管理委員であります、住宅の入居者の中から代表者を選考していただきまして、管理委員という形で設定を考えております。また、2番目の町長の指定する者の検査でございまして、これについては町長が指定する町の職員であったり、町で決められております会計室検査員の方とかそのような方々になると考えられます。以上です。

**2番** 45歳にこだわって申しわけないんですけども、7ページの13条になりますけれども、例

えば35歳で申し込んで入ったとします。2年ずつ更新して例えば45歳あるいは46歳になった時点ではもう入れませんというような認識でよろしいでしょうか。

**地域整備課長** 先ほどから45歳という年齢を言っているわけなのでございますが、申し込み時において45歳でありますので、更新していった45歳を超えても大丈夫という形になります。

**議長** 暫時休憩します。

午後1時45分 休憩

---

午後1時46分 再開

**議長** 再開します。

**地域整備課長** 入居時の段階で45歳未満でございますので、先ほども言いましたが、エンドレスということで引き続き継続は可能でございます。

**1番** 入居者の結婚もしくは結婚相当にするという形でありますけれども、例えば2人で結婚前の段階で入居して、その後離別したという形になった場合に、ひとり暮らしという形もあり得るということなのか、それとも条件として違反になるのか、その辺のことってどうなるんでしょうか。

**地域整備課長** ただいまのご質問でございますが、まずもっては入居者の異動があれば届け出をしていただきたいと思えます。それで、ここにもうたっているように既婚者ということで、単身では入れないということとなっておりますので、まずは届け出をしていただいて、町に届け出をしていただきたいと考えております。基本的には1人になった場合は退去していただくような形になると思えます。

**1番** じゃ1人になった場合は退去ということでよろしいでしょうか。

あとそれと11条、7ページの11条ですけれども、親族以外の者を同居させようとするときですけれども、親族以外というたとえば範囲というのはどの辺までの範囲、兄弟なのか、どの辺の範囲かお聞かせください。

**地域整備課長** 親族以外の者ということでありますが、兄弟は親族に入るのかなと考えられるわけなんです、規則の中で同じく異動があった場合は届け出が必要となります。その段階で町に提出していただきまして、先ほどと同じ回答になりますが、こちらで判断いたしましてご報告するような形になると思えます。以上でございます。

**1番** ということは、例えば友人同士とかシェアハウスのような利用も可能だということですかね。親族以外となりますと範囲が取りとめないぐらいあると思うんですけれども。

**町長** 11条に書かれている文言については、入居者は住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは町長の承認を得なければならないとありますので、入居時に誰々が入居しますよということで申請があるわけです。それ以外の方が入居しようとした場合

についてはたとえ親族であっても町長の承認を得なければいけないということでもありますので、そこは友達とかシェアハウスとかという話ではないと思います。

**議長** ほかにありませんか。

**7番** それでは、第13条についても一度確認の意味で質問しますが、先ほどからエンドレス、エンドレスという形で言葉が出てきていますけれども、45歳未満で入っても60歳になっても70歳になっても80歳になっても、合致していれば、更新していれば住んでいて結構ですよということなんですか、確認です。

**地域整備課長** 先ほど来いろいろご質問が出ておりますが、入居時に45歳未満でありますので、佐藤議員が言われたとおり年齢が高くなっていってもエンドレスでありますので、可能であるということでご案内させていただいて結構でございます。

**7番** それは大変すばらしい入居要件だなと思いますけれども、例外として、先ほど1番議員から質問した片親になった場合なんかはその条件には適用しなくなるということだと思わすけれども、むしろ女性なんか子供を持って出ていってくれと言われるほうが楽じゃないんじゃないかなと思うんです、片親。既婚者じゃないと入れないという先ほどの答弁でしたよね。むしろ、男性はまずいいとしても、女性が子供を持ったままそこに残された場合に、その入居要件に合わなくなったから出ていってくださいと言われるほうが大変だと思うんです。そういったところの緩和要件は考えておかなくちゃならないんじゃないかなと思うんですけれども、その点どう考えるのか質問いたします。

**町長** この住宅の目的でございますけれども、地方創生を推進するため、若者の定住移住促進を目的として舟形町若者向け定住・移住住宅をつくるということでもあります。今、議員のおっしゃられた、例えば離婚して子供を2人とか1人とか持ったときに大変ではないかと、その人たちに対する対応をしなければいけないのではないかというお話でございますが、町には住宅困窮者向けの団地3棟もございます。その方々については低所得者でも入れるような公営住宅法に基づく入居要件もございます。したがって、この住宅の目的とまた町で持っています町営住宅の団地等の目的とまた違うのでありまして、そこら辺をすみ分けしながら、町では、例えばせっかく舟形町に住んでいただいた人が離婚して別の町に出ていかなければいけないということではなくて、新たな住宅ということで、同じ住宅にはなりませんけれども、違う目的を持った住宅に住むことは可能だと思っております。

**議長** ほかにありませんか。

**6番** 7ページ、(1)入居決定者と同程度の収入を有する連帯保証人2名と。舟形町の財産というところから考えていけば債権保全上必要というところはわかりますが、昨今、連帯保証人というのがなかなか見つからないという現実もありますので、舟形町では町営団地、町営住宅、あと子育て支援住宅、いろいろありますが、これまでの中で連帯保証人に請求して回

収したという事例があるのかお聞きしたいと思います。

**総務課財政係長** 連帯保証人から使用料等をいただくということであると思いますが、過去にあります。ただ、ちょっと手持ち資料ないんですが、いつかはちょっと不確定なんです、そういう事例があります。

**6番** 当然町の財産である以上は、そういう事例があるとすれば、つけざるを得ないのかなと思いますが、保証会社関係というのは、こういうのを保証する会社というのは民間会社でないんだか、そういうところの活用ということも考えてもいいんじゃないかなと思いますが、これがまずあるのかないのかだけ教えてください。

**地域整備課長** ここに連帯保証人2人ということで明記されておるわけなんです、そのほかにも入居者決定になった方については、民間の保証会社ありますが、そこにも入っていただくというような手続になります。両方です。

**1番** 7ページの第12条ですけれども、先ほど離婚してとか1人になった場合もしくは死亡した場合という形でありますけれども、もしその際最低1名になった場合に、次に住める場所的なものをお考えなのか、入居できなくなった場合とかの受け入れ先というか、例えば町外から来て1人になって、舟形町に住みたいという方に対しての移動先というのは考えあるのか。

**地域整備課長** ただいまのご質問でございますが、先ほど町長が述べたとおりでございます、町では公営住宅法に基づいた低所得者向けの住宅もございますし、そちらに移動していただくような形になるかと思われま。以上でございます。

**議長** ほかにありませんか。

**3番** 若者向け定住・移住というような名目で45歳と先ほど出ていますけれども、エンドレスで入居可能というのは、このネーミングからいってある程度、老人クラブ、老人と言われる60歳、65歳ぐらいまで、ある程度入居条件の中で示していただいたほうが、逆に言うとなの方が入りやすくなるのかなということで、ある程度の年齢に達した方に関しては町営住宅なりそういうところをあっせんするとか、そういった形にしていってほしい方がもっと人が来るのかなと思いますけれども、町長、どうなんでしょうか。

**町長** 先ほどから何度か申し上げていますが、これは地方創生の拠点整備交付金を使っている事業でございます、要は総合戦略の中でもこの5年間で移住定住を何人かしなさいよと、ふやしなさいよというようなことがございます。そういった中で、この住宅の目的は都会から含めまして町外から45歳以上の夫婦世帯の者を入居した段階で目的が達成されたということだと思っております。したがって、地域整備課長が申ししているようにエンドレスということもあるんですが、そういうことだと思います。ただ、やはりいずれ手狭になったりとかという部分については、このたび当初予算でお願いしております住宅団地とかそちらに、宅地造成したところに入っていいただければいいのかなということでありまして、この住宅の目

的として、退去年齢を改めて掲げるということはこの補助事業上の住宅としてはなじまないものだと考えております。

**議長** 3番議員、いいですか。ほかにありませんか。

**6番** 先ほど「わかりました」と言いましたが、ちょっとわからないところがありますので、この連帯保証人のほかにも民間会社にも入っているということなんだけれども、1つが民間の保証に入るとすれば当然お金を払わなきゃならないわけですね。それって入居した方が払うのか、町で払っているのか、1つ。

仮に払えなくなったときに、その保証会社に請求するのが優先なのか、連帯保証人に請求するのが優先なのか、この優先順位、ここら辺ちょっと教えていただきたいと思います。

**地域整備課長** まずは保証会社に入るに当たりましての負担でございますが、これは入居者の負担であります。そういう形をとらせていただいております。

それで、どちらが優先かといいますと、まずは民間の保証会社が優先となります。そこで大体ほとんどは完結するのかなと思いますが、その次として連帯保証人が出てくるという形を思っております。以上です。

**議長** 暫時休憩します。

午後2時02分 休憩

---

午後2時03分 再開

**議長** 再開します。

**地域整備課長** 先ほどの回答が誤っておりましたので、訂正させていただきます。

まずは民間の保証会社がございますので、住宅の使用料等が滞納した場合はそちらからお支払いしていただくような形になります。それで、その次がいろいろと滞った場合は連帯保証人のほうということになると思います。

**議長** 暫時休憩します。

午後2時04分 休憩

---

午後2時06分 再開

**議長** それでは、会議を再開いたします。

**地域整備課長** 何回も済みません。

まずは民間の保証会社から、保証会社が入居者の滞納等があった場合は役場にその使用料をお支払いしていただくような形になります。それで、あとはその支払った分に関しては入居者と連帯保証会社との間でいろいろお話をさせていただき、本人が支払われなくなったような場合には連帯保証会社のほうに連帯保証人がお支払いするというような形になります。その



ような形で、町はそこには一切入っていかないという形になると思われま

**6番** 会社が優先的に払ってもらおうという形になっても、要は町から会社に債権が移るだけであって、その保証会社はその入居されている方及び連帯保証人の両方に請求できるということですよ。そこまでのことであれば、連帯保証人をつければ保証会社には入らなくていいよとか、連帯保証人がどうしても探せないから保証会社に入りますよとか、もう少し選択制であっていいような気がするんだけどね。いずれにしても町に損害は発生しないような気がするんだけど、その辺、町長、考える余地があるんじゃないかなと思います。

**町長** 昔担当しておりましたので。公営住宅の例えば団地3棟あるんですが、その方々からも入居する際に連帯保証人をいただいております。ただし、やはり役場と入居者と連帯保証人の中でいきますと、滞納ということがありまして、そういった中で担当者が苦勞していたということでおりました。

その後、子育て支援住宅ができたときに、全国的にもそういった滞納の問題がございましたので、保証会社といろいろ相談をさせていただいたところ、まずは保証会社と役場で契約をしまして、そういった先ほど言った債権という部分のことをございますけれども、まずは1カ月分の滞納が出た段階で保証会社に行政で滞納になりましたと言うと保証会社が行政にまずその方の2カ月分の家賃を払っていただく、その保証会社が今度入居者とどうということなのかという事情を聞きながら、分納するのか、もしくは連帯保証人の方に助けをもらうかということでの相談業務も保証会社でやっていただけたということでもあります。したがって、町の担当者としては、住宅がふえていったとしても滞納があったときの対応が非常にスムーズにいくということで、町では最近そういう取り組みをしているはずだと思っております。

したがって、選択制ということではあるんですけれども、事務処理の観点からも入居時には入居者に2人の身分保障をつける意味での連帯保証人、そしてさらに今度家賃の滞納ということで民間の保証会社の保証をつけていただいているというのが今の現状でございます。

**6番** 今の町長の答弁聞いていますと、家賃等の滞納があった場合にかわりに払ってもらうのが保証会社であって、保証人からは、その人の保証するというのは金銭面じゃなくて別の面の保証のような感じですが、内容的には家賃の滞納あったときには町としては、保証会社、連帯保証人、当然、入居されている方は当然でありますけれども、同じように請求する権利は有しているということなのか、ねえなが。じゃ保証人には延滞した場合は請求しないということか。

**議長** 暫時休憩します。

午後2時12分 休憩

---

午後2時20分 再開

議長 じゃ再開をします。

ここで、2時45分まで休憩をいたします。

午後2時20分 休憩

---

午後2時50分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

地域整備課長 それでは、先ほど民間の保証会社関係の契約等につきまして、どのようになっているかというご質問の中で、今回規則をご提示しておりませんでしたので、今皆様のお手元にあると思いますが、その中で入居者資格第2条第1項第1号にこのような形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第41号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第7 議案第41号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第42号 舟形町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第8 議案第42号 舟形町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第43号 令和元年度舟形若あゆ温泉改修工事請負契約の締結について

議長 日程第9 議案第43号 令和元年度舟形若あゆ温泉改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

2番 私の認識不足だと思うんですけども、この若あゆ温泉に関しましては、平成29年度の中で大規模改修工事ということでされた内容だと思います。今回は第2弾という内容でよろしいかどうか、あとこの次も計画が、ほかの改修工事が計画されているかどうか確認のため教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 若あゆ温泉の改修工事の経過につきましては、平成29年度に浴槽、いわゆる洗い場のほう、温泉施設のほうの改修工事、露天風呂等を広げる工事等を実施してございます。さらに、平成30年度につきましては大広間の改修工事を主に行ってございます。

今回、この請負契約の提案になる工事を行いまして、さらに今後の計画につきましては、まだ老朽化が進んでいる施設の案件もございます。また、コテージ村、コテージ等の改修工事

も予定しているということもございますが、上司と相談しながら進めていきたいと計画してございます。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**4番** 若あゆ温泉の改修工事ですけれども、このたびはあそこの券売機があるあたりを改修するわけですけれども、前から何回も議会でも券売機素通りのことに対しての質問が出ているわけですけれども、今回そこを改修するに当たって、そこの風呂屋で言えば番台ですよ、そこに必ず人がいて、お客様に券売機で買っていただいて入浴していただくようなつくりになっているのでしょうか。

**まちづくり課長** 受付を素通りされるということのないようにというご指摘かと思えます。しっかり入浴券を購入していただいて、さらに受付にその券を提出していただけるように、またそこをあけないようにということで、温泉の職員、公社の職員にも伝えてございます。そういったことのないように努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**1番** きこの資料で改修場所を見させていただきましたけれども、今のフローリング施設から和室、畳部屋に変えるということで、あとは小部屋3つですか、小部屋3つと、フローリングのところを畳に変えて、カラオケ等を置くというような形でしたけれども、大広間を含めて全て宴会場に利用できるということでしょうか。

**まちづくり課長** 宴会という言葉が適切かどうかはいろいろ捉え方があるかと思えますけれども、まず大広間については休憩室でご利用いただいているということが今現状です。7月7日に東京友の会で80名と、東京友の会の方々については49名、それから町でご案内した方々を含めると約80名の方の規模で懇親会をするという場合ですと大広間を活用するということもできます。

今回のフローリングを和室にするという形の部屋の改修につきましては、現在の農事研修室、こちらの規模と大体同じ規模になっています。ここでもやはり研修であったり懇親会であったりというものにも活用できるような形になります。また、今の視聴覚室についても、小部屋ということではございますけれども、同じように休憩室であったり懇親会ができるという活用の仕方になる予定でございます。以上です。

**1番** ということは、軽い運動とか卓球とかそういうものがなくなるということではよろしいでしょうか。

**まちづくり課長** 卓球の設備まで準備してなかったと思います。さらに、今回畳敷きにして、ゆったりくつろげるスペースというところになってございますので、そういったスポーツ的なところ、体を動かすというところについては、スポーツということよりは、例えば100歳体操とかそういった形で体をほぐしたり柔軟体操的な活用については十分に対応できるのでは

ないかなと考えてございます。

**1番** では、そのような軽スポーツを畳部屋でも可能とする、今後の健康維持を推進できるようなものだといいことですね。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第44号 令和元年度地方創生型若者向け定住・移住住宅新築工事請負契約の締結について

**議長** 日程第10 議案第44号 令和元年度地方創生型若者向け定住・移住住宅新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**地域整備課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。

**2番** 私からは、きのうの全員協議会の中で落札率が97.8%という説明を受けました。指名競争入札ですけれども、今回の落札額と最高の額ですね、提示された額との差異はどれほどあったのかなという質問をいたします。

**地域整備課長** 落札率につきましては97.8%でございます。落札額であります。1億4,229万9,000円でございます。4社の指名入札ということで応札していただいたんですが、手元に資料を持ってきておりませんでした。大変申しわけないんですが、最高額についてはお答えすることができません。申しわけございません。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

- 日程第11** 認定第1号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第2号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認  
定について  
認定第3号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について  
認定第4号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定に  
ついて  
認定第5号 平成30年度舟形町水道事業会計決算の認定について  
認定第6号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて  
認定第7号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

**議長** 日程第11 認定第1号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第  
2号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定  
第3号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定  
第4号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第  
5号 平成30年度舟形町水道事業会計決算の認定について、認定第6号 平成30年度舟形町  
農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成30年度舟形町公  
共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**会計管理者** (朗読、説明省略)

**議長** ここで、皆様に会議時間の延長についてお諮りいたします。

会議時間は午後4時までとなっておりますが、会議規則第8条第2項により午後5時まで延  
長したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、午後5時まで延長いたします。

続きまして、監査委員による各会計の決算審査結果報告を渡邊代表監査委員より求めます。

**代表監査委員** それでは、私より、平成30年度決算審査意見書を述べさせていただきます。

ただいま須貝会計管理室長より詳しい説明がございました。また、決算意見書も確認してもらっていることと存じますので、1. 審査概要、2. 審査の結果を割愛させていただき、18ページからの3. 総括意見を述べさせていただきます。

1. 各会計の決算計数について。

舟形町一般会計、5特別会計決算書、1公営企業会計決算報告書及び財産に関する調書、基金の運用状況について、予算が適正かつ効率的に執行されているか、証拠書類等を照合審査いたしました。また、7日間にわたり各課関係職員の出席を求め、主要な施策の成果報告の説明を受けました。さらに、定期監査、例月出納検査等の結果も参考に審査した結果、決算計数はいずれも符合し、誤りのないことを確認いたしましたので、報告いたします。

2. 収納対策について。

5ページ、第5表に示したように、山形県でまとめた市町村別市町税徴収率順位によりますと、平成27年度6位、平成28年度5位、平成29年度4位、そして平成30年度は第1位の徴収率でございました。これは関係職員が日々収納対策に取り組んだ結果であり、その努力を評価したいと思います。

平成30年度の町税未済額は、前年度に比べ218万4,000円、率にして33.5%減でした。町税全体の未済額は434万4,000円のうち359万9,000円、率にして82.8%が固定資産税分であり、固定資産税未済額は相続放棄が大きな要因となり、平成28年度より増加傾向にあります。また、町税全体の不納欠損額124万円のうち122万1,000円、率にして98.5%が固定資産税分でした。固定資産税は、評価額が低下しつつも町税全体の48.9%を占めており、税負担の公平性を確保する上からも、特に固定資産税の効果的な徴収対策に力を注いでもらいたいと思います。

使用料の未済額が多いのは、今年度も農業集落排水使用料、水道使用料でございました。特に注視されたいのは、現年度分未済額が前年度比で農業集落排水使用料で50.9%、水道使用料が35.3%増加していることです。その要因を検証され、滞納繰り越し分を増加させないよう現年度未済額ゼロに努めてほしいと思います。また、農業集落排水接続区域、公共下水道接続区域内で合併浄化槽19世帯、単独浄化槽39世帯、くみ取りが97世帯ありました。このような区域内においては接続の義務を働きかけ、一元化を図り、生活環境の改善、使用料金の増につなげてほしいと思います。

財政健全化について。

実質公債費比率は、単年度0.5ポイント、平均値で0.4ポイントの悪化であり、平成27年度と比較すると1.3ポイントの悪化となりました。改善要因として、舟形小学校整備事業の一般会計の元利償還金の減少、最上広域市町村圏事務組合負担金においてエコプラザもがみ費分担金と消防費分担金の公債費負担金減が挙げられます。悪化要因としては、公共下水道事業、農業集落排水事業において元利償還金に充当できる地方債の発行額が減により一般会計繰出

金が増大したこと、元利償還金に係る基準財政需要額算入額の減などが挙げられます。

将来負担比率は、平成29年度に22.3ポイント改善されましたが、平成30年度には11.6ポイントの悪化となりました。改善要因として、光生園建設元利償還補助事業に係る債務負担行為に基づく支出予定額の減、公営企業の起債残高の減少により一般会計繰り出し見込額の減、また退職手当について、一般職員の若年化による支給見込みが減少し、普通交付税算入見込額の増などが考えられます。悪化要因としては、一般会計における地方債残高の増加、最上広域市町村圏事務組合エコプラザもがみに係る負担金の増、災害等による財政調整基金の減、元気ふるさとづくり応援基金の減など、充当可能基金の減が考えられます。

財政力指数は、単年度で0.007ポイント改善、平均値として0.003ポイント改善されました。また、経常収支比率は前年度より2.7ポイント悪化し87.6%でした。

財政状況はこれまで改善傾向にありましたが、平成30年度の豪雨災害に対応する分によって財政力指数が悪化に転じ、推計によりますと令和6年にピークに達します。財政健全化法に基づいた財政状況のチェックを怠らず、持続可能な財政構造の構築に向け、将来を見据えた財政運営を一層進められることを要望いたします。

ふるさと応援寄附金について。

平成30年度のふるさと応援寄附金は1億2,115万円で、前年度比で8億8,740万1,000円、率にして88.0%の減でした。平成30年度は総務省の通達に沿った運用を行ったことで減額はいたしました。1億円を超える多大な寄附をいただきました。各イベントでのチラシ配布などのPRによる取り組みや先進地への視察研修など、担当職員の懸命な努力のたまものであると評価したいと思います。また、災害のあった地域へのお見舞いメッセージなどの送付活動も実施され、当町の豪雨災害時には励ましの言葉や寄附をいただきました。節税目的だけでなく、舟形町を思うリピーターとの関係は今後とも大切にしていっていただきたいものです。

出資による権利について。

全ての有価証券、出資金、出捐金について、出資先と照会いたしました。有価証券は1件の解散があり、決算年度末現在高は155万5,000円減で1,235万5,000円でした。出資金は異動なしで、年度末現在高は前年度同様の9,667万9,000円でした。出捐金15件のうち1件が解散、3件の異動があり、決算年度末現在高は396万4,000円減の2,249万5,000円でした。

#### 6. 団体、実行委員会等の事務局について。

多くの団体、実行委員会の事務局を役場職員が担い、会計を担当していることから、決算書、通帳を提示してもらい、経理状況について監査を行った結果、経理状況は適正と認められました。町長より委嘱された各委員の報酬は、源泉後は全て本人に支払い、会合等の必要経費がある場合はその都度徴収すべきであり、支払い方法も統一化していただきたいと思っております。



## 7. 定員管理について。

平成30年度舟形町職員数は、新規採用4名、退職者5名、合計74名であり、職員給与は前年度比で0.1%減でしたが、災害復旧費等にかかった1,103万8,000円を含んだ職員手当は4.6%増となりました。職員の年齢構成は、20歳代19人、30歳代7人、40歳代23人、50歳から54歳まで7人、55歳以上が18人で、現在の職員の平均年齢は約41歳です。今後、毎年数名の退職者が予測され、5年後の平均年齢はさらに若返り、経験者不足職員構成の傾向が考えられます。現在の課長、課長補佐は、事務フローごとに想定されるリスク例、その対応策、各事務の手順書、関係法令等を表示した一覧表を作成し、交代引き継ぎされることを望みます。貴重な経験で若い職員を指導され、高齢化の進む町民を元気にする若手職員であってほしいものです。

出勤状況、振りかえ勤務命令の取得状況等については、適正に管理されておりました。

### 1. 工事管理業務について。

大切な町有財産となる町発注の建物は、設計図書に従って適切に施工され、また瑕疵の責任所在を明確にしておく上でも設計業務とともに工事管理業務の委託は必要と思います。また、工事管理報告書は成果品として提出させ、保管してください。

## 9. ごみ減量化について。

山形県は、2020年度に最終年度を迎える第2次循環型社会形成推進計画に掲げた一般廃棄物の排出量の目標達成が厳しい状況であることを踏まえ、家庭と各職場でのごみの削減に向けた普及啓発にさらに力を入れると公表いたしました。目標達成に向け、市町村ごとにどういったごみが多いかを分析し、地域に合った施策も検討するとのことでした。

舟形町においても、可燃物・不燃物ごみ処理実績は前年度に比べ若干減りましたが、1人当たりのごみの処理実績はふえており、目標達成はほど遠い状況です。ごみの削減には一人一人の自覚と取り組みが大切です。担当職員は、県で主催するごみ削減シンポジウム等に積極的に参加し、ごみ減量化に取り組む方法を学習され、舟形町のごみ排出量の目標達成に向け努力していただきたいと思っております。

## 10. 農業振興事業について。

農業振興に係る補助事業は、4年間で継続している事業、事業名が変わった事業、新規事業もありますが、事業件数15本、事業費総額15億4,132万円でした。このうち国・県の補助額が6億3,689万6,000円、41.3%、町の補助額7,491万3,000円、4.9%で、受益者負担額は8億2,951万1,000円、53.8%でした。この中で受益者の途中リタイアや交付決定の取り消しなど1件もないことは、担当職員の指導力であると評価したいと思います。今後も農業経営に必要な補助事業の情報を公平に提供され、舟形町の農業収益アップにつながるよう取り組んでいただきたいと思っております。

平成30年度の園芸作物は、出荷量、販売額ともに2割強の伸びで、園芸農業への経営転換、スタートアップなどの事業の取り組みが評価されている結果だと考えられます。

#### 11. 受動喫煙について。

受動喫煙防止条例を踏まえ、受動喫煙対策を強化するため、改正健康増進法が令和元年7月に施行されました。山形県は、改正法施行時に庁舎敷地内を全面禁煙としていた舟形町を含む4市町村を公表いたしました。平成29年度、定期監査の時点では、役場庁舎は施設内のみが禁煙で、玄関から10メートル離れたところに施設外喫煙所を設置との回答でしたが、受動喫煙による健康被害の重大性を認識され、いち早く取り組まれたことに、町民の健康を第一に考える町の姿勢を評価いたします。

#### 12. 災害復旧事業について。

8月豪雨災害復旧工事事業内容は、次のとおりで、災害復旧工事、事業箇所数1,151カ所、総事業費15億700万9,000円、平成30年度分が6億2,836万1,000円、繰り越し分が7億648万2,000円、令和元年度小災害分として1億7,216万6,000円となりました。この災害による起債残高は6億7,300万円を超えるものの、後年度の交付税算入で4億6,300万円があるため、実質的な町の負担、返済分でしょうけれども、2億1,000万円が長期的な一般財源負担となる見通しです。起債対象外事業に対応するため、平成30年度から令和元年に充当した一般財源3億4,900万円を合算すると5億5,900万円となりますが、歳入の特別交付税が災害等により7,000万円増加したことを考慮すると4億8,900万円の一般財源負担になります。これらにより、総事業費15億700万9,000円に対し国・県の支援により町の実質的な負担額は4億8,900万円、約32%と推計しております。

町長はじめ議員の皆さんが幾度も陳情に出向かれたことに感謝するとともに、労を惜しまず災害補助事業に取り組まれた関係職員の努力と実績を評価したいと思います。

#### 水道事業について。

前年度より給水人口131人の減少、また節水機器の普及により家庭での1人当たりの使用水量も減少し、平成30年度の有収水量は前年度に比べ4,830名の減となり、給水収益は1億300万1,000円で82万7,000円の減となりました。水道は町民の最も重要なライフラインであり、町民により安全なものをより安定的に供給し続けるために、水道事業経営は安定的に継続していかなければなりません。公営企業会計による悪化原因を分析され、独立採算の確立に向け今後の方針を検討していく必要があります。また、水道使用料金未済額の回収改善にも努力していただきたいと思います。

終わりとなりますが、縄文時代から水辺に住み、川と親しんできた私たち町民は、突然の災害の恐ろしさを経験し、防災の重要性も考えさせられました。

平成30年度災害復旧事業債、そしてこの教訓を受けて防災対策として計画されている事業に

係る福祉避難施設整備事業債、防災拠点施設整備事業債などが今後見込まれ、実質公債費比率は急激に悪化傾向になり、令和6年にピークに達する推計としております。経常収支比率と実質公債費比率の状況をどう捉え、行政方針を進めていくか、議決機関である議会のあり方の重要性を強く感じます。行政の執行機関と対等な立場で活発な意見を出し合い、住民生活の向上に努めてほしいと思います。

現在取り組んでいる日本一の給食食育推進事業、孫プロジェクト事業、これらの成果が出て、Uターン、Iターンする若者たちがふえる日を切望しています。そのとき、帰ってくる若者たちを財政状況、自然環境などが今まで以上に良好で住みよい舟形町として迎えられることを期待し、平成30年度決算審査意見書といたします。ありがとうございました。

**議長** ご苦労さまでした。

ただいま上程されました7会計決算等調書の審査方法についてお諮りいたします。認定第1号から認定第7号まで計7議案を審議するために、10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し審査する方法でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により全議員10名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。ただいま指名した全議員10名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会の正副委員長を選任についてお諮りいたします。

**6番** それでは、私から提案をさせていただきます。

決算審査特別委員会の委員長には総務文教常任委員長の佐藤広幸議員、副委員長には産業振興常任委員長の石山和春議員を推薦いたします。

**議長** ただいま6番議員より、委員長には佐藤広幸議員、副委員長には石山和春議員との発言がありました。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** ご異議なしと認め、委員長には佐藤広幸議員、副委員長には石山和春議員に決定いたしました。

決算審査特別委員会に入りますので、本会議を本日より10日まで休会することといたします。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、本会議を10日まで休会いたします。

特別委員会は、あす午前10時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時13分 散会

令和元年9月11日（水曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第4日目）

令和元年舟形町議会第3回定例会第9日目

令和元年9月11日（水）

---

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域整備課長	伊藤武美
副町長	庄司雅人	総務課財政係長	八畝幸仁
会計管理者	須貝孝子	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊藤秀樹
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤幸一	教育長	齊藤涉
まちづくり課長	小野芳喜	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	代表監査委員	渡邊敬子
住民税務課長	伊藤茂樹	監査事務局長	相馬昇
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八畝照光		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相馬昇	主事	伊藤優
--------	-----	----	-----

---

議事日程

日程第1	認定第1号	平成30年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第2号	平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
	認定第3号	平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定  
について

認定第 5号 平成30年度舟形町水道事業会計決算の認定について

認定第 6号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

認定第 7号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第2 議案第45号 舟形町人権擁護委員の推薦について

日程第3 議案第46号 舟形町情報公開審査会委員の選任について

日程第4 議案第47号 舟形町情報公開審査会委員の選任について

日程第5 議案第48号 舟形町情報公開審査会委員の選任について

日程第6 発議第 1号 舟形町議会活性化特別委員会の設置

追加日程第1 議会活性化特別委員会の閉会中の継続審査申出

日程第7 閉会中の所管事務調査報告

総務文教常任委員会・産業振興常任委員会

日程第8 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時29分 再開

**議長** 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから9日目の定例会を開会いたします。直ちに会議を開きます。

- 
- 日程第1 認定第1号** 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について  
**認定第2号** 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について  
**認定第3号** 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
**認定第4号** 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について  
**認定第5号** 平成30年度舟形町水道事業会計決算の認定について  
**認定第6号** 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
**認定第7号** 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**議長** 日程第1、平成30年度決算の認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員会に付託しました認定第1号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成30年度舟形町水道事業会計決算の認定について、認定第6号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7会計について審査報告を求めます。

**決算審査特別委員長** おはようございます。

では、報告させていただきます。

令和元年9月11日 舟形町議会議長 八楯 太殿。決算審査特別委員会委員長 佐藤広幸。

決算審査特別委員会審査報告書。令和元年9月定例会、9月5日に本委員会を設置し、付託されました、平成30年度舟形町一般会計歳入歳出決算、平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成30年度舟形町水道事業会計



決算、平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、以上、7会計の決算認定について、9月5日から10日までの4日間、提出された決算書等の内容を町長以下職員の説明を受け、慎重に審査した結果、認定すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。以上です。

**議長** ただいまの委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより認定第1号から認定第7号まで7議案について採決します。認定第1号から認定第7号までの7議案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、認定第1号から認定第7号まで7議案について原案のとおり認定されました。

---

## 日程第2 議案第45号 舟形町人権擁護委員の推薦について

**議長** 日程第2 議案第45号 舟形町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**町長** （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

## 日程第3 議案第46号 舟形町情報公開審査会委員の選任について

## 日程第4 議案第47号 舟形町情報公開審査会委員の選任について

## 日程第5 議案第48号 舟形町情報公開審査会委員の選任について

議長 ここで皆さんにお諮りいたします。日程第3、議案第46号、日程第4、議案第47号、日程第5、議案第48号 舟形町情報公開審査委員会委員の選任については、一括して審査質疑を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、一括して審査質疑を行います。それでは、提案理由の説明を求めます。

町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第46号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第47号を採決します。議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第48号を採決します。議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

## 日程第6 発議第1号 舟形町議会活性化特別委員会の設置について

議長 日程第6、発議第1号 舟形町議会活性化特別委員会の設置についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

6番 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をし、舟形町議会活性化特別委員会の正副委員長の互選のため、議会活性化特別委員会を招集いたします。ここで午前11時まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

---

午前11時04分 再開

**議長** それでは、会議を再開いたします。

舟形町議会活性化特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告願います。

**5番** 特別委員会正副委員長の互選の結果の報告をいたします。

舟形町議会活性化特別委員会で慎重審議した結果、委員長に斎藤好彦君、副委員長に奥山謙三君と決定いたしましたので、ご報告をいたします。

**議長** ただいま報告がありましたように、舟形町議会活性化特別委員会の委員長には斎藤好彦君、副委員長には奥山謙三君が選任されました。舟形町議会活性化特別委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

ここで文書配付のため、暫時休憩をいたします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時06分 再開

**議長** 再開いたします。

本日の日程の追加についてお諮りいたします。ただいま配付いたしました追加議事日程のとおり、追加日程第1を議題といたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。

---

#### 追加日程第1 議会活性化特別委員会の閉会中の継続審査申出

**議長** 追加日程第1、議会活性化特別委員会の閉会中の継続審査申出の件を議題といたします。

議会活性化特別委員長より会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査について申

し出があります。議会活性化特別委員会委員長より説明を求めます。

**議会活性化特別委員会委員長**（朗読、説明省略）

**議長** お諮りいたします。議会活性化特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** 異議なしと認めます。よって、議会活性化特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

## 日程第7 閉会中の所管事務調査報告

**議長** 日程第7、閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

初めに、佐藤広幸総務文教常任委員長より報告を求めます。

**総務文教常任委員長** では、報告いたします。

令和元年9月11日 舟形町議会議長 八畝 太殿。総務文教常任委員会委員長 佐藤広幸。

所管事務調査報告書。総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記。

1. 期日 令和元年7月3日（水）
2. 調査内容（主要事業の説明）

### ○総務課

- 1、財政関係指標の推移について
- 2、会計年度任用職員制度について

①実質公債費比率が村山市に次いでワースト2位で財政状況は芳しくない状況にある。

また、単年度償還金は多いが起債残高は少ないなどの説明があったが、堅実な財政運営に努めていただきたい。

②会計年度任用職員制度を令和2年から実施する予定であるが、任用形態において採用職員に不利益が生じないように検討されたい。

### ○住民税務課

- 1、防災行政無線デジタル化改修工事について

①町民から意見が出されている「防災無線の音声が聞こえないところがある」については、施工業者と連携し問題の解消を図っていただきたい。

### ○健康福祉課

- 1、幼児教育・保育の無償化について
- 2、福祉避難所事業について

### 3、指定口座の管理について

- ①10月から消費税増税に伴い無償化されますが、一部保護者負担もあるようなので、説明と事務手続を確実に実施されたい。
- ②福祉避難所建設予定地については、県から「洪水浸水指定地域外」であることが確認されたが、背後にある大堰の洪水対策を十分検討し実施されたい。
- ③給付金が指定口座と違う口座に振り込まれた保護者がいた。個人情報保護の観点からも緊張感のある業務の遂行をされたい。全課に共通する問題であり、今後は口座の保存期間を定めるなど、管理を徹底し、町民から不信感を持たれないようにしていただきたい。

#### ○教育課

- 1、日本一の給食食育推進事業について
- 2、国宝土偶「縄文の女神」舟形からの発信について

- ①子供の愛郷心や郷土への誇りを育むための事業だが、確実に目標を達成されたい。
- ②「縄文の女神まつり」「最上南部3町村縄文文化発信推進会議」「2020 東京五輪・パラにおける縄文文化発信プロジェクト」の3事業で発信する内容だが、発信の意義・内容を明確化する必要があると思われる。

以上でございます。

**議長** ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続きまして、石山和春産業振興常任委員長より報告を求めます。

**産業振興常任委員長** それでは、報告いたします。

令和元年9月11日 舟形町議会議長 八 鉢 太 殿。産業振興常任委員会委員長 石山和春。所管事務調査報告書。産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報

告いたします。

記。

1. 期日 令和元年年7月18日(水)

2. 調査内容(主要事業の説明)

(1) 福祉避難所の建設計画について

①建設場所

最上郡舟形町舟形字ハリヨ4550番1(ほほえみ保育園向かい)

②避難対象

現在は乳幼児、在宅介護者、身体障がい者(視覚、聴覚、呼吸器)、精神障がい者、知的障がい者(療養手帳所持者)計185名を想定している。

③介護スタッフについて

総務省の指針として10名に1名のスタッフが必要なため、185名に対して19~20名の配置を想定している。介護スタッフ以外の人員として、管理者25名、介護ボランティア・炊き出しボランティア40名程度、付き添い等々全部で261名程度のスタッフ、付き添い等の人員を予定している。

④対応策

災害発生時は、他地区からのボランティアスタッフの確保は困難であると予想されるので、舟形本町在住の介護に携わる方や元看護師の方等に事前をお願いするなど、災害発生時の迅速かつ円滑な対応につながるよう対応されたい。

(2) 防災センターの建設計画について

①建設場所

最上郡舟形町舟形字舟形149-2(保健センター南側の空き地)

②対応策

建設予定地付近に活断層帯の推定がされており、耐震構造等について十分に検討し、対応されたい。

(3) 町独自の農地・農業用施設災害復旧補助金の交付状況について

①平成30年度の補助金交付実績

町からの補助	農地	206カ所	5,601万9,600円
	農業用施設	130カ所	3,788万4,400円
	合計		9,390万4,000円

②令和元年度の補助金交付申請(見込み)

町からの補助	農地	517カ所	1億4,318万4,000円
	農業用施設	60カ所	2,898万2,000円

合 計 1億7,216万6,000円

③対応策

全体として農地723カ所、農業用施設190カ所、総事業費2億6,607万円と多額の財政負担となっている。今後は災害復旧事業のあり方など十分に検討し対応されたい。

以上です。

**議長** ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより産業振興常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

---

**日程第8 議員派遣の件**

**議長** 日程第8 議員派遣について議題といたします。議員派遣の内容については、議会事務局長より朗読させます。

**議会事務局長** (朗読、説明省略)

**議長** 議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

---

**議長** これをもちまして9月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。町長よりお礼の申し出がありますのでお受けいたします。

**町長** 令和元年度第3回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

9月3日から9日間の日程で、一般会計及び特別会計予算の補正が4件、条例の設定が1件、制定が2件、承認が2件、報告が1件、人事案件4件、平成30年度一般会計及び特別会計の決算に係る認定が7件、合計21件の案件につきまして満場一致でご決議賜りまして、まずもって御礼を申し上げます。一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は、真摯に受けとめまして、行政運営に努めてまいりたいと思います。

先日9月7日、8日開催の第39回若鮎まつりは、議員の皆様のお思いにより、晴天に恵まれて2万人の来場者となりました。衆議院議員加藤鮎子様、参議院議員舟山康江様、参議院議員はが道也様をはじめ、多くのご来賓の方々のご臨席を賜りましたこと、改めて感謝を申し上げます。

昨年の8月の2回の豪雨災害を乗り越えて新しく舗装された会場での開催に評判はおおむねよかったというふうに思っております。若鮎まつりを通して、町内をはじめ、県内外に縄文の女神と若あゆの里の名に恥じない日本一の舟形のアユ、そして舟形の豊かさ、魅力、味覚を十二分にアピールできたと思います。そして、実行委員会の皆様やまちづくり課を中心に第39回若鮎まつりを支えていただいた職員の皆様のおかげと、この場をおかりしまして心から感謝と御礼を申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、秋の収穫作業等で忙しくなる季節、そして、日中と朝晩の寒暖の差が大きくなる季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。9日間ありがとうございました。

**議長** 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第3回舟形町議会定例会を閉会いたします。9日間にわたる慎重審議、大変ご苦労さまでした。

午前11時25分 閉会

---

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 鍬 太

署 名 議 員 小 国 浩 文

署 名 議 員 叶 内 富 夫